

平成28年度 東京都教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（平成27年度分）報告書

東京都教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 26 条の規定により、平成 28 年度東京都教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 27 年度分）報告書を次のと
おり提出する。

平成 28 年 9 月 28 日

東京都教育委員会

目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について……	1
第 2	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針について……………	1
第 3	東京都教育委員会の平成 27 年度の主な活動の概要……………	2
第 4	東京都教育ビジョン（第 3 次）について……………	3
第 5	東京都教育ビジョン（第 3 次）に基づく平成 27 年度主要施策……………	5
第 6	東京都教育ビジョン（第 3 次）に基づく平成 27 年度主要施策の点検及び 評価……………	17
第 7	点検・評価に関する有識者からの意見 ……………	131
< 資料 >	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱……………	134

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、平成27年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

第2 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

(平成20年6月12日 東京都教育委員会決定)

1 点検及び評価の目的

- (1) 東京都教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

「東京都教育委員会の主要施策」を対象とする。

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は3年とする。
- (4) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 東京都教育委員会の平成27年度の主な活動の概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した6人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会、集中討議等を行っている。平成27年度は、定例会を19回開催し、議案282件、報告事項68件について審議等を行った。議案決定までの審議の過程において、委員から出された様々な意見を内容に反映した。

定例教育委員会の会議以外の活動では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条に基づき、総合教育会議（3回）において教育施策大綱の策定に関して知事との協議を行った。

その他にも、区市町村教育委員及び都・区市町村立学校長等を対象とする教育施策連絡協議会等や東京都教職員研修センターにおける「東京都教育実践発表会」での特別講演、入学式・卒業式、周年行事等に出席した。

また、「東京都教育の日」の関連事業視察としては、公立学校を訪問し各学校の状況を把握するとともに、教職員等との間で意見交換などを実施し、教育現場の状況や公立学校の多様な取組等を把握する機会とした。これら意見交換などの内容は、教育委員会において、学校教育現場の貴重な意見等として取り扱った。

平成27年度において、東京都教育委員会が取り組んだ特色のある施策として、以下の5点が挙げられる。

- 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上
- 国際社会で活躍する日本人の育成
- 不登校・中途退学対策の推進
- 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築
- オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京都教育委員会の活動は、現場の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育委員会の活動や教育施策が都民にとって分かりやすいようにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な取組を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

第4 東京都教育ビジョン(第3次)について

1 東京都教育ビジョン(第3次)の基本理念

<基本理念>

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

2 基本理念を実現するための五つの視点

基本理念を実現するため、次の五つの視点を重視して教育施策を展開する。

視点1 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。

- 全ての子供たち一人一人がかけがえのない存在である。その個性や能力は、子供一人一人によって異なるものである。子供の教育に関わる者は、子供一人一人に目を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、心身の発達段階を踏まえて系統的、組織的に行うことが大切である。このような指導を通して、一人一人の個性や能力を引き出し、最大限に伸ばしていく。その際には、自分のよさを肯定的に認める自己肯定感を高めることが重要である。自己肯定感を高めることは、自らの個性や能力をさらに伸ばそうとする意欲や態度につながるものである。

視点2 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

- 近年急速に進行する知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を調和よく育むことが求められている。これらを調和よく身に付けることは、これからの社会を自立的に生きる基盤である。子供一人一人の「知」「徳」「体」の状況や課題を十分に把握し、これらを調和よく育むよう個に応じた丁寧な指導を行う。

視点3 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

- これからの社会を生きていくために必要なことは、知識・技能の習得はもとより、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、新たな価値を生み出す創造力等を身に付けることである。このような力は、講義形式の指導のみで身に付くものではない。読書活動や書くこと、論理的に説明したり討論したりするなどの言語能力の向上を図る取組や、学んだことを実際の生活や課題解決の場面に生かす体験的な活動などを、積極的に導入することが必要である。これらの教育活動を重視し、子供の思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

視点4 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

- これまでの我が国では、国や社会は誰かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからの我が国や社会の発展のためには、一人一人が社会の一員としての自覚を持ち、社会づくりの主体として、公共のために積極的に行動することが求められる。また、国際社会の構成員としての自覚を持ち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材を育成することも重要である。実社会とのつながりを自ら体験できるボランティア活動や、我が国や他国の伝統・文化に触れる活動、世界で活躍しようとするチャレンジ精神を育むことなどを通して、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

視点5 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

- 学校において、上記①から④までを踏まえた教育活動を実践するのは教員である。しかし、子供の教育は、学校だけで完結するものではない。保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであり、子供の現状・課題について十分認識し、必要な家庭教育を行わなければならない。また、地域・社会は、次代を担う子供の育成が大人の役割であることを認識するとともに、生涯学習の理念も踏まえ、自ら学んだ知識を子供の教育に生かすなど、自らが行い得る取組を積極的に行わなければならない。このことを踏まえ、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てる。

3 東京都教育ビジョン（第3次）の体系

本ビジョンでは、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、「知」「徳」「体」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として体系化した。この体系に基づく各施策を推進することにより、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指す。

第5 東京都教育ビジョン(第3次)に基づく平成27年度主要施策

東京都教育委員会は、東京都における教育振興基本計画として位置付けた「東京都教育ビジョン(第3次)」を平成25年4月に策定し、今後、5年間を中心に、中・長期的に取り組むべき教育の方向性を明らかにした。

「平成27年度教育庁主要施策」は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「東京都教育ビジョン(第3次)」に基づき、東京都教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

取組の方向1 学びの基礎を徹底する

主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上(小・中学校)

- 1 都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。
- 2 小学校算数において「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づいた習熟度別指導を全面实施するとともに、新たに中学校数学及び英語において効果的な習熟度別指導・少人数習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。
- 3 小学校において、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を一層推進するとともに、新たに「東京ベーシック・ドリル(中学校版)」の開発及び活用を通して、基礎・基本の定着を図る。
- 4 算数・数学、理科に関する児童・生徒の基礎学力の定着を図るため、都内10区市町村を学力ステップアップ推進地域として指定し、基礎学力定着アドバイザーによる教員への支援及び外部指導員による児童・生徒への支援を実施する。

<主要事務事業(例)>

- 児童・生徒の学力向上を図るための調査等(指導部)
- 「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導の推進(指導部)
- 「東京ベーシック・ドリル」の活用(指導部)
- 算数・数学及び理科の基礎学力定着のための推進地域の指定 **新規**(指導部)

主要施策2 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上(高等学校)

- 1 「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。指導と評価のPDCAサイクルにより、授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。
- 2 生徒の学力の定着状況を正確に把握するため、学力調査を実施するとともに、繰り返し指導などにより、学力を確実に定着させる。
- 3 難関国立大学等を目指す多くの生徒の進学希望をかなえるため、進路指導を中心とした様々な教育活動を組織的、計画的に展開する都立高校の中から、進学指導重点校7校、進学指導特別推進校6校、進学指導推進校13校を指定している。これに中高一貫教育校10校を加えた36校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

<主要事務事業（例）>

- 「都立高校学力スタンダード」活用事業（指導部）
- 進学指導重点校等における進学対策の推進（都立学校教育部・指導部）

取組の方向 2 個々の能力を最大限に伸ばす

主要施策 3 理数教育の推進

- 1 都内公立小学校児童の理数に対する学ぶ意欲を高めるため、理数に関わる研究成果を展示する「小学生科学展」を実施する。また、科学に高い興味・関心がある中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」や、理科、数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を開催する。
- 2 小・中学校において、理科授業に、学生や地域人材等を「観察実験アシスタント」として配置し、観察や実験等の充実を図る。また、大学や企業等と連携し、理数の面白さや有用性を実感させるための「理数授業特別プログラム」を実施する。さらに、観察・実験に関する研修により、教員の指導力の向上を図る。
- 3 都立高校において、科学技術系人材育成の拠点として、東京都の理数教育を牽引する理数イノベーション校を3校指定し、大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して、理数に秀でた生徒の能力を一層伸ばし、国際科学オリンピック等で活躍し、将来の科学技術をリードする人材を輩出する。

<主要事務事業（例）>

- 「小学生科学展」「東京ジュニア科学塾」「中学生科学コンテスト」の実施（指導部）
- 小・中学校における理科授業への「観察実験アシスタント」の配置及び大学・企業等と連携した「理数授業特別プログラム」の実施 **新規**（指導部）
- 都立高校における理数イノベーション校の指定 **新規**（指導部）

主要施策 4 外国語の確実な習得

- 1 東京都における英語教育の推進を図るため、小学校に「小学校外国語活動アドバイザー」を派遣し、外国語活動の授業を円滑に実施できる指導力を、小学校の教員に育成する。また、東京都独自の英語教育の推進に向けた中長期的な方向性等を幅広く検討する、外部有識者及び学校関係者等からなる「東京都英語教育戦略会議」の検討結果を踏まえ、公立小・中・高校における具体的方策を検討し、英語教育の改善に取り組む。
- 2 中学校英語において、「確かな学力」を身に付けるため、効果的な少人数習熟度別指導を推進する。【再掲】
- 3 英語授業の改善を図るため、外国人指導者として、JETプログラムによる外国人の招致を100人から200人に拡大するとともに在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実する。
- 4 小・中・高校生を対象として、オリンピック・パラリンピックに向けて、異文化や自国の文化の理解の促進、英語による情報発信力の向上を図るため、都独自英語教材「Welcome to Tokyo」を開発する。
- 5 意欲ある生徒の英語力を伸ばして、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的の学校として、都立高校10校を「東京グローバル10」に指定し、教育環境整備などを支援する。

- 6 都立高校において、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流等を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実する。

JETプログラム(「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会(クリア)」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進している。

<主要事務事業(例)>

- 「小学校外国語活動アドバイザー」の派遣(指導部)
- 「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導の推進(指導部)【再掲】
- JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大(指導部)
- 都独自の英語教材の作成 **新規**(指導部)
- 「東京グローバル10」の指定 **新規**(指導部)
- 英語以外の外国語活動の充実 **新規**(指導部)

主要施策5 国際社会で活躍する日本人の育成

- 1 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」の内容の充実を図る。
- 2 独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携し「青年海外協力隊」の派遣前研修を基に、高校生向けの体験研修を実施して、国際社会に貢献する意識と行動力を持った生徒を育成する。
- 3 英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生の英語力の向上や異文化理解を促進する。(「英語村」の設置に向けた検討)
- 4 都立国際高校において、世界の大学から高く評価され、進学資格として認められている国際バカロレアの認定を平成27年度中に取得する。生徒が、この教育プログラムに基づく授業を受け、高校卒業後に世界の大学で切磋琢磨し、将来、国際社会で活躍できるよう育成する。
- 5 世界で活躍し、日本の将来を担う人材を育成するため、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばすことを目指す「都立小中高一貫教育校」の設置に向けた検討を進める。

<主要事務事業(例)>

- 「次世代リーダー育成道場」の充実(指導部)
- 独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携した研修の実施(指導部)
- 「英語村」の設置に向けた検討 **新規**(指導部)
- 都立国際高校での国際バカロレアコースの開設(都立学校教育部)
- 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討(都立学校教育部)

主要施策6 日本人としての自覚や誇りの涵養

- 1 外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成する。
また、公立小・中・高校及び特別支援学校200校において、専門家を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史・伝統・文化を学び日本のすばらしさを理解する教育活動を推進する。

<主要事務事業(例)>

- 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成 **新規**(指導部)

取組の方向3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

主要施策7 人権教育の推進

- 1 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

<主要事務事業(例)>

人権教育に関する研修・啓発・研究の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

主要施策8 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

- 1 東京の子供たちの豊かな心を育成するため、都が独自に作成し、都内公立小・中学校等に配布した東京都道徳教育教材集の活用を通して、道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。また、東京都道徳教育推進教師養成講座を実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。
- 2 教科「奉仕」の成果を踏まえ、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成するため、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」の設置に向け、全都立高校で試行実施し、都立高校生の実態を踏まえ養うべき道徳性や指導方法・内容についての検討を進める。

<主要事務事業(例)>

道徳教育の推進（指導部）

新教科の設置（指導部）

取組の方向4 社会の変化に対応できる力を高める

主要施策9 情報モラル教育の推進

- 1 有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行うとともに、インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を行う。また、インターネット等の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレットを作成・配布して、学校での継続的な啓発・指導を支援する。
- 2 子供の情報モラルの向上を図るため、都立学校全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施して、実践的な啓発・指導を直接行うとともに、ICTを活用した授業改善と情報モラル教育を推進するためにフォーラムを開催する。

<主要事務事業(例)>

インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握（指導部）

インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導（指導部）

主要施策10 キャリア教育の推進

- 1 児童・生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育てるための「キャリア教育に関する教師用手引書」や、外部人材を活用して効果的なキャリア教育を推進するための「外部人材活用パンフレット」の活用を図るとともに、「中学生の職場体験」における外部人材、受入機関等との連携の促進などを通して、系統的なキャリア教育を推進する。

- 2 都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科高校を中心に導入する。

<主要事務事業(例)>

- 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進(指導部)
- 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業(地域教育支援部)

主要施策 11 不登校・中途退学対策の推進

- 1 小・中・高校における不登校児童・生徒や高校の中途退学者に対する支援を充実するため、不登校等の児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象に調査を実施し、その実態を把握するとともに、学識経験者等からなる検討会を設け、学校の取組のみならず関係機関や民間の取組と連携した総合的な不登校・中途退学対策について検討を行う。
- 2 都立高校における中途退学の未然防止及び進路未決定の在校生等を対象とした進路支援モデル事業を引き続き実施する。この成果を踏まえ、福祉や心理などの専門家を活用した中途退学者への面談等の新たな取組を試行するとともに、関係機関と連携した中途退学者への支援体制の構築を推進する。

<主要事務事業(例)>

- 不登校対策・中途退学対策の推進 **新規**(総務部・指導部)
- 都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者の進路支援事業(地域教育支援部)

取組の方向 5 体を鍛える

主要施策 12 体力向上施策の推進

- 1 子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、児童・生徒の生活スタイルを活動的なものにしていく「総合的な子供の基礎体力向上方策(第2次推進計画)」を推進するとともに、平成28~30年度に取り組む「総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)」を策定する。
また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、新たに体力向上の目標を定め、具体的取組を行う「アクティブプラン to 2020」を、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校が一体となって推進する。
- 2 区市町村対抗の中学生「東京駅伝」大会の開催や、脳と体幹を鍛え、運動意欲を高めるコーディネーショントレーニングの学校への導入・展開等により、子供の体力を向上させていく。

<主要事務事業(例)>

- 東京都統一体力テストの全公立学校での実施(指導部)
- 第7回中学生「東京駅伝」の開催(指導部)
- コーディネーショントレーニングの実践研究及び学校への普及(指導部)

主要施策 13 部活動の振興

- 1 全国大会や関東大会等への出場を目指す都立高校をスポーツ特別強化校に指定し競技力の向上を図るとともに、部活動の活性化を目指す学校を重点的に支援する取組を進めることにより、都立高校全体に関わるスポーツの隆盛と競技力の底上げを図る。

<主要事務事業(例)>

- スポーツ特別強化校の指定(指導部)

取組の方向6 健康・安全に生活する力を培う

主要施策14 健康教育の推進

- 1 学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故の再発を防止するため、文部科学省監修のガイドラインに基づき、学校における事故予防体制の確保と事故発生時の緊急対応の確立に関わる取組を強化し、各学校における組織的な体制づくりを推進する。
- 2 児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、生きた教材として学校給食を活用する。また、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために栄養教諭の配置を推進し、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を実践することにより、食育の更なる推進を図る。

<主要事務事業(例)>

学校におけるアレルギー疾患対策（都立学校教育部・地域教育支援部）

公立学校における食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

主要施策15 防災教育の充実

- 1 発生が予測される首都直下地震等の自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、総務局が作成する「防災ブック」を活用して、保護者とともに、家庭で学習できる「防災ノート」を作成・配布するなど、防災教育の一層の充実を図る。
- 2 都立高校では、首都直下地震等を想定し、備蓄食準備訓練や就寝訓練など避難生活の疑似体験に加え、地域の消防署や警察署等と連携した実践的な訓練を行う一泊二日の宿泊防災訓練を全校で実施することを通じて、都立高校生の地域貢献意識と防災に関する知識・技能を養う。
また、生徒による防災組織である「防災活動支援隊」を全校で編成し、自校の防災活動の運営補助や地域の防災活動への参加などの活動を行う。
さらに、東京消防庁、日本赤十字社、防衛省自衛隊など、防災に関する知識・技能をもつ関係機関と連携した防災訓練の実施を希望する学校を支援するとともに、上級救命講習などの技能講習受講を推進し、災害時の初期対応技能を身に付けた人材の育成を図る。
- 3 都立特別支援学校では、首都直下地震等の発生に伴い、電気・ガス・水道等のライフライン等が全面的に停止した状況下において、帰宅困難となった都立特別支援学校の児童・生徒の安全を確保することを想定した一泊二日の宿泊防災訓練を20校で実施する。
また、「特別支援学校宿泊防災訓練検討委員会（仮称）」において訓練実施における成果・課題を検証し、平成29年度に全都立特別支援学校での実施を目指していく。

<主要事務事業(例)>

「防災ノート」の作成・配布 **新規**（指導部）

都立高校における防災教育の充実（指導部）

都立特別支援学校における宿泊防災訓練の実施 **新規**（指導部）

取組の方向 7 教員の資質・能力を高める

主要施策 16 若手教員の育成

- 1 優秀な教員の確保を図るため、採用選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を、一層推進していく。
また、「東京教師養成塾」の取組等を通じ、大学在学中から東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に養成する。
さらに、教職大学院と連携し、学部段階では身に付けることのできない専門的な知識・能力を身に付けさせ、将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保する。
- 2 新規に採用される教員が、採用前から実践的な指導力を身に付けられる機会を設定し、その充実を図る。
- 3 初任から3年目までの若手教員等に対して、東京都の教員として求められる力を確実に身に付けるための研修を充実する。
- 4 英語指導の質的向上を図るため、都内の公立中・高校の英語科教員140名を3か月間海外に派遣し、英語圏の大学において最先端の指導法などを身に付けられるよう、集中的に研修を実施する。
- 5 将来、各地区・各学校で中核となって活躍する教育管理職の候補者を早期に見いだし、重点的に育成するため、学校、区市町村教育委員会との連携を図り、将来の管理職候補者として資質・能力のある若手教員を選抜して、計画的・継続的にキャリア形成を図り、学校マネジメント能力を育成するためのプログラムを構築、推進する。

<主要事務事業(例)>

- 優秀な教員の確保 (人事部)
- 養成段階における実践的な指導力の育成 (指導部)
- 若手教員の育成 (指導部)
- 英語科教員の海外派遣研修 (指導部)
- 学校リーダー育成プログラム (人事部)

主要施策 17 現職教員の育成

- 1 教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成25年度から都立学校で、平成26年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。
- 2 研修センターで実施している講義・演習の動画を配信することで、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供し、円滑な職場復帰や自己啓発を促す。
- 3 教員の国際貢献意欲を高め、グローバル人材育成を支える体制を強化するため、独立行政法人国際協力機構(JICA)との連携を強化し、①現職教員の青年海外協力隊等への派遣規模拡大、②現職教員の「東京グローバル・ユース・キャンプ」の現場視察等、③教員採用候補者選考において青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考、を実施する。

<主要事務事業(例)>

- 指導教諭の活用と拡充 (人事部)
- 教員研修の動画配信システムの構築 **新規** (指導部)

グローバル人材育成を支える体制強化 **新規** (人事部)

主要施策 18 体罰根絶に向けた取組の推進

- 1 平成 26 年 1 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。
- 2 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。
- 3 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach 賞により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

<主要事務事業(例)>

「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進 (都立学校教育部・指導部・人事部)

主要施策 19 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進

- 1 教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」、全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査等を実施し、予防に重点を置きながら「早期自覚」「早期対処」を基本とするメンタルヘルス対策を充実する。

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

<主要事務事業(例)>

教職員のメンタルヘルス対策 (福利厚生部)

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

主要施策 20 都立高校改革の推進

- 1 真に社会人として自立した人間を育成するため、都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。また、都立高校改革推進計画の実現に向け、平成 28 年度から 30 年度までに取り組む具体的な計画として第二次実施計画を策定する。
- 2 ものづくり人材の育成など、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、専門高校の教育内容と体制を見直し、魅力ある専門高校づくりを進める。

<主要事務事業(例)>

都立高校改革の推進 (都立学校教育部)

ものづくり人材育成等に向けた取組の推進 (都立学校教育部)

主要施策 21 特別支援教育の充実

- 1 公立学校に在籍する全ての発達障害児童・生徒の持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現するため、小学校における特別支援教室の導入に向けた区市町村を支援するとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒の支援策についても検討していく。
- 2 都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化等に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組む。
- 3 知的障害が軽い生徒を対象に将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うため、5校目の高等部就業技術科設置校となる都立水元小合学園を平成27年4月に開校する。

また、就業技術科の実績を踏まえ、生徒の職業的自立を一層進めるため、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科の設置拡充に向けた準備を進める。

<主要事務事業（例）>

- 特別支援教室の導入に向けた支援など発達障害教育の推進 **新規**（都立学校教育部）
- 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）
- 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進（都立学校教育部）

主要施策 22 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

- 1 いじめや不登校等、児童・生徒の問題行動等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に高度に専門的な経験を有するスクールカウンセラーを、全小・中・高校に配置するとともに、関係機関等と連携を図り、福祉面から児童・生徒等の支援を行うことができるようにするため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対する支援を一層充実させる。

また、新たに高校や特別支援学校においてモデル校を指定し、巡回して支援を行うなど、都立学校におけるスクールソーシャルワーカーの具体的な活用方策について検討する。

- 2 いじめの防止等の対策については、学校が児童・生徒をいじめから守り通すのみならず、児童・生徒がいじめを見て見ぬふりせず主体的に行動することができるようにするため、都及び区市町村教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携の下、平成26年6月に成立した「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえて策定された「いじめ総合対策」を確実に実施するとともに、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会により、取組の成果と課題を検証する。
- 3 都立高校における外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠について検討する。また、日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行う。

<主要事務事業（例）>

- 「いじめ総合対策」の推進（指導部）
- 外国人の子供に対する教育の充実（都立学校教育部・指導部）

主要施策 23 都立学校における組織体制の充実

- 1 校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、P D C Aサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。東京都学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを推進する。

<主要事務事業(例)>

校長のリーダーシップに基づく組織的學校経営の推進（都立学校教育部）

主要施策 24 教育環境の整備・充実

- 1 地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及びその支援を実施する。

- 2 児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化について支援を行う。

また、都立高校については、新たに各特別教室の使用状況等を把握し、冷房化対象教室を選定するとともに、整備計画を策定するために必要な学校施設・電気設備の状況等の調査を実施する。さらに、都立特別支援学校の体育館の冷房化を推進する。

- 3 区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。

また、都立学校の校庭芝生化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成に寄与する。

- 4 学校内への不審者侵入の抑止・初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

<主要事務事業(例)>

耐震化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

冷房化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

校庭芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

校門等への防犯カメラの整備の推進 **新規**（地域教育支援部）

主要施策 25 I C T環境の整備

- 1 公立小・中学校については、新たにLAN環境整備等に係る支援を行うことによりI C T環境整備を促進し、児童・生徒の学習への意欲や関心、情報活用能力の向上につなげる。

- 2 都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校において、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるI C T環境の充実を図る。

都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なるI C T環境の充実を図る。

- 3 小・中学校においてI C Tを活用した授業を推進し、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するため、小・中学校教員を対象としたI C T活用研修を実施する。

<主要事務事業(例)>

公立学校におけるI C T環境の整備（総務部・地域教育支援部・指導部）

取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る

主要施策 26 学校と家庭の連携推進

- 1 学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築する。

<主要事務事業(例)>

学校と家庭の連携推進事業(指導部)

主要施策 27 地域における家庭教育支援活動の促進

- 1 地域における家庭教育支援に関わる取組を促進するため、地域の支援人材の育成や地域の人材を生かした支援活動の充実、家庭教育に関する学習機会の提供等、区市町村における家庭教育支援の取組を支援する。

<主要事務事業(例)>

地域における家庭教育支援活動の促進(地域教育支援部)

取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

主要施策 28 地域等の外部人材を活用した教育の推進

- 1 学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。
- 2 学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。

<主要事務事業(例)>

学校支援ボランティア推進協議会の設置促進(地域教育支援部)

教育庁人材バンク事業(人事部)

主要施策 29 地域における多様な教育活動の充実

- 1 子供たちの安心・安全な居場所であり、学習や体験・交流活動を行う場である「放課後子供教室」を推進するため、コーディネーター等の研修の実施や好事例の情報収集・提供を充実させ、区市町村を支援する。
- 2 社会人としての自立に役立つ体験型の教育支援プログラムを、出張授業等により提供している企業・NPO等を一堂に集め、その内容を紹介する講座を、教員、コーディネーター、区市町村担当者等を対象に開催する。区市町村立学校等において、教育支援プログラムが活用されるよう、児童・生徒が活動する実際の場면을参観者に公開するとともに、教育支援プログラムに関連する情報等を提供していく。

<主要事務事業(例)>

放課後子供教室推進事業(地域教育支援部)

企業等による体験型講座の実施(地域教育支援部)

取組の方向 11 オリンピック・パラリンピック教育を推進する

主要施策 30 オリンピック・パラリンピック教育の推進

- 1 オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、学識経験者、オリンピック・パラリンピアン等で構成する「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」を開催し、教育の基本理念や具体的施策を専門的な見地から検討審議する。
- 2 オリンピック・パラリンピック教育推進校を 300 校から 600 校へ拡充するとともに、都独自の学習教材の作成、オリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣等により、幼児、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することにより国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。
- 3 東京パラリンピックの開催に向けて障害者スポーツの普及啓発を図るため、都立特別支援学校において、スポーツ教育推進校 10 校を指定し、障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実や外部指導者を活用した部活動の振興を図る。

また、障害者スポーツを通じた小・中学校や都立高校の児童・生徒及び地域住民との交流を活性化させ、障害のある人への理解促進を図る。

<主要事務事業（例）>

- オリンピック・パラリンピック教育推進に向けた有識者会議の開催 **新規**（総務部・指導部）
- オリンピック・パラリンピック教育推進校の拡充及びオリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣（指導部）
- 都立特別支援学校における障害者スポーツの振興 **新規**（指導部）

第6 東京都教育ビジョン(第3次)に基づく平成27年度主要施策の点検及び評価

東京都教育ビジョン(第3次)		平成27年度主要施策		
取組の方向		No.	施策名	ページ数
1	学びの基礎を徹底する	1	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上(小・中学校)	18
		2	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上(高等学校)	21
2	個々の能力を最大限に伸ばす	3	理数教育の推進	24
		4	外国語の確実な習得	30
		5	国際社会で活躍する日本人の育成	35
		6	日本人としての自覚や誇りの涵養	41
3	豊かな人間性を培い、 規範意識を高める	7	人権教育の推進	44
		8	道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	49
4	社会の変化に対応できる力を 高める	9	情報モラル教育の推進	52
		10	キャリア教育の推進	55
		11	不登校・中途退学対策の推進	58
5	体を鍛える	12	体力向上施策の推進	60
		13	部活動の振興	63
6	健康・安全に生活する力を 培う	14	健康教育の推進	64
		15	防災教育の充実	66
7	教員の資質・能力を高める	16	若手教員の育成	71
		17	現職教員の育成	78
		18	体罰根絶に向けた取組の推進	83
		19	教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進	86
8	質の高い教育環境を整える	20	都立高校改革の推進	88
		21	特別支援教育の充実	91
		22	子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	99
		23	都立学校における組織体制の充実	109
		24	教育環境の整備・充実	110
9	家庭の教育力向上を図る	25	ICT環境の整備	115
		26	学校と家庭の連携推進	117
10	地域・社会の教育力向上を図る	27	地域における家庭教育支援活動の促進	119
		28	地域等の外部人材を活用した教育の推進	121
11	オリンピック・パラリンピック 教育を推進する	29	地域における多様な教育活動の充実	125
		30	オリンピック・パラリンピック教育の推進	128

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	1 学びの基礎を徹底する
---	---	-------	--------------

担当	指導部・人事部
----	---------

主要施策	1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上（小・中学校）
------	---------------------------

- 1 都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。
- 2 小学校算数において「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づいた習熟度別指導を全面実施するとともに、新たに中学校数学及び英語において効果的な習熟度別指導・少人数習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。
- 3 小学校において、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を一層推進するとともに、新たに「東京ベーシック・ドリル(中学校版)」の開発及び活用を通して、基礎・基本の定着を図る。
- 4 算数・数学、理科に関する児童・生徒の基礎学力の定着を図るため、都内10区市町村を学力ステップアップ推進地域として指定し、基礎学力定着アドバイザーによる教員への支援及び外部指導員による児童・生徒への支援を実施する。

【平成27年度予算額：166,179千円 決算額：140,364千円 従事職員数5人（指導主事5人）】

1 児童・生徒の学力向上を図るための調査等（指導部）

<施策の取組状況>

7月2日に学力調査を実施し、到達目標値(教科書の例題問題レベル)と習得目標値(教科書の練習問題レベル)を設定して調査結果の分析を行った。

また、調査問題及び調査結果の説明会を全公立小・中学校及び区市町村教育委員会を対象に行うとともに、調査結果及び分析結果に基づいた報告書を全小・中学校及び区市町村教育委員会等に、「授業改善のポイント（リーフレット）」を全教員に配布した。

<成果>

- ・実施児童・生徒数及び学校数
小5児童：1,295校 88,995名(実施率約98%) 中2生徒：627校 74,349名(実施率約96%)
- ・習得目標値(教科書の例題問題レベル)未達の児童・生徒の割合
小学校国語(4.6%)・社会(10.4%)・算数(7.2%)・理科(1.3%)
中学校国語(2.1%)・社会(10.9%)・数学(11.7%)・理科(9.2%)・英語(2.8%)
- ・到達目標値(教科書の練習問題レベル)達成の児童・生徒の割合
小学校国語(31.5%)・社会(19.9%)・算数(32.7%)・理科(47.7%)
中学校国語(20.7%)・社会(11.9%)・数学(16.3%)・理科(5.7%)・英語(31.6%)
- ・調査問題説明会：5回開催 1,879名参加 調査結果説明会：5回開催 1,269名参加

<課題・今後の取組の方向性>

- ・習熟度別の学習について肯定的に捉える子供が増える一方、指導方法や内容については差が見られる。
- ・繰り返し学習によって基礎・基本の定着は図られているが、言語活動等を通じた思考力等の向上には課題が見られる。
- ・放課後の補習や家庭学習を行う割合は増加傾向にあるが、その内容や方法についての組織的な取組が不十分である。
- ・地域や学校により学力の分布状況が異なる。

2 「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導の推進（指導部・人事部）

<施策の取組状況>

小学校算数において、ガイドラインに沿った効果的な習熟度別指導を全加配校で実施した。中学校数学・英語において、ガイドラインに沿った効果的な習熟度別指導・少人数習熟度別指導を新規加配校等（数学 43 校・英語 72 校）で実施した。8 月には、習熟度別指導の指導例や単元指導計画の作成例などを確認する研修会を実施した。

あわせて、中学校英語において、「ガイドライン」に基づいた指導の充実を図るため、「中学校英語科教師のための指導資料」及び「パフォーマンステスト実施の手引き」を作成し、全中学校に配布した。

<成果>

- ・小学校算数研修会：4 回開催 1,276 名参加
- ・中学校数学説明会：2 回開催 512 名参加
- ・中学校英語説明会：2 回開催 398 名参加

<課題・今後の取組の方向性>

全加配校でのガイドラインに基づく指導の徹底を図る。研修センターと連携し、ガイドラインに沿った効果的な指導についての研修会を開催する。あわせて、中学校英語において、パフォーマンステストを実施するとともに、結果を基に、生徒の発話力を更に高めるための授業改善を推進していくことができるよう、少人数習熟度別指導の指導例やパフォーマンステスト活用例等を確認する研修会を開催する。

3 「東京ベーシック・ドリル」の活用（指導部）

<施策の取組状況>

中学校版の東京ベーシック・ドリル（小5から中1までの国語、算数・数学及び中1の英語）を開発し、これまでの東京ベーシック・ドリルとあわせて全小・中学校に配布した。

<成果>

都教育委員会のHPに掲載している「東京ベーシック・ドリル」へのアクセス数は、1年間（平成26年8月から平成27年8月まで）で218万回を超えている。

小学校では、加配教員による習熟度別指導を行っている全ての学校において、東京ベーシック・ドリルの診断シートを活用している。

<課題・今後の取組の方向性>

東京ベーシック・ドリルの活用が一層進むよう、電子化の準備を行う。電子化に当たっては、各学校の環境に対応できるソフトを開発するとともに、効果的な活用方法について、周知していく必要がある。

4 算数・数学及び理科の基礎学力定着のための推進地域の指定（指導部）

<施策の取組状況>

学力ステップアップ推進地域として指定した区市町村に、外部人材の派遣を行い、小・中学校の算数・数学、理科における教員の指導力向上、算数・数学における児童・生徒の基礎学力の定着を図っている。

各地域に、都学力調査の類似問題、理科に関する意識調査質問紙を配布し、効果検証に活用できるようにするとともに、他地域に先んじて中学校版の東京ベーシック・ドリルを配布することで、基礎学力の定着を図った。

各地域の進捗状況を把握するとともに、それぞれの取組、成果と課題を共有するために、3回の連絡会を開催した。

<成果>

中学校数学における都学力調査問題と類似問題による効果検証において、21問中18問で正答率が伸びている。特に到達目標値となる教科書の練習問題レベルの問題において顕著な伸びが見られる。

理科における教員への意識調査において、「教員の対象の研修」「研究授業」がその後の指導に役立っていると肯定的な回答を行った教員が8割以上である。

<課題・今後の取組の方向性>

効果検証における伸びが、地域や学校によって偏りが見られる。各地域や学校において、それぞれの成果と課題をより明確にし、次年度以降の取組に反映させる必要がある。そのために、都教育委員会では、地域や学校との連携をより密にし、支援を行っていく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	1 学びの基礎を徹底する
---	---	-------	--------------

担当	都立学校教育部・指導部
----	-------------

主要施策	2	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上（高等学校）
<p>1 「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。指導と評価のP D C Aサイクルにより、授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。</p> <p>2 生徒の学力の定着状況を正確に把握するため、学力調査を実施するとともに、繰り返し指導などにより、学力を確実に定着させる。</p> <p>3 難関国立大学等を目指す多くの生徒の進学希望をかなえるため、進路指導を中心とした様々な教育活動を組織的、計画的に展開する都立高校の中から、進学指導重点校7校、進学指導特別推進校6校、進学指導推進校13校を指定している。これに中高一貫教育校10校を加えた36校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。</p>		

【平成27年度予算額：71,846千円 決算額：68,225千円 従事職員数15.2人（指導主事15人）】

1 「都立高校学力スタンダード」活用事業（指導部）

<施策の取組状況>

(1)「各高等学校における独自の学力スタンダード」の作成、学力スタンダードに基づく学習指導の実施

ア 学力スタンダード推進委員会、教科会などからなる組織的な学習指導体制の確立

イ 学力スタンダードに基づく各教科の指導計画及び報告書の作成

ウ 指導と評価のP D C Aサイクルによる授業改善の実施

エ 各学校において作成した自校の学力スタンダードのホームページへの掲載

(2)「各高校における独自の学力スタンダード」の作成

進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制高校以外の全ての都立高校の1年生及び2年生において、対象科目の内容・項目ごとに、具体的な学習目標を、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階の「都立高校学力スタンダード」に基づき、学校独自の学力スタンダードを作成した。

<対象科目> 普通科目6教科19科目、専門科目3教科3科目

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・ビジネス基礎

(3)学力スタンダード推進協議会の開催

事業趣旨説明及び組織的な学習指導体制を整えている学校による実践事例の発表及び協議

(4)学力調査問題の作成及び実施

対象科目ごとに、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階で作成した。

<対象科目>

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ

(5) 学力調査の実施

「都立高校学カスタンダード」に基づく学習指導による生徒の学力定着状況を把握し、到達目標の設定や指導方法の改善に活用するために、各都立学校が「都立高校学カスタンダード学力調査」を実施した。

<成果>

各高校における取組状況

平成27年度 学カスタンダードに関するアンケート結果より（対象校数 172校）

(1) 学カスタンダードに関する校内組織の整備について

組織的な対応をしている学校	96.9%
・推進委員会を設置し、校内において組織的な学力分析、授業改善を実施した。	35.3%
・教務部等が中心に、校内において組織的な学力分析、授業改善を実施した。	26.6%
・教科会において、校内において組織的な学力分析、授業改善を実施した。	37.0%

(2) 教科会の定例化について

全ての教科で定例化している学校 94.1%

<課題・今後の取組の方向性>

・校内組織の充実

考査問題の統一や各科目の指導内容・方法の共有化、授業進度の統一化が教科によってはいまだになされておらず、組織的な校内体制が整っていない状況が見られる。今後、学カスタンダード推進委員会の設置や教科会の定例化等が必要である。

・学力データバンクによる指導の充実

生徒の学力を定着させるには、各学校において、生徒の学習状況をきめ細かく把握することができる学力調査問題を作成する必要がある。その支援のため、都教育委員会は基準となる問題を示すとともに、各学校で作成した調査問題を共有し、活用できるシステムを構築する必要がある。

2 進学指導重点校等における進学対策の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 進学指導コンサルティング

<施策の取組状況>

外部機関のアドバイザーにより、英語又は数学の1教科に対して教科指導体制や指導計画等に対する課題の抽出と改善案の提示を行う進学指導コンサルティングを、駒場、竹早、北園、小金井北、富士、立川国際中等、三鷹中等、国分寺及び調布北の9校に対して実施した。

<成果>

教科会の活性化を図り、教科としての指導体制を確立するとともに、生徒への指導内容を焦点化、明確化することができた。また、定期テスト及び実力テスト後の生徒への振り返り指導をさせることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

教科会において数値目標を設定し目標管理を行うことと、教科主任会を定例化し指導内容や指導水準の統一をすることである。さらに、今回のコンサルティングの成果を他教科へも波及させ、学校全体として、教科マネジメントを確立することが必要である。

(2) 進学指導研究協議会における教科主任部会の実施

<施策の取組状況>

教科主任の職務内容、所属校の生徒の学力分析、学力向上のための指導計画の立案及び教科指導法についての理解を深めるため、進学指導重点校等 38 校の主要 5 教科の主任部会を教科別に開催した。それぞれの教科別部会では、授業改善を各教科会で実施するための「チームで取り組む授業改善」をテーマにして、検討した。

<成果>

教科の課題には、教科主任が要となって、チームで取り組む必要があり、教科会を単なる連絡会ではなく、より良い授業をイメージし協働で改善を図る場にする必要がある。そのために、周囲との協働が必要であることや、外部から取り入れた手法や発想に加えて、校内で効果を得た取組を一層磨いていくこと、さらに、授業参観をするときには、着目する点を共通化することなど、教科会を軸に行う授業改善の視点を明らかにした。

<課題・今後の取組の方向性>

本研修の成果が、各校で定着するよう、進学対策指導訪問等において、授業参観や教科会及び教科主任部会の活用について聞き取りを行う。

(3) 巡回指導員による指導・助言

<施策の取組状況>

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する一般職非常勤職員を進学指導重点校等 38 校に定期的に派遣し、進学指導に関わる様々な業務を分析して抽出した課題に対し指導・助言を行い、各学校の進学指導の充実を図った。

<成果>

進学指導体制の確立、学力分析、1 年間の中で 2 回程度の学力到達点、出願指導などの進学指導に関する専門的な指導・助言を実施し、各校の進学指導の改善に資することができた。

巡回指導員による指導・助言による進学指導体制の改善により、進学指導重点校等の難関国立大学等の現役合格者数は、一昨年度比で約 1.6 倍となっている。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 3	理数教育の推進
<p>1 都内公立小学校児童の理数に対する学ぶ意欲を高めるため、理数に関わる研究成果を展示する「小学生科学展」を実施する。また、科学に高い興味・関心がある中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」や、理科、数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を開催する。</p> <p>2 小・中学校において、理科授業に、学生や地域人材等を「観察実験アシスタント」として配置し、観察や実験等の充実を図る。また、大学や企業等と連携し、理数の面白さや有用性を実感させるための「理数授業特別プログラム」を実施する。さらに、観察・実験に関する研修により、教員の指導力の向上を図る。</p> <p>3 都立高校において、科学技術系人材育成の拠点として、東京都の理数教育を牽引する理数イノベーション校を3校指定し、大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して、理数に秀でた生徒の能力を一層伸長し、国際科学オリンピック等で活躍し、将来の科学技術をリードする人材を輩出する。</p>	

【平成27年度予算額：40,463千円 決算額：31,040千円 従事職員数4人（指導主事4人）】

1 「小学生科学展」「東京ジュニア科学塾」「中学生科学コンテスト」の実施（指導部）

(1) 小学生科学展の開催

<施策の取組状況>

小学生が、自ら決めたテーマについて深く研究した成果を展示・発表することを通して、理数に対する能力を更に高めることを目的に、「小学生科学展」を開催した。

<成果>

出品点数 61点（各区市町村からの代表1点）

区市町村来場者数 75,879名（公立学校美術展覧会を含む。）

<課題・今後の取組の方向性>

全区市町村からの出品

(2) 東京ジュニア科学塾の開催

<施策の取組状況>

中学校が科学の専門家等から指導を受け、生徒の興味や関心を高めることを目的に、東京ジュニア科学塾を開催した。また、科学に高い関心のある生徒の資質・能力を更に伸長することを目的に東京

ジュニア科学塾専修コースを開設した。

東京ジュニア科学塾 全3回 参加人数延べ371人

東京ジュニア科学塾専修コース 全8回 各回31人参加

<成果>

東京ジュニア科学塾専修コースについてのアンケート調査結果

「参加してよかった」 専修コース参加生徒：93%

<課題・今後の取組の方向性>

参加者数の拡大

(3) 中学生科学コンテストの開催

<施策の取組状況>

東京都内の中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨する場を提供することで、中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸ばし、科学好きの生徒の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する東京都代表チームを選考した。

参加学校数 70校

参加チーム 196チーム（3人1組）

参加人数 588人

<成果>

中学生科学コンテストについてのアンケート調査結果

「科学技術に関する学習意欲が高い」 中学生科学コンテスト参加生徒：81%

「科学技術を必要とする職業に就きたいと思う」 中学生科学コンテスト参加生徒：62%

「理科・数学を勉強することは、将来の自分のために重要だと思う」

中学生科学コンテスト参加生徒：86%

「今後、理系の進路を選択しようと思う」

中学生科学コンテスト参加生徒：71%

<課題・今後の取組の方向性>

参加学校数の拡大

2 小・中学校における理科授業への「観察実験アシスタント」の配置及び大学・企業等と連携した「理数授業特別プログラム」の実施（指導部）

(1) 「観察実験アシスタント」の配置

<施策の取組状況>

小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童・生徒の理科に対する興味・関心を高め、理科の学力を向上させることを目的に、観察・実験の準備や片付け等を支援する観察実験アシスタントを配置

配置区市町村数	25 区市町村		
配置校数	小学校 516 校	中学校	38 校
配置人員数	小学校 593 人	中学校	41 人
配置時間数	小学校 66,377 時間	中学校	4,707 時間

<成果>

(平成 26 年度比)

配置区市町村	5 区市町村 増加		
配置校数	小学校 90 校 増加	中学校	22 校 増加
配置時間数	小学校 14,628 時間 増加	中学校	5,590 時間 増加

<課題・今後の取組の方向性>

配置人員数の拡大
 観察実験アシスタントの質的向上

(2) 理数授業特別プログラムの実施

<施策の取組状況>

理数が好きな児童・生徒を増やすことを目的に、大学や企業等と連携し、理数の面白さや有用性を児童・生徒に実感させる「理数授業特別プログラム」を公立小学校、中学校の授業で実施
 実施区市数 10 区市

<成果>

実施小学校数 76 校
 実施中学校数 34 校

<課題・今後の取組の方向性>

理数授業特別プログラムの内容の充実

3 観察・実験に関する教員研修「理科教育人材育成研修」(指導部)

<施策の取組状況>

理科教育人材育成に関する研修

【講座数】

全 32 講座

【開設講座】

- (1) 小学校理科 I 「低学年」対象 (1 講座)
- (2) 小学校理科 I 「観察・実験の基礎・基本」
 - ・学年別コース (第 3・4 学年各 2 講座、第 5・6 学年各 1 講座、計 6 講座)
 - ・領域別コース (各領域 3 講座 計 6 講座)
- (3) 小学校理科 I 「問題解決型の授業づくり」(2 講座)

- (4) 理科Ⅰ「科学的思考力を高める授業づくり」(中学校各領域1講座、計4講座)
- (5) 小学校理科Ⅲ「理科コース」(1講座)
- (6) 小学校理科Ⅲ「理科教育推進」
 - ・小学校理科教育推進教員養成研修(10講座)
 - ・小学校理科教育推進教員有資格者対象研修(1講座)
- (7) 算数・数学Ⅱ(1講座)

<成果>

受講者の研修アンケート結果は次のとおりである。(回収数1,247名)

受講者による研修評価(4点満点)

・ねらいの達成度 3.8 ・内容満足度 3.8 ・普及・還元度 3.7

<課題・今後の取組の方向性>

国や都の学力調査結果に基づき、児童・生徒の苦手な分野の解消や、比較・関連付けて読み取る力及び意図や背景、理由を理解・解釈・推論して解決する力の育成が課題である。

4 都立高校における理数イノベーション校の指定(指導部)

<施策の取組状況>

理数イノベーション校 富士高等学校・八王子東高等学校・南多摩中等教育学校

- (1) 探究活動の実施
- (2) 研究施設等における研修の実施
- (3) 大学や専門機関の研究者との連携
- (4) 教員研修
- (5) 科学の祭典における研究発表会の口頭発表

<成果>

- ・教材開発に取り組み、探究活動における指導方法を統一することで、生徒の基本的なリサーチリテラシー(探究スキル)について一定の水準を確保することができた。
- ・生徒が研究テーマを設定し、「仮説」を立て、「調査や実験」を行い、「考察」し、「結論」を出すという活動を実践し、論文にまとめ、発表することができた。
- ・複数の生徒が、積極的に各種の科学に関する国際オリンピック日本代表選考にエントリーした。
- ・理数系の進路を選択する生徒の割合が、前年度と比較して増加した。
- ・科学の甲子園東京都大会では、実技競技で都立八王子東高等学校が2位、筆記競技の数学領域で都立富士高等学校が1位、生物領域で都立南多摩中等教育学校が上位3位になった。

<課題・今後の取組の方向性>

- ・プレゼンテーション力を一層向上させるために、開発教材の改善や新規教材の開発を継続し、探究活動に係る指導方法の更なる充実を図る必要がある。
- ・パソコン機器や実験器具等の周辺機材が不足しており、複数年計画で充実を図る必要がある。

- ・スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の指定を見据え、理数教育の充実を図る教育課程の検討を進める必要がある。
- ・探究活動時間の十分な確保及び外部機関との積極的な連携を図るとともに、生徒の多様な進路につなげる体制を構築する必要がある。

5 科学の甲子園（指導部）

<施策の取組状況>

平成28年3月18日（金）から同月21日（月）まで、茨城県つくば市にあるつくば国際会議場及びつくばカピオで実施された「第5回科学の甲子園」全国大会への出場校選抜を兼ねて、平成27年11月8日（日）に都立多摩科学技術高等学校にて実施した。大会では、次の二つの競技の合計得点で順位を決定した。

- ・物理、化学、生物、地学、数学、情報の問題やその複合問題による筆記競技
- ・パラシュートを作成し、その後、落下の時間と位置の正確性を競うレースによる実技競技

<成果>

- ・学校対抗による科学技術・理科・数学等における複数分野の競技を実施し、実技競技のみの参加校を認めることで、科学分野に興味・関心をもつ生徒の裾野が少しずつ拡大している。
- ・学術分野における生徒同士の競い合いや活躍できる場を構築し、トップ層を伸ばすことを目的とした継続的な取組によって、都立小石川中等教育学校が東京都大会で優勝し、東京都代表チームとして都立学校として初めて全国大会に出場した。

<課題・今後の取組の方向性>

- ・スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、理数イノベーション校や科学の祭典でパネル発表を行う理数研究校を中心に、複数の都立学校が東京都大会へエントリーして活躍しているが、参加校の裾野を更に広げていく必要がある。
- ・実技競技や筆記競技に向けて事前対策に取り組む学校に対して、教材・教具等の支援を行い、生徒の活動を更に活性化する必要がある。

6 科学の祭典（指導部）

<施策の取組状況>

小学生科学展、中学生科学コンテストの表彰を兼ねて、科学の甲子園東京都大会の表彰及び研究発表会を、平成27年11月22日（日）に法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎薩埵ホールにて実施した。

<成果>

理数イノベーション校の代表3名から英語によるプレゼンテーションを行うとともに、理数研究校として支援を行った学校等が研究した成果を基にパネルを作成して発表を行った。小学生や中学生に向けた説明や高校生同士のディスカッションを通して、探究する楽しさを感じるとともに、更なる取組に向けた意欲が高まった。

<課題・今後の取組の方向性>

- ・ 研究への取組方法等について、各学校が情報共有できる仕組みの構築が必要である。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担当	指導部
----	-----

主要施策	4 外国語の確実な習得
<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都における英語教育の推進を図るため、小学校に「小学校外国語活動アドバイザー」を派遣し、外国語活動の授業を円滑に実施できる指導力を、小学校の教員に育成する。 2 中学校英語において、「確かな学力」を身に付けるため、効果的な少人数習熟度別指導を推進する。 3 英語授業の改善を図るため、外国人指導者として、JETプログラムによる外国人の招致を100人から200人に拡大するとともに在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実する。 4 小・中・高校生を対象として、オリンピック・パラリンピックに向けて、異文化や自国の文化の理解の促進、英語による情報発信力の向上を図るため、都独自英語教材「Welcome to Tokyo」を開発する。 5 意欲ある生徒の英語力を伸ばして、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的学校として、都立高校10校を「東京グローバル10」に指定し、教育環境整備などを支援する。 6 都立高校において、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流等を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実する。 	

【平成27年度予算額：1,324,794千円 決算額：1,057,128千円 従事職員数9人（指導主事6人）】

1 「小学校外国語活動アドバイザー」の派遣（指導部）

<施策の取組状況>

小学校における外国語活動の指導を充実させていくため、希望する地区において英語に^{たんのう}堪能な地域の人や英語科教員の経験者等の活用を行った。

7地区 95校（25年度）→16地区 150校（26年度）→17地区 186校（27年度）

区市町村教育委員会の指導主事が参加する事業説明会で、「小学校外国語活動アドバイザー」の活用を通して得られた成果や、本事業の有効性等について、全都に周知した。

また、「小学校外国語活動アドバイザー」を配置している学校の授業等を視察し、活用状況を把握するとともに、より効果的な活用ができるよう必要に応じて助言を行った。

<成果>

活用事例	教育効果
校内研修会の講師として教員への指導を継続的に実施	教員が、外国語活動を指導する際の具体的な指導方法を理解できたことで、教員の指導力の向上につながった。
学習指導案の作成から授業の実施に至るまでの過程を	教員が、外国語活動の指導を行う際の、授業の作り方や、学級担任としての役割等を理解することができた。

支援	
専門的アドバイスの実施	授業に必要な指導技術を身に付けることができ、教員が指導に自信をもてるようになった。

<課題・今後の取組の方向性>

小学校外国語活動アドバイザーの役割が授業等の助言を教員に行う立場に限定するものであることから、「学級担任と一緒にチームティーチングを行えるような人材の派遣」を求める声が各地区からあったことを踏まえ、授業の助言者に限定しない人材の派遣を行う事業を展開する必要がある。

2 中学校英語授業における少人数・習熟度別指導の充実（指導部）（再掲）

<施策の取組状況>

新規加配校の円滑な少人数・習熟度別指導の実施を支援するため、中学校の英語科教員を対象に、少人数・習熟度別指導を推進する校内組織づくりの例や指導展開例などを確認する研修会を8月に開催した。

「ガイドライン」に基づいた指導の充実を図るため、「中学校英語科教師のための指導資料」及び「パフォーマンステスト実施の手引き」を作成し、全中学校に配布した。

<成果>

中学校英語説明会：2回開催 398名参加

<課題・今後の取組の方向性>

加配を行っている各中学校において、パフォーマンステストを実施するとともに、結果を基に、生徒の発話力を更に高めるための授業改善を推進していくことができるよう、少人数・習熟度別指導の指導例やパフォーマンステスト活用例等を確認する研修会を開催する。

3 J E Tプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大（指導部）

<施策の取組状況>

英語授業の改善を図るため、平成27年度にJ E Tプログラムによる外国人青年（J E T青年）の招致を100人から200人に拡大し、外国人指導者として、全ての都立高校及び中等教育学校に配置した。平成27年7月及び8月新規来日者に対し、授業の進め方や日本の文化・生活習慣等を学ぶための来日時研修を実施し、J E T青年は研修を修了した上で、8月から学校での勤務を開始した。また、平成28年1月には、全てのJ E T青年を対象とした指導力向上研修を実施し、指導力の向上を図った。

・配置人数

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実績	5人	5人	5人	100人	200人

<成果>

J E T 青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

世界各国から来日している J E T 青年は、日本の文化や学校教育に順応し、効果的な指導を身に付けるまでに一定の時間を要する。また、J E T 青年を効果的に活用している学校が多数ある一方で、一部の学校では活用方法を模索している状況にある。

今後は、J E T 青年が配置校において、より効果的な指導を行えるよう到来日時研修や指導力向上研修の充実を図る。また、J E T 青年を効果的に活用した授業の実践例や指導案、授業以外での活用事例などを全ての都立高校及び中等教育学校で共有し、英語の授業改善を行う。

4 都独自の英語教材の作成（指導部）

<施策の取組状況>

2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、日本・東京の文化、歴史等の理解の促進及び英語による発信力の向上を目指し、都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」を開発し、都内公立学校の児童・生徒（小学校 5、6 学年、中学生及び高校生）に配布した。

<成果>

「Welcome to Tokyo」の開発・配布により、日本・東京の文化、歴史等を理解し、英語を使って発信する力を育成するための素地を作った。

<課題・今後の取組の方向性>

各学校が「Welcome to Tokyo」作成の意義及び目的を理解し、小学校外国語活動や中学・高校英語授業において、教科書と関連付けて教材を取り上げたり、総合的な学習の時間や校外学習の機会を利用したりして、教材内のアクティビティや調べ学習を行う等、積極的に活用を図っていく必要がある。

今後は、「Welcome to Tokyo」を授業や授業以外の様々な場面で効果的に活用するために指導資料を作成し、都内公立学校に配布する。また、双方向によるインタラクティブな学習を可能とするために、デジタルコンテンツ化に向けた検討を行う。

5 「東京グローバル 10」の指定（指導部）

<施策の取組状況>

高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、都立高等学校

の中から、意欲ある生徒の外国語力向上に取り組むとともに、積極的に国際交流を行い、国際理解教育を推進する先導的學校を「東京グローバル10」として指定した。

＜東京グローバル10指定校＞

日比谷高等学校 深川高等学校 西高等学校 国際高等学校
飛鳥高等学校 千早高等学校 小平高等学校 小石川中等教育学校
三鷹中等教育学校 立川国際中等教育学校

＜成果＞

指定校に重点配置されたJET・ALTを活用した効果的な授業を実践するなど、英語科教員の指導力が向上するとともに、発信力を高める指導を強化するなど英語授業の改善が進められ、バランス良く4技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）の育成が図られている。

また、指定校全校での海外語学研修の実施や積極的な留学生の受入れがされるなど、国際理解教育への取組も拡充し、グローバル・リーダー育成に向けた素地が作られた。

＜課題・今後の取組の方向性＞

今後導入が予定されている国の「高等学校基礎学力テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施に当たり、バランス良く4技能を育成することが更に重要となり、「聞く」「話す」能力の育成に取り組む必要がある。

今後は、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験支援を行うなど、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成することで、生徒の「使える英語力」の向上に向けた取組を加速させる。

6 英語以外の外国語学習の充実（指導部）

＜施策の取組状況＞

多様な言語を学べる環境を充実させるため、都立高等学校における外国語部活動等への外国語講師派遣や、都立高校生を対象とした東京都教育委員会主催の外国語研修を実施した。

＜成果＞

- ・部活動等への外国語講師派遣 21校
- ・外国語体験講座 2時間/日 × 10回/年 × 7言語 × 2会場 参加人数 481人

＜課題・今後の取組の方向性＞

より具体的に効果等を把握し、実施内容の改善を図る仕組みが必要である。

今後は、平成27年度の外国語講師の派遣及び講座終了後に実施したアンケートや活動・講座のニーズ等を踏まえた実施内容とする。また、効果測定を実施し、受講等の前後で生徒の変容を把握する。

7 英語教育の充実に向けた教員研修の実施（指導部）

< 施策の取組状況 >

英語教育に関する研修

【講座数】

全 11 講座

【開講講座】

- (1) 小学校外国語活動Ⅰ「伝え合う楽しさを実感させる小学校外国語活動の授業づくり」
- (2) 小学校外国語活動Ⅰ・Ⅱ「中学校との連携を意識した外国語活動の授業づくり」
- (3) 中学校英語Ⅰ「英語科における授業づくりの基礎・基本」
- (4) 中学校英語Ⅱ「英語教育の今日的課題と指導の在り方」
- (5) 高等学校英語Ⅰ「英語科における授業づくりの基礎・基本」
- (6) 中学校（高校）Ⅱ「英語科における4技能を育成する授業づくり」
- (7) 高等学校英語Ⅱ「英語教育の今日的課題と指導の在り方」
- (8) 中学校・高等学校英語Ⅲ「英語で行う英語の授業のねらいと実践～基礎・基本を定着させる指導の在り方～」
- (9) 中学校・高等学校英語Ⅲ「英語で行う英語の授業のねらいと実践～実践的な力を高める指導の在り方～」
- (10) 高等学校Ⅲ「JET等を活用した英語の授業のねらいと実践」
- (11) 高等学校Ⅲ「TESOLを用いた英語の授業のねらいと実践」

< 成果 >

受講者数 1,086 名

受講者の研修アンケート結果は次のとおりである。（回収数 988 名）

受講者による研修評価（4点満点）

・ねらいの達成度 3.7 ・内容満足度 3.7 ・普及・還元度 3.5

< 課題・今後の取組の方向性 >

子供に身に付けさせたい力を育成する研修を意図的・計画的に設定し、子供の学習に対する意識を高めることが必要である。また、教員の研修機会を十分に確保する必要がある。

今後は、アクティブ・ラーニングの手法を研修に取り入れる。また、全研修を「理論・事例報告・演習・実践」により構成し、英語検定資格取得支援などの「英語力向上研修」17 講座を新規に実施する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担当	都立学校教育部・指導部
----	-------------

主要施策 5	国際社会で活躍する日本人の育成
--------	-----------------

- 1 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」の内容の充実を図る。
- 2 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し「青年海外協力隊」の派遣前研修を基に、高校生向けの体験研修を実施して、国際社会に貢献する意識と行動力を持った生徒を育成する。
- 3 英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生の英語力の向上や異文化理解を促進する。（「英語村」の設置に向けた検討）
- 4 都立国際高校において、世界の大学から高く評価され、進学資格として認められている国際バカロレアの認定を平成27年度中に取得する。生徒が、この教育プログラムに基づく授業を受け、高校卒業後に世界の大学で切磋琢磨し、将来、国際社会で活躍できるよう育成する。
- 5 世界で活躍し、日本の将来を担う人材を育成するため、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばすことを目指す「都立小中高一貫教育校」の設置に向けた検討を進める。

【平成27年度予算額：642,316千円 決算額：603,123千円 従事職員数20人（指導主事等17人）】

1 「次世代リーダー育成道場」の充実（指導部）

<施策の取組状況>

(1) 取組概要

ア ねらい

「次世代リーダー育成道場」では、国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むための教育を推進する。この事業は、世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組みであり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になろうという高い志をもった都立高校生を、研修・留学を通じて大きく成長させることをねらいとしている。

イ 育成する人材像

- ・ 世界を舞台に活躍できるたくましさ
- ・ 海外で通用する英語力
- ・ 広い視野や多様な文化の理解
- ・ チャレンジ精神
- ・ 問題解決能力

ウ 平成27年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

平成27年度の「次世代リーダー育成道場」は、①国内事前研修 ②留学 ③国内事後研修 から構成される。留学の派遣時期により、A、B二つのコースを設定

- A（冬出発）コース：約6か月の事前研修の後、冬に1年間の留学に出発
 B（夏出発）コース：約1年間の事前研修の後、翌年度の夏に、1年間の留学に出発。

(2) 実施状況 募集人数・応募状況

ア 平成27年度実績（4期生）

区分	合格者数（応募者数）	Aコース	Bコース
指定校特別推薦	26（26）	10	16
学校特別推薦	63（82）	50	13
一般推薦	111（174）	40	71
合計	200（282）	100（162）	100（120）

イ 事前研修

英語研修（英語実践演習、英語による講義、留学生との交流）、各界のリーダーによる講義、個人研究、見学・体験（日本の歴史、日本の伝統・文化、先端技術施設見学など）

ウ 留学プログラム

Aコース：平成28年1月28日から同年11月下旬までオーストラリアのビクトリア州及び南オーストラリア州の現地校での留学

Bコース：平成28年8月から平成29年6月までアメリカのミシガン州及びアリゾナ州現地校での留学

エ 事後研修

合同研修会、成果発表会、英語力の測定

オ 普及・啓発

留学フェア、フォーラム、ウェブページ、講座の公開

<成果>

- 高い語学力（海外で日常生活が送れ、英語しか通じない高等学校で授業を普通に受け、理解できるレベル）を身に付けている生徒の割合が、1期生において留学前の40%から留学後には89%に増加した。同様に、2期生Aコースにおいて留学前の27%から留学後には90%に増加した。
- 本事業を通して、「問題解決能力が身に付いた」という質問に肯定的な回答をした割合は、1期生で84%、2期生（Aコース）は88%となった。同様に、「コミュニケーションをとる力が身に付いた」という質問に対しては、1期生92%、2期生（Aコース）96%という回答が得られた。
- 本事業を通して、「多様な価値観を受け入れられるようになった」という質問に対して、肯定的な回答をした割合は、97%となった。（1期生及び2期生Aコースの高校既卒者対象）

<課題・今後の取組の方向性>

- 事前研修や留学を通して高い語学力を習得させるために、英語研修の拡充や選考方法の見直しを図る必要があることから、選考において英語の筆記試験を導入するとともに、事前研修における英語研修の質と量を充実させる。

- (2) 留学中の安全管理・確保を確実に進めていくために、危機管理幹事会との協議を通して、危機管理マニュアルの改善及び体制の強化を図る。

「グローバル人材に必要な資質・能力」について、本事業による成果をより明確に検証するために、民間業者と連携して測定を行う。

2 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した研修の充実（指導部）

<施策の取組状況>

国際社会の一員としての自覚や、社会に貢献する意欲と主体的な行動力をもつ人材の育成を目的として、都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）の生徒（100名）に対し、JICAと連携した研修プログラム（事前研修、宿泊研修、事後研修及び報告会）を実施した。

(1) 募集及び応募状況 [単位：人]

	平成 26 年度	平成 27 年度
募集人数	100	100
応募人数	137	169

(2) 平成 27 年度 宿泊研修参加者内訳 [単位：人]

I 期								II 期								合計	
1 年生		2 年生		3 年生		4 年生		1 年生		2 年生		3 年生		4 年生			
21		20		9		0		24		18		7		1		100	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
4	17	4	16	1	8	0	0	5	19	3	15	2	5	0	1	19	81

(3) 研修プログラム

ア 事前研修（教職員研修センター）7月5日（日）

入校式、オリエンテーション、講義等（国際貢献や青年海外協力隊について）、語学テスト

イ 宿泊研修

第I期、第II期とも2グループ（25名ずつ）に分かれ、長野県駒ヶ根・福島県二本松の青年海外協力隊訓練所において研修を行う。

（日程）第I期8月17日（月）～8月22日（土）50名

第II期8月24日（月）～8月29日（土）50名

入所式、オリエンテーション、ワークショップ（「理想の町づくりに挑戦」、「MDGsについて考えよう」、「豊かさってなんだろう」「理想の社会とは」「挑戦！海外青年協力隊」、「私たちの宣言 若者宣言」）、語学ワークショップ、青年海外協力隊員との交流活動、修了式

ウ 事後研修（JICA地球ひろば：市ヶ谷）9月22日（火）

研修のまとめ、成果発表会に向けた準備（アクション・プラン、若者宣言等）

エ 報告会（東京都庁第一本庁舎）11月8日（日）

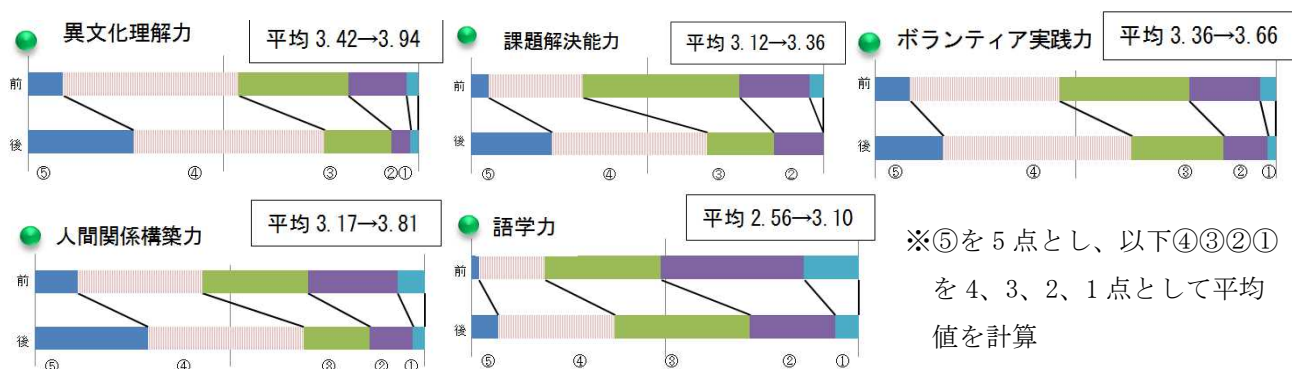
研修成果報告会・修了式

- ・ 修了証書授与
- ・ 研修成果の発表（研修報告、アクション・プラン、若者宣言）
- ・ 講演「地球のステージ」特定非営利活動法人地球のステージ代表 桑山紀彦氏

【研修の前後による高校生の自己評価の向上】（宿泊研修前後のアンケートより）

「次の力が自分にあるか。」

⑤かなりある 5点 ④ある 4点 ③どちらともいえない 3点 ②少しある 2点 ①ほとんどない 1点



- ・ 自己評価のポイントが、全ての項目において向上している。特に、「②少しある」、「①ほとんどない」の割合が減っている。
- ・ 「⑤かなりある」は、課題解決能力は前後で4.6倍、異文化理解力、語学力が3倍になった。

<成果>

- (1) 研修生の青年海外協力隊等の国際協力・社会貢献への意欲が向上したこと。
- (2) 各研修生が得た経験や考えたことについて、報告会等で自ら発信したこと。

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 独立行政法人国際協力機構（JICA）のほか、本事業の企画・運営を委託した公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）及び研修会場となった青年海外協力隊訓練所と連携を深め、平成27度の反省に基づき、更なる研修プログラム等の充実を図る必要がある。
- (2) 本事業の趣旨や成果についての周知を一層進め、教員、生徒、保護者が本事業について理解を深めることで、本事業に参加する研修生が学年や性別等にかかわらず、バランス良く集まるようにする必要がある。

3 「英語村」の設置に向けた検討（指導部）

<施策の取組状況>

平成27年4月、「英語村に関する有識者会議」を設置し、「英語村（仮称）」の望ましい在り方について検討を行った。

平成27年10月、同有識者会議報告書を公表し、同報告書を踏まえ、平成28年3月3日、「英語村（仮称）」事業実施方針を公表した。

なお、施設運営やプログラム提供等に当たり、民間事業者のアイデア、ノウハウ等が十分に生かされるよう、東京都が求める一定の条件の下で、民間事業者が主体的に整備・運営を行うこととした。

<成果>

「英語村（仮称）」事業実施方針を踏まえ、平成 28 年 3 月 28 日、「英語村（仮称）」事業募集要項を公表し、「英語村（仮称）」の整備・運営を行う民間事業者の公募を開始した。

<課題・今後の取組の方向性>

「英語村（仮称）」事業募集要項に基づき、平成 28 年 10 月には事業予定者を決定し、平成 30 年 9 月末までに開業できるよう着実に準備を進める。

4 都立国際高校での国際バカロレアコースの開設（都立学校教育部）

<施策の取組状況>

国際バカロレアコースを開設し、第一期生の生徒に対して、ディスカッションなどを重視した、双方向型による授業を英語で実施した。また、国際バカロレアの認定のための、国際バカロレア機構による確認訪問に対応した。さらに、国際バカロレアコースを周知するため、パンフレットを作成・配布するなど、広報活動を実施した。

<成果>

平成 27 年 5 月に国際バカロレアの認定を取得した。また、平成 28 年度入学者選抜（第二期生）では、募集人員 20 名に対して 94 名の応募があった（応募倍率 4.7 倍）。

<課題・今後の取組の方向性>

生徒がフルディプロマを確実に取得できるよう、学習環境等の整備・充実を図る必要があるため、関係部署と連携して検討を進め、教育スタッフの育成や施設・設備の整備を推進する。

5 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討（都立学校教育部）

<施策の取組状況>

「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」等において、12 年間を貫く教育理念や教育課程の編成方針など、「都立小中高一貫教育校」の設置に関する検討を行った。

また、「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」における検討状況等を踏まえ、開校予定年度についても検討を行った。

<成果>

平成 27 年 11 月に、「都立小中高一貫教育校の設置に関する検討結果」を取りまとめ、公表した。

また、本検討結果を反映するとともに、開校予定年度についても盛り込んだ「都立高校改革推進計画・新実施計画」を平成 28 年 2 月に策定した。

<課題・今後の取組の方向性>

小中高一貫教育の実施に当たっては、小学校・中学校・高等学校の 12 年間を一体として捉えた柔軟な教育課程の編成などについて、詳細まで検討する必要がある。そのために、外部有識者等で構成する教

育内容等検討委員会を設置し、都立小中高一貫教育校の教育課程や入学者決定などの具体的な在り方について、多面的視点から検討する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 6	日本人としての自覚や誇りの涵養
<p>1 外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成する。</p> <p>また、公立小・中・高校及び特別支援学校 200 校において、専門家を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史・伝統・文化を学び日本のすばらしさを理解する教育活動を推進する。</p>	

【平成 27 年度予算額：207,963 千円 決算額：150,496 千円 従事職員数 8 人（指導主事 8 人）】

1 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成（指導部）

<施策の取組状況>

国際社会で活躍する人材の育成に向けて、外部人材の活用等を通して日本の伝統・文化に関する取組や、外国人と積極的に関わる機会を推進する伝統・文化教育推進校を指定し、その取組を支援してきた。

(1) 推進校が取り組むべき内容

- ・ 外部人材の活用を通じた日本の伝統・文化に関する教育活動の充実
- ・ 外国人との文化交流体験の推進

(ア) 都立高校 100 校に配置されている、JETプログラムによる英語等指導助手（以下「JET青年」という。）との交流活動

(イ) 地域の外国人との交流活動

(2) 概略

- ・ 推進校数：小学校 83 校、中学校 12 校、特別支援学校 5 校 合計 100 校
- ・ 推進規模：23 区中 17 区、26 市中 21 市、13 町村中 4 町村
- ・ 指定期間：1 年間

<成果>

- ・ 外部の専門家等の活用状況

推進校に招聘した外部の専門家等の延べ人数 847 人（1 校当たり平均約 4.2 人）

外部の専門家を学校に招聘した延べ回数 2,962 回（1 校当たり平均約 15 回）

- ・ JET 青年との交流の状況

小学校・中学校・特別支援学校への派遣回数の合計 497 回（1 校当たり平均約 5 回）

教育課程内での交流回数 446 回

小学校（国語、音楽、総合、生活、特活）

中学校（社会、英語、音楽、総合、特活）
教育課程外での交流回数 51 回（茶道、和太鼓、PTA 行事等）

<課題・今後の取組の方向性>

外部人材の活用において、推進校が希望する取組に即した外部の専門家等の招へいを推進するために、年度当初の連絡協議会において、外部の専門家等の招へい実績のある方法を周知する等、推進校の外部人材の更なる活用を支援する。

JET 青年との交流において、推進校の児童・生徒が積極的に外国人等と関わり、日本の良さを発信する能力や態度を育成する。

2 言語能力向上推進事業（指導部）

<施策の取組状況>

全ての校種において、思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、言語活動の充実を、学校全体で組織的に取り組むことを先進的に行う拠点校として指定し、その取組を支援してきた。

拠点校が取り組むべき課題（4点）

- ・ 言葉による発信力を高める
- ・ 美しい日本語を身に付ける
- ・ 豊かな読書生活を育む学校づくり
- ・ 他校や保護者・地域への発信

(1) 概略

- ・ 拠点校数：小学校 77 校、中学校 23 校、高等学校 23 校、特別支援学校 7 校 合計 130 校
- ・ 拠点規模：23 区中 22 区、26 市中 25 市、13 町村中 4 町村
- ・ 拠点期間：1 年間

年度	22	23	24	25	26	27
実績	0	65	130	195	195	130

※平成 23 年度から平成 25 年度までは 3 年間指定、平成 26 年度からは 1 年間指定

(2) 訪問指導

拠点校に対して、6 月から 3 月の間に、研究内容や授業、成果発表等について、指導部を中心に多摩教育事務所と連携・協力して指導・助言を行った。

- ・ 訪問指導数（希望校）

小学校 14 校、中学校 1 校、高等学校 2 校、特別支援 2 校 合計 20 校

(3) 成果発表

拠点校としての役割を踏まえ、全校で研究内容等を普及・啓発する機会を設けた。

また、発表会案内や紀要、学習指導案、プレゼンテーション資料をはじめ、校内の掲示物の点検及び指導を行うとともに、都教育委員会挨拶を希望する学校に対し、訪問して挨拶を行った。

- ・ 研究発表会及び公開授業等

全指定校で実施

- ・ 都教育委員会挨拶（希望校）

小学校 30 校、中学校 6 校、高等学校 4 校、特別支援 2 校 合計 42 校

<成果>

(1) 普及・啓発

拠点校の研究発表会や公開授業を通して、広く教員や保護者等に取り組を普及・啓発した。

	教員	保護者等	合計	総計
研究発表会	6,883 人	5,543 人	12,426 人	36,559 人
公開授業	3,609 人	20,524 人	24,133 人	

<課題・今後の取組の方向性>

- ・ 都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化し、拠点校の成果発表に向けた準備を早めに進め、計画的な指導を進める。
- ・ 言語活動の充実を図るため、事業の課題や成果、改善の方向性を明確にし、今後の事業の在り方を検討する。
- ・ 年度当初の連絡協議会には、拠点校に加え、拠点校を所管する区市町村教育委員会等の担当指導主事等の参加を促す。また、研究の進め方や予算、発表までの計画等について年間を見通した予定を示すことで、各区市町村教育委員会の指導の下に展開されるようにするとともに、必要に応じて訪問指導を行う。

さらに、連絡協議会では拠点校の管理職や研究担当教員及び区市町村教育委員会等の担当指導主事等有識者による講演を開催し、拠点校における具体的な取組の推進を図る。

- ・ 随時、拠点校を訪問し、指導の状況や研究内容等を聞き取るとともに、報告書を基に児童・生徒が身に付けた能力を把握する。

また、平成 28 年度をもって拠点校としての事業が区切りを迎えることから、拠点校の児童・生徒等にアンケートを実施・分析することで本事業の成果を検証し、言語活動に関する今後の重点課題を再検討し、7 月までに新たな施策の企画及び立案を行う。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	徳	取組の方向	3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める
---	---	-------	----------------------

担当	総務部・地域教育支援部・指導部
----	-----------------

主要施策	7 人権教育の推進
<p>1 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。</p>	

【平成27年度予算額：62,407千円 決算額：56,647千円 従事職員数9.5人（指導主事6人）】

1 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

(1) 指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

<施策の取組状況>

学校における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教職員及び教育機関に配布した。

- ・ 年1回発行：63,500部、配布先：公立学校全教職員 等

年度	23	24	25	26	27
実績	63,500部	63,500部	63,500部	63,500部	63,500部

<成果>

都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

指導資料の内容をより一層充実し、活用を促進していくために、具体的な活用場面を想定し、区市町村教育委員会や各学校に活用を働き掛けていく。

(2) 人権教育研究協議会

<施策の取組状況>

都内全ての公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

- ・ 年間開催数：28回、参加者数：7,262人

年度	23	24	25	26	27
実績	6,716人	6,990人	7,310人	7,374人	7,262人

<成果>

人権教育の内容や方法について、研究・協議を行い、人権課題への正しい理解と認識を深めることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や東京都の動向に関する最新情報を収集し、学校等の実態を踏まえた内容とし、講師の講演や主任指導主事等の講義内容を充実させていく。

(3) 人権教育指導推進委員会

<施策の取組状況>

区市教育委員会等の指導主事を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

- ・ 年間開催数：5回

・	年度	23	24	25	26	27
	実績	6回	6回	6回	5回	5回

<成果>

実施後のアンケート等から、各人権課題についての講義等を通して、当初の目的を達成することが確認することができた。

<課題・今後の取組の方向性>

学校への具体的な指導・助言に生かせるよう内容を工夫することで、指導主事が様々な人権課題に関する理解を深め、各地域で学校等への指導・助言を適切に行うことができるよう育成する。

(4) 人権尊重教育推進校の設置

<施策の取組状況>

ア 小学校 32 校、中学校 14 校、都立学校 5 校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組んだ。

イ 人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行った。

- ・ ブロック別連絡会の年間開催数：28回、参加者数：4,853人

年度	23	24	25	26	27
実績	26回 2,664人	28回 4,076人	31回 4,220人	28回 4,743人	28回 4,853人

<成果>

人権尊重教育推進校では、同和問題をはじめ様々な人権課題を取り上げた実践を行い、それに関わる差別意識の解消を図るための教育を推進した。ブロック別連絡会では各校の取組を各地域に広げることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

各人権尊重教育推進校が学校の実態を踏まえ、人権課題への取組を充実させ、他の学校へ普及・啓発を図るために、各学校の実態を踏まえた資料提供及び指導・助言を行っていく。

(5) 人権教育資料センターの運営

<施策の取組状況>

教職員研修センター内の人権教育資料センターに、人権に関する各種資料、教材等を適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を適切に実施し、人権教育推進の支援を行った。

- ・ 今年度に収集・整備した教材ビデオ及び書籍数：教材ビデオ 48 本、書籍 93 冊

年度	23	24	25	26	27
実績	46 本	44 本	31 本	64 本	48 本
	89 冊	92 冊	104 冊	104 冊	93 冊

<成果>

東京都教育委員会作成のDVDの数を増やすことで貸出し待ちの状況を緩和し、都内公立学校でのDVD活用を促進した。また、東京都人権施策推進指針に示された新たな人権課題に関わる書籍について収集し、研修における情報提供に役立てた。

<課題・今後の取組の方向性>

今後もホームページや研修会等の場で人権教育資料センターの広報を行い、都内公立学校でのDVD活用を推進するとともに、東京都人権施策推進指針に示された新たな人権課題に沿ってDVDや書籍等の資料を整理していく必要がある。

(6) 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

<施策の取組状況>

社会教育における啓発資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布した。

- ・ 年1回発行 105,000 部
- ・ 配布先 社会教育関係機関、都内国公立小・中・高等学校（PTA）等

年度	23	24	25	26	27
実績	105,000 部	105,000 部	105,000 部	105,000 部	105,000 部

<成果>

都教育委員会が実施する「教育庁等職員・学校事務職員等課題研修」、「人権学習指導者研修」、区市町村教育委員会・PTA等の研修・講座・学習会等で活用された。

<課題・今後の取組の方向性>

人権啓発学習資料の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

(7) 人権学習教材ビデオの制作（隔年制作）

<施策の取組状況>

人権学習教材ビデオ制作の基本方針等を踏まえ、「わかカフェへようこそ〜ココロ まじわる ヨリドコロ」を制作し、社会教育関係機関、中学校・高等学校等に配布した。

- ・ 検討委員会 年5回 委員8人。規格 DVD・カラー35分・実写、制作部数 1,650本
配布先 社会教育関係機関、視聴覚ライブラリー、都内国公立中・高等学校 等

年度	23	24	25	26	27
実績	1,650本	(企画)	1,650本	(企画)	1,650本

<成果>

「東京都人権施策推進指針」（平成27年8月改定）に示されている新たな人権課題（「インターネットによる人権侵害」）を取り入れ、人権学習教材ビデオに反映することができた。

<課題・今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や東京都の動向を踏まえ、人権学習教材ビデオの内容等を一層充実し、その活用を促進していく。

(8) 人権学習指導者研修

<施策の取組状況>

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施した。

- ・ 年間開催数 一般研修 10回、専門研修 8回、 合計18回 参加者数 815人

年度	23	24	25	26	27
実績	721人	719人	908人	790人	815人

<成果>

人権学習に関わる内容・方法等についての講義等を行い、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や東京都の動向を踏まえ、時宜に合った内容等を取り入れるなど、区市町村教育委員会等の実態を踏まえながら研修内容・方法等を充実させていく。

(9) 人権学習の促進事業

<施策の取組状況>

区市町村の人権学習の促進を図るため、社会教育における人権に関する学習機会の充実方策等について、モデルプログラム等の検討を中心に調査研究を行い、その成果を報告書として作成し、区市町村教育委員会等へ配布した。

- ・ 調査研究委員会 年間開催数 5回 委員 3人
- ・ 報告書（「平成 27 年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」）の作成 500 部
- ・ 配布先 区市町村教育委員会社会教育関係機関等

年度	23	24	25	26	27
実績	400 部	500 部	500 部	500 部	500 部

<成果>

区市町村人権教育事業実施状況調査（平成 26 年度実績）の分析・考察や「東京都人権施策推進指針」（平成 27 年 8 月改定）に示されている新たな人権課題（「インターネットによる人権侵害」、「災害に伴う人権問題」等）を踏まえたモデルプログラム事例を取り入れ、人権学習の在り方、内容・方法等について研究し、その成果を報告書にまとめ、区市町村教育委員会等へ普及・啓発することができた。

<課題・今後の取組の方向性>

人権教育推進のための調査研究事業報告書の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	徳	取組の方向	3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める
---	---	-------	----------------------

担当	指導部
----	-----

主要施策	8 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
<p>1 東京の子供たちの豊かな心を育成するため、都が独自に作成し、都内公立小・中学校等に配布した東京都道徳教育教材集の活用を通して、道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。また、東京都道徳教育推進教師養成講座を実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。</p> <p>2 教科「奉仕」の成果を踏まえ、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実を照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成するため、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」の設置に向け、全都立高校で試行実施し、都立高校生の実態を踏まえ養うべき道徳性や指導方法・内容についての検討を進める。</p>	

【平成 27 年度予算額：43,896 千円 決算額：42,857 千円 従事職員数 6 人（指導主事 6 人）】

1 道徳教育の推進（指導部）

<施策の取組状況>

(1) 「東京都道徳教育教材集」の作成及び配布

- ・ 小学校 1・2 年生版 「心あかるく」 115,500 冊
- ・ 小学校 3・4 年生版 「心しなやかに」 109,500 冊
- ・ 小学校 5・6 年生版 「心たくましく」 113,500 冊
- ・ 中学校版 「心みつめて」 95,000 冊

を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布した。

(2) 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの作成及び配布

- ・ 小学校版 115,500 冊
- ・ 中学校版 95,000 冊

を都内全ての公立小・中学校等の新 1 年生の保護者に配布した。

(3) 「東京都道徳教育推進委員会」の設置及び指導資料等の作成

- ・ 各部会とも年間 6 回開催
- ・ 「特別の教科 道徳」の指導内容に即した教材集『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」小学校版・中学校版の作成・配布
- ・ 『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」所収の全ての教材について、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた活用例の作成・DVD で配布

(4) 東京都道徳教育推進教師養成講座の実施

- ・ 平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 か年で、都内全ての公立小・中学校等から、1 名の道徳教

育推進教師が講座に参加する。

- ・ 講座では、講義や演習、発表等を通して、道徳教育の在り方や資料の捉え方等について理解を深めるとともに、他の教員に指導のポイントをアドバイスできるよう資質の向上を図る。
- ・ 講座受講者は、講座終了後に所属校で授業実践を行うとともに、校内研修会等において講座の内容等について他の教員に周知する。

【1日目】 平成27年7月28日・31日 午前9時30分～午後4時40分
国立オリンピック記念青少年総合センター

【2日目】 平成27年8月7日 午前の部（午前9時30分～午後0時30分）
午後の部（午後1時40分～午後4時40分）
なかのZERO 小ホール

【受講者数】 小学校教員 426名 中学校教員 276名 計 702名

<成果>

① 受講者の道徳教育についての考え方の変容 ◆本講座の目的や道徳教育推進教師の役割が理解できた。 とてもそう思う・そう思う…95.7%
② 受講者の読み物資料について中心となる発問を設定する力の向上 ◆道徳の時間の授業の組立て方や資料の捉え方が理解できた。 とてもそう思う・そう思う…99.5%
③ 受講者が成果を学校に持ち帰り他の教員と共有 ◆道徳の授業改善へ向けた、他の教員への助言に生かせる内容であった。 とてもそう思う・そう思う…97.7%

(5) 道徳授業地区公開講座の実施

学校、家庭及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成14年度以降、東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内全ての公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を開催している。

年度	実施校数・公開授業参観者数
平成25年度	1,963校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 438,225人
平成26年度	1,951校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 461,905人
平成27年度	1,944校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 477,675人

<課題・今後の取組の方向性>

意見交換会への参加者を増やし、活性化を図っていくことが課題である。

今後、意見交換会の内容等の改善・充実及び「東京都道徳教育教材集」「特別の教科 道徳」移行措置期間対応 東京都道徳教育教材集「私たちの道徳」の活用等の推進に向けた指導・助言を行うとともに、全区市町村教育委員会に開催案内等を周知し教員等の参加を呼び掛ける。

2 新教科の設置（指導部）

<施策の取組状況>

人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の試行版テキストを開発し、全都立高校で試行実施した。各都立高校は試行版テキストから1章以上を選択し、教科「奉仕」の授業を演習形式で行った。

また、「人間と社会」の各校の推進者向け研修会を延べ7回、開発研究委員会資料説明会1回を実施し、この教科の設置理由、特徴、授業の進め方、アクティブ・ラーニングの視点を生かした授業の方法及び優良事例の実践発表を行った。各校は次年度の全面実施に向けた準備を進めることができた。

<成果>

これからの時代にキャリア教育と道德教育を一体的に学習することの意義や、知識を身に付けるのではなく、深く考え、自分の意見を述べ他者の意見をしっかり聞き、思考を広げていくことをねらいとした新教科「人間と社会」の教科書を独自に作成し、全都立学校に配布することができた。また、この教科の目的を実現するための授業の進め方であるアクティブ・ラーニングの視点を生かした授業の必要性や、授業を進める上でのポイントを周知することができた。

<課題・今後の取組の方向性>

各校の置かれている現状や育みたい資質・能力に合わせて学習目標を適切に設定するための優良事例の紹介や、学習目標に適したより良い学習評価の方法を開発する必要がある。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	徳	取組の方向	4 社会の変化に対応できる力を高める
---	---	-------	--------------------

担当	指導部
----	-----

主要施策	9	情報モラル教育の推進
<p>1 有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行うとともに、インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を行う。また、インターネット等の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレットを作成・配布して、学校での継続的な啓発・指導を支援する。</p> <p>2 子供の情報モラルの向上を図るため、都立学校全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施して、実践的な啓発・指導を直接行うとともに、ICTを活用した授業改善と情報モラル教育を推進するためにフォーラムを開催する。</p>		

【平成 27 年度予算額：43,937 千円 決算額：37,041 千円 従事職員数 2 人（指導主事 2 人）】

1 インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握（指導部）

<施策の取組状況>

(1) 学校非公式サイト等の監視

都内公立学校を対象に、巡回監視と定点監視を行った。検出した不適切な書き込みのうち、リスクレベル中及び高については、不適切な書き込みが検出された都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行った。

リスクレベル		リスクレベル別の検出数				
		27 年度	26 年度	25 年度	24 年度	23 年度
高	自殺予告など、緊急性があり、個人や場所、日時等が特定できる。	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
中	誹謗中傷や個人情報の公開等で、個人や場所等が特定できるもの。	51 件	87 件	175 件	102 件	87 件
低	誹謗中傷や個人情報の公開等で、リスクレベル中に含まれないもの。	10,894 件	9,994 件	10,118 件	10,670 件	11,351 件
合計		10,945 件	10,081 件	10,293 件	10,772 件	11,438 件

※ 平成 26 年度までは、都内公立学校の巡回頻度を 3 か月に 1 回（1 校当たりの巡回回数は年間 4 回）としていたが、平成 27 年度から巡回頻度を 2 か月に 1 回（同 年間 6 回）としている。

(2) インターネット・携帯電話利用に関する実態調査

平成 28 年 2 月に、都内公立学校の児童・生徒、その保護者、学校管理職を対象として、抽出（児

童・生徒総数の約2%)による調査を行った。

<成果>

(1) 学校非公式サイト等の監視

リスクレベル中及び高については、都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行い、不適切な書き込みの削除を指導した。

不適切な書き込みの削除達成率

リスクレベル	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
中	86.3%	72.4%	62.9%	76.5%	87.4%
低	37.6%	37.3%	46.7%	38.9%	38.5%

(2) インターネット・携帯電話利用に関する実態調査

「SNS東京ルール」の策定に伴い、児童の調査範囲を小学校1年生まで広げて実施した。また、1年後の成果を確認するために、調査項目を精選し、経年変化を確認できるものとした。

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 学校非公式サイト等の監視

リスクレベル低の中で、継続的に不適切な書き込みを行っている人物が複数存在するが、個人情報の記載がないため、特定することができない場合がある。そこで、特定の人物については、定期的に書き込みを確認して記録する等、継続した監視を行う。また、他のサービス等と複合して検索するなどにより、個人情報の特定を図る取組を行う。

(2) インターネット・携帯電話利用に関する実態調査

平成26年度以前の調査とは項目が異なる部分があり、過去のデータとの経年変化の比較が困難であるので、平成27年度以降、調査項目の多くを固定化し、「SNS東京ルール」の成果検証を行うために経年変化が確認できるものとする。

2 インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導（指導部）

<施策の取組状況>

(1) 指導資料及び啓発リーフレットの作成・配布

作成した指導資料を7,000部発行し、区市町村教育委員会及び都内公立学校宛てに配布した。また、啓発リーフレットについてはホームページに公開し、周知した。

(2) ICT活用講座の実施

都内公立小・中学校21校の児童・生徒及び都立学校104校の生徒に対して、情報モラル・情報リテラシー講座を実施した。また、都立学校104校に対しては、教員を対象とした情報リテラシー講座も実施した。

(3) ICT教育フォーラムの開催

平成27年11月19日に新宿文化センターにて開催した。情報モラルに関する基調講演や舞台発表、パネルディスカッションを行ったほか、ICT活用推進校12校によるタブレットPCの活用に関するパネル展示を実施した。

<成果>

(1) 指導資料及び啓発リーフレットの作成・配布

無料通話アプリに関するトラブルや写真データに付加されている位置情報など、最新事例を掲載した資料として作成した。

(2) ICT活用講座の実施

実施後のアンケート結果から、児童・生徒を対象とした情報モラル講座では、90%の児童・生徒が「役に立った」と回答した。また、教員に対する情報リテラシー講座の満足度では95%が「今後の授業に役に立つ」と回答している。

(3) ICT教育フォーラムの開催

入場者数は都内公立学校の教職員や保護者、都民を含め合計 536 名であった。また、回収したアンケートから、参加者の 94%が ICT教育フォーラムの内容について「とても参考になった」「参考になった」と回答している。

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 指導資料及び啓発リーフレットの作成・配布

「SNS東京ルール」の策定に伴い、都内公立学校の全児童・生徒を対象として学習用の補助教材を作成・配布することとし、指導資料及び啓発リーフレットの作成は終了する。

(2) ICT活用講座の実施

主に高等学校を中心とした講座を行ってきたが、小学生等の低年齢層や保護者に対する啓発を強化する必要があることから、都内公立小学校 200 校を限度として、保護者と児童と一緒に学ぶ「親子情報モラル教室」を新たな事業として実施する。

(3) ICT教育フォーラムの開催

「SNS東京ルール」に関する取組を更に推進するため、情報モラル・情報リテラシー教育に関する発表を中心とした内容に改善していく必要があることから、名称を「情報教育フォーラム」に改め、新たに指定する「情報モラル推進校」20校の実践事例紹介などを中心とした内容として開催する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	徳	取組の方向	4 社会の変化に対応できる力を高める
---	---	-------	--------------------

担当	地域教育支援部・指導部
----	-------------

主要施策10	キャリア教育の推進
<p>1 児童・生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育てるための「キャリア教育に関する教師用手引書」や、外部人材を活用して効果的なキャリア教育を推進するための「外部人材活用パンフレット」の活用を図るとともに、「中学生の職場体験」における外部人材、受入機関等との連携の促進などを通して、系統的なキャリア教育を推進する。</p> <p>2 都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科高校を中心に導入する。</p>	

【平成27年度予算額：92,725千円 決算額：72,768千円 従事職員数4人（指導主事4人）】

1 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進（指導部）

(1) 「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用

<施策の取組状況>

4月の事業説明会で、キャリア教育の全体計画・年間指導計画の作成を、手引書を用いて区市町村教育委員会に説明し、全小・中学校の教育課程に系統的なキャリア教育を編み込むための意識を啓発した。

<課題・今後の取組の方向性>

全小・中学校におけるキャリア教育の全体計画・年間指導計画作成を目指す。

(2) 「外部人材活用パンフレット」の活用

<施策の取組状況>

都内全公立小学校3,876部(1,292校×3部)、都内公立中学校1,851部(617×3部)、都立高等学校附属中学校・中等教育学校30部(10校×3部)に配布するとともに、事業説明会で企業等の教育支援プログラムの活用について、区市町村教育委員会に説明し、外部人材を用いた、キャリア教育の指導を啓発した。

<課題・今後の取組の方向性>

本事業のパンフレットを活用して、多くの小・中学校で外部人材の有効活用を促進する。

2 都立高校におけるキャリア教育の推進（指導部）

(1) インターンシップ事業の推進

<施策の取組状況>

都教育委員会は、平成 18 年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結し、平成 19 年度から国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施することにより、受入先の拡大を図っている。

・平成 27 年度

第 2580 地区（東京都北部） 学校数 9 校 希望人数 330 人

第 2750 地区（東京都南部） 学校数 14 校 希望人数 1,369 人

「国際ロータリーとの連携によるインターンシップ学校数及び体験者数」

	第2580地区		第2750地区	
	学校数	人数	学校数	人数
H26年度	9校	210人	10校	857人
H25年度	5校	144人	7校	530人
H24年度	8校	124人	8校	518人
H23年度	7校	221人	7校	506人
H22年度	8校	176人	6校	489人
H21年度	9校	350人	5校	528人
H20年度	12校	425人	6校	732人
H19年度	5校	102人	6校	818人

<成果>

国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業によって、受入先企業を安定的に確保することができた。また、国際ロータリーのインターンシップ実施上のノウハウについて、今年度に連携した高校に継承することができた。

<課題・今後の取組の方向性>

国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業の参加校が増加するにつれ、事前指導に課題のある学校も見え始めた。この事業の優れた事例を参加校に周知するなどの取組が必要である

(2) キャリア教育の年間指導計画の作成

<施策の取組状況>

キャリア教育に関わる年間指導計画を、全都立高校等で作成する。

<成果>

年間指導計画を作成することによって、学校の教育活動全体を通じて、系統的・計画的に実施することができた。また、外部人材との連携を組織的に進めることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

キャリア教育では、総合的な学習の時間や特別活動との関連に比べ、教科学習との関連が弱い傾向がみられる。このため、教科学習との関連を一層充実させる必要がある。

3 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業 (地域教育支援部)

<施策の取組状況>

企業やNPO等の実施する体験型学習プログラムが、普通科高校全校で活用された。

年度	25	26	27
実施校	30校	51校	138校
協力団体数	33団体	41団体	53団体

<成果>

- ・様々な分野の職業人との話合いや、課題解決型のグループワークを中心としたプログラム等を体験することにより、生徒はコミュニケーション力や主体的行動力等の社会人として必要な力や、学ぶことの意義に気付き、将来を考えた科目選択、進路選択に取り組むなどの成果があった。
- ・実施するプログラムのカスタマイズを行い、生徒の実態に合わせた内容で実施していることから、事業理解が進んだ学校では、キャリア教育年間指導計画に位置付け、効果的に導入する工夫もされるようになってきた。

<課題・今後の取組の方向性>

- ・都立高校の事業理解を進め、実施校の年間計画に位置付いた系統的な導入
- ・支援団体の拡大とプログラムの拡充

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	徳	取組の方向	4 社会の変化に対応できる力を高める
---	---	-------	--------------------

担当	総務部・地域教育支援部・指導部
----	-----------------

主要施策 1 1	不登校・中途退学対策の推進
<p>1 小・中・高校における不登校児童・生徒や高校の中途退学者に対する支援を充実するため、不登校等の児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象に調査を実施し、その実態を把握するとともに、学識経験者等からなる検討会を設け、学校の取組のみならず関係機関や民間の取組と連携した総合的な不登校・中途退学対策について検討を行う。</p> <p>2 都立高校における中途退学の未然防止及び進路未決定の在校生等を対象とした進路支援モデル事業を引き続き実施する。この成果を踏まえ、福祉や心理などの専門家を活用した中途退学者への面談等の新たな取組を試行するとともに、関係機関と連携した中途退学者への支援体制の構築を推進する。</p>	

【平成 27 年度予算額：114,147 千円 決算額：68,339 千円 従事職員数 7 人（指導主事 2 人）】

1 不登校対策・中途退学対策の推進（総務部・指導部）

<施策の取組状況>

平成 27 年 5 月に、学識経験者をはじめ、心理、福祉、医療、労働、警察、民間支援団体、公立学校及び区市町村教育委員会等の教育機関の関係者による「不登校・中途退学対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）及び「検討委員会小・中学校部会」、「検討委員会高等学校部会」を設置して、検討を重ね、中間のまとめを経て報告書として取りまとめた。

なお、平成 27 年 7 月に、小学校、中学校及び高等学校の校長や教員、保護者等に対して、不登校や中途退学に関する調査を実施し、その集計・分析結果のうち有用なデータを検討委員会で示すことにより、実情に根ざした議論の展開を果たすことができた。

- ・ 検討委員会 3 回、小・中学校部会 7 回、高等学校部会 7 回開催

<成果>

- ・ 「不登校・中途退学対策検討委員会報告書」を作成し、区市町村教育委員会、都内公立学校等へ配布
- ・ 報告書の内容を踏まえ、平成 28 年度において新たなモデル事業を実施

<課題・今後の取組の方向性>

- ・ 教育支援センター（適応指導教室）等の充実について、検討委員会で施策の方向性は示されたが、施策を実現していくためには、更なる検討が必要である。
- ・ 不登校の児童・生徒が再チャレンジできる教育環境の充実を図るため、区市町村と連携して、区

市町村教育委員会、学識経験者、民間有識者等による新たな検討委員会を設置し、教育支援センター（適応指導教室）等の充実方策について、より実効性のある取組となるよう検討を進める。

- ・ 新規施策に関するモデル事業の実施により、不登校児童・生徒数の増減だけでなく、児童・生徒の前向きな変化など、多様な視点からの効果・検証方法を確立し、今後の事業運営で活用する。

2 都立高校における進路指導等の取組を支援する体制の構築（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

(1) モデル事業の実施

平成 25 年度から 3 年間にわたり、若者支援に実績のある NPO と連携して「都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援」モデル事業（以下「モデル事業」という。）を実施し、生徒との面談等を通して中途退学未然防止対策、進路決定支援等に取り組んだ。

(2) 支援体制の構築

モデル事業の実施を通じて得られた成果と課題を検証し、東京都教育施策大綱（平成 27 年 11 月）や不登校・中途退学対策検討委員会報告書（平成 28 年 2 月）を踏まえながら、平成 28 年度からの本格実施事業として「都立学校における不登校・中途退学対策」を構築した。

<成果>

学校における進路指導等の取組とあいまって、以下のとおり第 3 学年（定時制課程にあつては第 4 学年）の面談者に関する進路決定者数の向上を図ることができた。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
3 年生（※）面談者数 < a >	70 名	171 名	161 名
a のうち進路決定者数 < b >	57 名	105 名	126 名
進路決定率 < $c = b / a$ >	81. 4%	61. 4%	78. 3%

※ 定時制課程にあつては 4 年生

<課題・今後の取組の方向性>

中途退学の未然防止については、NPO スタッフが十分に対応できないケースがあり、校内体制との連携に課題があった。

中途退学や進路未決定のまま卒業する生徒が多いなど特に課題が顕著な都立高校（以下「継続派遣校」という。）における校内体制の整備を促進するため、不登校・中途退学対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名するとともに各学校経営支援センターに新たに統括学校経営支援主事を配置する。

また、中途退学と密接な関連のある不登校への対策にも対応できるよう、スクールソーシャルワーカー等による「自立支援チーム」を創設する。「自立支援チーム」は、継続派遣校に定期的に訪問するとともに、その他の都立学校についても要請に基づき訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携しながら、中途退学の未然防止の取組、中途退学者や進路未決定卒業生への切れ目のない進路決定に向けた支援、不登校の生徒への対応を行う。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	体	取組の方向	5 体を鍛える
---	---	-------	---------

担当	指導部
----	-----

主要施策 1 2	体力向上施策の推進
<p>1 子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、児童・生徒の生活スタイルを活動的なものにしていく「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」を推進するとともに、平成28～32年度に取り組む「総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」を策定する。</p> <p>また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、新たに体力向上の目標を定め、具体的取組を行う「アクティブプラン to 2020」を、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校が一体となって推進する。</p> <p>2 区市町村対抗の中学生「東京駅伝」大会の開催や、脳と体幹を鍛え、運動意欲を高めるコーディネーショントレーニングの学校への導入・展開等により、子供の体力を向上させていく。</p>	

【平成27年度予算額：146,334千円 決算額：145,188千円 従事職員数 6人（指導主事 6人）】

1 子供の体力向上（指導部）

<施策の取組状況>

1 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

平成22年7月に「総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）」を、平成25年2月に「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」を策定し、計画に基づき、都内全ての公立学校において特色のある取組を行う「一校一取組・一学級一実践」運動の展開、中学生「東京駅伝」大会の開催等、子供の基礎体力向上のための取組を推進した。

2 総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）の具体的な取組

(1) 「子供の体力向上推進本部」等の設置

児童・生徒の体力・運動能力の現状分析や向上策について戦略的な取組を検討した。

- ・ 平成21年度 子供の体力向上推進本部の設置 3回開催
- ・ 平成22年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）策定 2回開催
- ・ 平成23年度 第1次推進計画の進捗状況、年齢別体力向上プログラム等検討 1回開催
- ・ 平成24年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）策定 1回開催
- ・ 平成25年度 第2次推進計画の進捗状況、歩数調査の詳細分析等検討 1回開催
- ・ 平成26年度 第2次推進計画の進捗状況、歩数調査の詳細分析等検討 3回開催
- ・ 平成27年度 第2次推進計画の進捗状況

(2) 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」

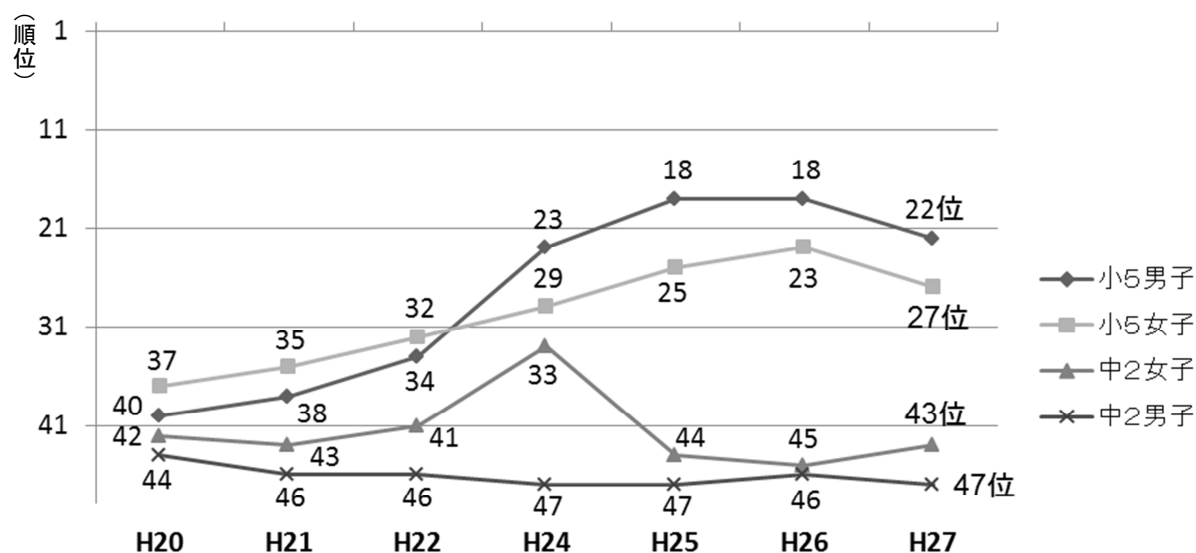
【実施規模（平成22年度と平成27年度の比較）】

	平成22年度			平成27年度		
	実施校数	実施人数	割合	実施校数	実施人数	割合
小学校	60校	25,110人	4.4%	1,292校	558,727人	100.0%
中学校	59校	18,912人	8.4%	621校	224,523人	100.0%
中等教育学校	0校	0人	0.0%	6校	5,489人	100.0%
高等学校(全)	30校	18,848人	15.8%	173校	123,299人	100.0%
高等学校(定・通)	5校	380人	2.3%	55校	11,250人	100.0%
特別支援学校	0校	0人	0.0%	62校	5,897人	72.6%
合計	154校	63,250人	6.7%	2,209校	929,185人	95.4%

※「割合」とは、全校に占める実施校の割合

・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（文部科学省）から

【47都道府県における東京都の順位】



【体力合計点の東京都及び全国の平均値推移（80点満点）】

[単位：点]

		20年度	21年度	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小5	男子	52.97 (54.48)	53.32 (54.19)	53.54 (54.36)	54.10 (54.07)	54.12 (53.87)	54.16 (53.91)	53.90 (53.81)
	女子	53.29 (54.84)	53.52 (54.59)	54.07 (54.89)	54.52 (54.85)	54.74 (54.71)	55.21 (55.01)	55.25 (55.19)
中2	男子	38.59 (41.50)	38.51 (41.36)	38.66 (41.71)	40.16 (42.32)	39.50 (41.69)	39.71 (41.63)	39.88 (41.80)
	女子	45.21 (48.38)	45.01 (47.94)	45.78 (48.14)	47.61 (48.72)	46.21 (48.31)	46.73 (48.55)	47.40 (48.96)

※（ ）内は、全国の平均値

(3) 「一校一取組・一学級一実践」運動の推進

全公立学校で学校の実態に応じた体力向上の具体的な取組を展開することができた。また、優れた実践例を取りまとめ、各学校の取組の促進を図ることができた。

- ・ 「一校一取組」運動の展開実践例報告書の作成・配布
平成 22 年度 13,000 部、平成 23 年度 8,500 部、平成 24 年度 8,650 部、
平成 25 年度 6,400 部、平成 26 年度 12,000 部、平成 27 年度 12,130 部

(4) 中学生「東京駅伝」大会の実施

中学校教育の一環として、区市町村対抗の駅伝競走大会を実施し、自治体ごとの体力向上に係る取組の促進を図ることができた。

- ・ 参加自治体数 平成 21 年度 51 区市町
平成 22 年度 東日本大震災により中止
平成 23 年度 50 区市町
平成 24 年度 50 区市町及び宮城県南三陸町男子チーム特別参加
平成 25 年度 大雪により中止
平成 26 年度 50 区市町
平成 27 年度 50 区市町

3 「アクティブプラン to 2020」 - 総合的な子供の基礎体力向上方策（第 3 次推進計画） - の策定

第 1 次推進計画、第 2 次推進計画の成果と課題を踏まえ、平成 32 年に行われるオリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるに当たって、開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するために、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の総合的な子供の基礎体力向上方策（第 3 次推進計画）を「アクティブプラン to 2020」として策定した。

4 コーディネーショントレーニングの普及

運動生理学や脳科学の研究から考案され、児童・生徒の体力向上を図ることが期待できるコーディネーショントレーニングの実施校の一層の拡大に向けて、体育授業の体づくり運動や補助運動、全校朝会や休み時間、放課後の取組、部活動等において、先進的に取り組むとともに、成果を当該区市町村内等に普及する地域拠点校 50 校を定め、実践内容を地域に発信していく。

<成果>

平成 20 年度の調査では、東京都の小学生・中学生ともに体力合計点の平均値が 47 都道府県の中で最低水準にあったが、小学生は全国平均を上回るまで向上した。

<課題・今後の取組の方向性>

日常生活における総運動時間が全国で最低水準にあり、中学生の体力合計点の平均値は向上しているものの、都道府県別順位は男女ともに最低水準にあることなどが課題である。

今後は、「アクティブプラン to 2020」を着実に推進し、体力合計点の東京都平均値を、小学生は都道府県別の上位、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させる。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	体	取組の方向	5 体を鍛える
---	---	-------	---------

担当	指導部
----	-----

主要施策 1 3	部活動の振興
<p>1 全国大会や関東大会等への出場を目指す都立高校をスポーツ特別強化校に指定し競技力の向上を図るとともに、部活動の活性化を目指す学校を重点的に支援する取組を進めることにより、都立高校全体に関わるスポーツの隆盛と競技力の底上げを図る。</p>	

【平成 27 年度予算額：260,299 千円 決算額：225,961 千円 従事職員数 3 人（指導主事 3 人）】

1 部活動振興と競技力向上（指導部）

<施策の取組状況>

(1) スポーツ特別強化校の実施

2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京都開催に向け、全国大会や関東大会出場を目指す部活動をスポーツ特別強化校に指定し、都立高校の競技力向上を一層推進した。都立高校におけるスポーツ全体の隆盛を図るため、競技人口の少ない競技種目も含めて慎重に審査を行い、23 校 50 部指定した。

(2) 都立高校の県外遠征等の実施

都立高校における競技力向上のための県外遠征等を実施し、野球 1 校 1 部、男子バスケットボール 1 校 1 部、女子サッカー 2 校 2 部を北海道夕張市へ派遣した。

<成果>

(1) スポーツ特別強化校の実施

関東大会やインターハイに出場するなどの好成績を残した。具体的には、相撲（男子）、なぎなた（女子）、ソフトボール（女子）等の種目においてインターハイに出場した。

(2) 都立高校の県外遠征等の実施

気候や施設など恵まれた環境の下、普段は戦う機会のない北海道の強豪校や地元の高校と、競技力の向上を目指しながら対戦し、自チームの実力を認識し、実践力を養成するとともに、互いの交流を図る貴重な機会にすることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) スポーツ特別強化校の取組については、紙面による実施報告のみならず、学校訪問による状況把握のための工夫を講じ、効果を検証する必要がある。
- (2) 準特別強化部の育成も視野に入れ、都立高校の競技力向上を一層推進し、都立高校におけるスポーツ全体の隆盛を図る必要がある。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	体	取組の方向	6 健康・安全に生活する力を培う
---	---	-------	------------------

担当	都立学校教育部・地域教育支援部
----	-----------------

主要施策 1 4	健康教育の推進
<p>1 学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故の再発を防止するため、文部科学省監修のガイドラインに基づき、学校における事故予防体制の確保と事故発生時の緊急対応の確立に関わる取組を強化し、各学校における組織的な体制づくりを推進する。</p> <p>2 児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、生きた教材として学校給食を活用する。また、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために栄養教諭の配置を推進し、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を実践することにより、食育の更なる推進を図る。</p>	

【平成 27 年度予算額：一 円 決算額：一 円 従事職員数 3 人】

1 学校におけるアレルギー疾患対策（都立学校教育部・地域教育支援部）

<施策の取組状況>

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭、エピペン[®]携帯児童・生徒の担任及び栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施するとともに、アレルギー疾患対応に係る資料等について活用の周知を図った。

・ アレルギー疾患対応研修実施状況（平成 27 年度）

対 象	回 数	参加人数
学校教職員	9 回	3,421 人
学校栄養職員	3 回	958 人

※学校教職員対象の研修のうち 2 回は管理職対象研修

<成果>

- ・ アレルギー疾患の基礎知識やエピペン[®]の使用方法の習得など、教職員が食物アレルギーに適切に対応できるようになっている。
- ・ 「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。

<課題・今後の取組の方向性>

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒の増加や食物アレルギーの新規発症の可能性に対応するため、より多くの教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。また、学校における組織体制整備を更に促進・充実させる必要がある。

2 公立学校における食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

<施策の取組状況>

栄養教諭及び学校栄養職員に対し、各種研修会の実施等を通じて、学校給食等を活用した食育の取組を支援している。

また、学校給食を「生きた教材」として活用し、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、教科間で連携した食に関する指導を推進するため、栄養教諭の配置を拡大している。

・ 学校栄養職員等研修実施状況（平成 27 年度）

研修名	参加人数
学校栄養職員新規採用者研修	56 人
学校栄養職経験者前期（5 年次）研修	52 人
学校栄養職経験者後期（10 年次）研修	25 人
食に関する指導研修会	212 人
衛生管理推進研修会	468 人
学校栄養職員等研修会	382 人

・ 栄養教諭配置実績（平成 20 年度から配置）

年度	23	24	25	26	27
配置人数	36 人	44 人	49 人	54 人	57 人

<成果>

地場産物を取り入れた学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などにより、食べ物や生産者に対する感謝の心が育ち、食を中心とした生活習慣の改善が見られるなど、児童・生徒の食に関する意識が高まっている。

<課題・今後の取組の方向性>

食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。さらに、地場産物の活用や郷土料理を献立に取り入れるなどの工夫により、学校給食の教育的効果を引き出した指導を行う必要がある。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	体	取組の方向	6 健康・安全に生活する力を培う
---	---	-------	------------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 15	防災教育の充実
<p>1 発生が予測される首都直下地震等の自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、総務局が作成する「防災ブック」を活用して、保護者とともに、家庭で学習できる「防災ノート」を作成・配布するなど、防災教育の一層の充実を図る。</p> <p>2 都立高校では、首都直下地震等を想定し、備蓄食準備訓練や就寝訓練など避難生活の疑似体験に加え、地域の消防署や警察署等と連携した実践的な訓練を行う一泊二日の宿泊防災訓練を全校で実施することを通じて、都立高校生の地域貢献意識と防災に関する知識・技能を養う。 また、生徒による防災組織である「防災活動支援隊」を全校で編成し、自校の防災活動の運営補助や地域の防災活動への参加などの活動を行う。 さらに、東京消防庁、日本赤十字社、防衛省自衛隊など、防災に関する知識・技能をもつ関係機関と連携した防災訓練の実施を希望する学校を支援するとともに、上級救命講習などの技能講習受講を推進し、災害時の初期対応技能を身に付けた人材の育成を図る。</p> <p>3 都立特別支援学校では、首都直下地震等の発生に伴い、電気・ガス・水道等のライフライン等が全面的に停止した状況下において、帰宅困難となった都立特別支援学校の児童・生徒の安全を確保することを想定した一泊二日の宿泊防災訓練を20校で実施する。 また、「特別支援学校宿泊防災訓練検討委員会（仮称）」において訓練実施における成果・課題を検証し、平成29年度に全都立特別支援学校での実施を目指していく。</p>	

【平成27年度予算額：115,189千円 決算額：90,419千円 従事職員数4人（指導主事4人）】

1 「防災ノート」等の作成・配布（指導部）

<施策の取組状況>

(1) 「防災ノート」の活用・配布

ア 配布状況

「防災ブック」の配布に合わせ、平成27年9月1日から、都内の全ての公立学校及び私立学校の全児童・生徒に配布した。（配布数 1,362,200部）

(2) 防災教育補助教材の作成・配布

ア 防災教育副読本「地震と安全」を作成し、全都の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全児童・生徒へ配布した。また、指導資料「活用の手引き」を作成し、全都の小・中・高等学校及び特別支援学校の教員へ配布した。（配布数 1,372,700部）

イ 防災教育補助教材「3. 1 1を忘れない」を作成し、公立学校の小学校第5学年と中学校第2学年に配布した。(配布数 221,500部)

<成果>

(1) 防災ノート

各学校において、避難訓練の事前・事後指導、宿泊防災訓練時のほか、各教科の授業、学校活動(ホームルーム活動)、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生活における様々な場面で、「防災ブック」と連携した「防災ノート」の活用が図られている。(活用率95%)

(2) 防災教育補助教材等

各学校において、避難訓練や防災訓練の事前・事後指導や毎月の安全指導等で活用が図られている。

ア 「地震と安全」活用率 95%

「地震と安全」活用場面(平成27年度安全教室指導者講習会アンケートより「活用している」から複数回答)

○学級活動・ホームルーム 49% ○避難訓練の事前・事後指導 51%

イ 「3. 1 1を忘れない」活用率 92%

「3. 1 1を忘れない」活用場面(平成27年度安全教室指導者講習会アンケートより「活用している」から複数回答)

○道徳 30% ○特別活動 23% ○総合的な学習の時間 17%

○各教科 13%

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 「防災ブック」と連携した「防災ノート」の活用を更に促進し、家庭・地域と一体となった防災教育を一層充実させる。

(2) 防災教育補助教材等では、各教科等の授業において、より一層の活用が図られるようにする。

2 都立高校における防災教育の充実(指導部)

<施策の取組状況>

(1) 一泊二日の宿泊防災訓練の実施

- 全ての都立高等学校178校の校内で実施
- 発災時を想定した避難生活の疑似体験(就寝訓練や備蓄食準備訓練)
- 主な連携先
消防署171校(96.1%)、消防団103校(57.9%)、区・市役所78校(43.8%)
警察署49校(27.5%)、自衛隊(東京地方協力本部)10校(5.6%)
外部のボランティア団体28校(15.7%)、地域住民の参加者964名

(2) 防災活動支援隊の編成

- 全ての都立高等学校178校で実施

(3) 避難訓練の実施

- 年4回以上の避難訓練を全校で実施

(4) 防災に関する知識・技能をもつ関係機関と連携した防災教育の実施

○ 訓練内容

- ・ 上級救命講習、応急救護訓練、D級ポンプ放水訓練、救急搬送訓練、担架作成・搬送訓練等

○ 関係機関と連携した学校

- ・ 東京消防庁消防学校との連携（3校）

荒川工業高等学校、王子総合高等学校、立川国際中等高等学校

- ・ 東京消防庁及び救命協会との連携による上級救命講習（11校）

足立西高等学校、第三商業高等学校、調布北高等学校、大崎高等学校、板橋高等学校、

光丘高等学校、農芸高等学校、町田工業高等学校、立川国際中等高等学校、調布南高等学校、

日野高等学校

- ・ 日本赤十字社との連携（8校）

葛飾総合高等学校、六本木高等学校、八潮高等学校、橘高等学校、神津高等学校、

第一商業高等学校、大泉桜高等学校、大崎高等学校

(5) 防災サミットの開催（平成28年1月17日（日）実施）

- 防衛省自衛隊、東京消防庁、日本赤十字社の講演

- 被災地の高校生を招いたグループ協議等の実施

- 地域との連携を重視した防災教育を推進する都立高校の実践事例の共有

<成果>

- 集団生活を通じて、災害時におけるリーダーとしての役割や考え方、協力することの大切さなどの意識が向上した。
- 防災訓練を通して、自ら考え行動する姿勢や防災に関する実践的な知識や技能を身に付けることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

- ・ 防災ノート「東京防災」等を活用、一泊二日の宿泊防災訓練等における防災講話や実技訓練を充実させ、生徒の防災に関する知識や技能の更なる向上が必要である。
- ・ 学校、関係機関及び地域が連携した防災教育を一層充実させる必要がある。
- ・ 防災活動支援隊がより実践的な経験を積むために、地域の防災訓練に加え合同総合防災訓練に参加するなど、必要がある。

3 特別支援学校における宿泊防災訓練の実施（指導部）

<施策の取組状況>

- ・ 推進校20校（視覚2校：生徒15人教員24人、聴覚3校：生徒66人教員43人、肢体不自由3校：生徒31人教員81人、知的障害11校：生徒486人教員239人、病弱1校：生徒18人教員15人）合計生徒616人教員402人にて実施した。

- ・ 各校において、生徒の障害の状態に応じて、避難訓練、救急救命訓練、消火器訓練、避難所設営等の取組、生徒の防災意識の育成を図った。

<成果>

- ・ 学校の危機管理体制や保護者との連絡・連携体制を点検することで、教職員の防災意識の向上と、校内体制、施設・設備等の課題を確認することができた。
- ・ 東京消防庁と連携して訓練に当たったことで児童・生徒の防災意識を効果的に育成することができた。
- ・ 外部有識者等を構成員とする「宿泊防災訓練の実施に関する検討委員会」において、推進校 20 校の実施成果についての検証により、特別支援学校の児童・生徒に関して課題が顕著化するの、長期化する避難所生活であり、地域の他の避難者を含めた訓練実施の必要性が明らかとなった。

<課題・今後の取組の方向性>

- ・ 長期化した避難所生活を想定した避難所運営の計画が必要である。
- ・ 避難所生活における保護者や地域住民の役割や協働について検討し、消防署や消防団、町内会組織などの各機関等との、平素からの課題意識の共有、関係づくりなどが必要である。
- ・ 都立特別支援学校が、区市町村と協定を結び福祉避難所となっている場合には、学校の障害種別とは異なる障害のある児童・生徒等の避難が想定されるため各校の対応力を高める必要がある。
- ・ 長期化した避難所生活では、医療的ケアが必要な児童・生徒への対応を保護者に依頼することが想定される。そのための衛生管理等について検討する必要がある。

4 学校における安全教育の推進（指導部）

<施策の取組状況>

- (1) 「安全教育プログラム」を作成し、全教員を対象に配布した。実践事例や避難訓練の実践事例の充実を図った。特にねらいに迫るための手立ての明確化を行った。（配布数 69,600 部）
- (2) 安全教育推進校として、幼稚園 1 園、小学校 4 校、中学校 2 校、高等学校 4 校、特別支援学校 1 校の計 12 校指定し、安全教育に関わる公開授業等を実施した。

<成果>

- (1) 「安全教育プログラム」を全教員対象に配布することで、各学校において年間指導計画や実践事例等を活用し、安全教育の推進につながった。
 - ア 活用率 98%
 - 活用場面（平成 27 年度安全教室指導者講習会アンケートより「活用している」から複数回答）
 - 校内研修 37%
 - 職員会議・分掌部会 36%
 - 教材研究 10%
- (2) 「安全教育推進校」において「安全教育プログラム」の 3 領域の内容を踏まえた公開授業を実施し都内公立学校の安全教育の充実を図ることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 「安全教育プログラム」の年間指導計画を各学校でより一層の活用が図れるようカリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた内容の精選を行う。

- (2) 「安全教育推進校」における公開授業の内容の充実を図る。特にアクティブ・ラーニングの手法を取り入れた授業実践が行えるよう、指導主事等が学校訪問を行う。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
---	----	-------	----------------

担当	指導部・人事部
----	---------

主要施策 16	若手教員の育成
<p>1 優秀な教員の確保を図るため、採用選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を、一層推進していく。</p> <p>また、「東京教師養成塾」の取組等を通じ、大学在学中から東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に養成する。</p> <p>さらに、教職大学院と連携し、学部段階では身に付けることのできない専門的な知識・能力を身に付けさせ、将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保する。</p> <p>2 新規に採用される教員が、採用前から実践的な指導力を身に付けられる機会を設定し、その充実を図る。</p> <p>3 初任から3年目までの若手教員等に対して、東京都の教員として求められる力を確実に身に付けるための研修を充実する。</p> <p>4 英語指導の質的向上を図るため、都内の公立中・高校の英語科教員 140 名を3か月間海外に派遣し、英語圏の大学において最先端の指導法などを身に付けられるよう、集中的に研修を実施する。</p> <p>5 将来、各地区・各学校で中核となって活躍する教育管理職の候補者を早期に見いだし、重点的に育成するため、学校、区市町村教育委員会との連携を図り、将来の管理職候補者として資質・能力のある若手教員を選抜して、計画的・継続的にキャリア形成を図り、学校マネジメント能力を育成するためのプログラムを構築、推進する。</p>	

【平成 27 年度予算額：840,253 千円 決算額：782,411 千円 従事職員数 44 人（指導主事 37 人）】

1 優秀な教員の確保（人事部）

<施策の取組状況>

(1) 地方会場における第一次選考の実施

東京会場（3か所）に加え、仙台会場、神戸会場、福岡会場において、第一次選考を実施した。

(2) 小学校全科（理科コース）の募集枠の設定

小学校における理科教育の充実を図るため、小学校全科（理科コース）の募集枠を設け、理科教育に精通した教員を確保した。

- ・ 応募者数 59 人、受験者数 51 人、合格者数 9 人

(3) 障害に配慮した選考

受験に際して、一般の受験者と比べて不利にならないよう、問題を点字で出題及び手話通訳者の派遣等の配慮を行った。

- ・ 応募者数 43 人、受験者数 38 人、合格者数 5 人

(4) PRの充実・拡大

ア 採用候補者選考説明会の実施

地方出身者の受験者数増加を図るため、都内での説明会に加え、地方における説明会等を実施した。

- ・ 都内会場：参加者数 3,115 人
- ・ 地方会場（5か所）：参加者数 440 人
- ・ 大学説明会（81大学）：参加者数 4,042 人
- ・ 個別相談会 1回（都庁大会議場）：参加者数 499 人

イ 学校見学会の実施

東京都の教員を目指している学生等を対象に「東京都の教育」や「東京の子供たち」に対する理解をより深めてもらうため、都内の公立学校における授業見学、給食指導参観及び教職員研修センターにおける研修体験などを実施した。

- ・ 3コース 参加者数 124 人

(5) 教員採用候補者への支援

ア 教員採用候補者名簿登載者専用ホームページ

採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、採用前に身に付けておくべき服務に関する知識や情報セキュリティの知識等をe-ラーニングにおいて習得できる環境を整備した。

また、採用前実践的指導力養成講座の講義内容を動画とテキストで配信し、いつでも復習が可能となる環境を整備した。

イ 任用前学校体験

新規採用予定者に対して、採用前に学校環境に慣れるため、採用決定後から任用されるまでの間に学校体験を積む機会を提供することを目的として、区市町村教育委員会及び各学校において実施した。

- ・ 参加者数 651 人

<成果>

平成 28 年度教員採用候補者選考（平成 27 年度実施）の実施状況

応募者数 17,287 人、受験者数 15,168 人、合格者数 3,062 人

倍率 5.0 倍（平成 26 年度実施 4.8 倍）

<課題・今後の取組の方向性>

教員の大量退職が続く中、一定の応募者数を確保し、競争性を担保しつつ、その中から教員としての資質能力を有する者を確実に選抜するために、あらゆる手段を講じて受験者数の確保に努める。

2 養成段階における実践的な指導力の育成（指導部・人事部）

【東京教師養成塾】

<施策の取組状況>

東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物、実践的な指導力や社会性を備え、即戦力として活躍できる教員を養成するため、東京都の公立学校の教員を希望する選抜された学生に対して、特別教育実習、講義、ゼミナール、体験活動の四つの講座を実施している。

(1) 対 象

小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状課程認定大学（大学院を含む。）で、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し、推薦基準に基づき学長が推薦した大学4年生及び大学院2年生150人（小学校コース：130人、特別支援学校コース：20人）

(2) 講 座

ア 特別教育実習 年間40日以上の実習と40時間以上の授業実践を実施

教師養成指定校において、年間を通し、原則として週1回の実習及び5日間（年3回）の連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を培う。

イ 講義 年間7回

「夢や希望をもち続ける」「国際的な視野をもつ」などのテーマにより、学校教育をめぐる様々な課題や広く教養を高めるための講義を通して、視野を広げ社会性を養う。

ウ ゼミナール 年間17回

「学級づくりの基礎」「保護者との信頼関係を築くために」などのテーマにより、演習やワークショップ等を通して、各教科等の専門性や指導技術の向上及び学級経営における実践的指導力を身に付ける。

エ 体験活動（就業体験）5日間 23企業・事務所で実施

夏季休業中を利用し、受け入れ先の企業等での就業体験を通して、社会人としての責任ある態度を養う。

<成果>

(1) 塾生の特別教育実習の状況（塾生の平均）

実習日数	54.1日	学校行事への参加	9.6回
授業実践時数	45.3時間	管理職等の講話	10.7回

(2) 塾生の採用状況

年度	23(24採用)	24(25採用)	25(26採用)	26(27採用)	27(28採用)
応募者数(名)	206	165	182	167	197
入塾者(名)	150	150	149	150	149
都採用者(名)	146	145	142	142	144

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 時代の変化や児童・生徒の実態、社会の要請等を踏まえた新しい時代の教育に応えることができるよう、小学校コース及び特別支援学校コースそれぞれに応じた講座内容の充実を図り、塾生の資質・能力の向上を図る。

学習指導要領の改訂を見据えた授業改善やICTを用いた指導法、道徳教育、外国語教育、特別支援教育の充実など新たな教育課題に対応した講座の拡充を図る。また、小学校英語教科化を視野に、新たに英語力向上のための講座を実施し、ALT（外国人英語指導助手）と打合せができる英語力を育成する。

(2) 連携大学等への広報や選抜方法等の改善により、優れた塾生を確保するとともに、教師養成指定校や連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターとの連携を強化して、塾生に対する指導・育成体制の充実を図り、事業の趣旨や期待する塾生像等について周知徹底を図る。また、塾生の特別教育実習における状況を教師養成指定校及び連携大学等と共有し、適切な評価の下、これまで以上に連携・協力して塾生の指導に当たる体制を構築する。

3 若手教員の育成（指導部）

<施策の取組状況>

(1) 東京都若手教員育成研修の体系

研修名	概要	研修項目と実施回数	
		校内における研修	校外における研修
1年次（初任者）研修	東京都教員人材育成基本方針に示された「教員に求められる基本的な四つの力」について基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。	・学習指導力 120時間以上	・研修センターにおける研修 10回 ・課題別研修 6回以上 ・宿泊研修 2泊3日
期限付任用教員 任用時研修		・学習指導力 120時間以上	・研修センターにおける研修 10回
新規採用者 研修 養護教諭		105時間程度	・研修センターにおける研修 10回 ・夏季集中 2日
栄養教諭		105時間程度	・研修センターにおける研修 10回
実習助手		35時間程度	・研修センターにおける研修 6回
幼稚園	10日程度	・研修センターにおける研修 10回	
2年次研修	「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」を中心とした実践的な指導力の促進を図る。	・学習指導力 15時間以上 ・学習指導力以外 15時間以上	・研修センターにおける研修 3回
3年次研修	「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」等の課題解決・対応力の拡充を図る。	・学習指導力 10時間以上 ・学習指導力以外 20時間以上	・研修センターにおける研修 2回

(2) 受講者数の推移

年度	1年次				2年次			3年次		
	小・中	高・特	新規採用者	合計	小・中	高・特	合計	小・中	高・特	合計
26	1,857	501	121	2,479	2,039	665	2,704	2,579	764	3,343
27	2,322	564	192	3,078	1,728	576	2,304	1,959	629	2,588

* 期限付任用教員任用時研修受講者を除く。

* 受講者数には、前年度以前の未修了者で未履修分の研修のみ受講する者も含む。

< 成果 >

(1) 具体的な成果

ア 都立学校に所属する教員を対象とした1年次（初任者）研修において、東京消防庁防災館における防災教育研修を悉皆で実施し、島しょを除く全都立学校が帰宅困難者の支援のために「帰宅支援ステーション」として位置付けられていることや運営体制の整備が必要なことを周知するとともに、防災意識を高めることができた。

イ 教職員研修センターで実施した、全ての若手教員育成研修、新規採用者研修において、講義に加え、協議や演習の時間を設けることにより、主体的・協働的な研修を実現することができた。

(2) 効果測定結果（都立学校に所属する教員を対象に実施）

ア 1年次（初任者）研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合 研修満足度 96.5% 研修理解度 96.6%

校長評価に基づく肯定的評価の割合 研修成果あり 90.5%

イ 2年次研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合 研修満足度 99.0% 研修理解度 96.3%

校長評価に基づく肯定的評価の割合 研修成果あり 91.0%

ウ 3年次研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合 研修満足度 88.3% 研修理解度 89.7%

校長評価に基づく肯定的評価の割合 研修成果あり 91.8%

< 課題・今後の取組の方向性 >

- (1) 研修成果の評価の信頼性を高めるため、より客観的な評価を目指し、改善を図る必要がある。
- (2) 喫緊の教育課題である「児童・生徒の不登校・中退、自殺防止」「情報モラル」「発達障害」「主権者教育」に関する項目を研修内容として取り上げる必要がある。
- (3) 新規採用時から組織人としての認識をもたせるために、1年次（初任者）研修において「文書事務の基礎」を研修項目に取り入れることをはじめ、3年次研修において若手教員育成研修修了後のキャリアプランニングに資するため、東京教師道場、教育研究普及事業研究団体及び各種昇任選考に関する情報提供を充実させる。
- (4) 教職員研修センター内における、研修評価の方法について、これまでのアウトプット評価に加え、アウトカム評価を実施することにより評価の質を高める。

- (5) 1年次（初任者）研修において「児童・生徒の不登校・中退、自殺防止」「情報モラル」「発達障害」を、2年次研修において「主権者教育」に関する項目を研修内容として取り入れる。

4 英語教育の充実に向けた教員研修の実施（指導部）

<施策の取組状況>

都立学校及び区市町村立中学校の英語科教員に対し、広く募集をかけ、これまでに 272 名の教員を英語圏の国に派遣し、海外教育機関での研修を実施した。

【平成 26 年度】

前期【9/4～11/30】（57 名）：オーストラリア（ニューサウスウェールズ大学）

後期【1/4～ 3/22】（82 名）：アメリカ（カリフォルニア大学）

【平成 27 年度】

第 1 期【6/13～8/23】（62 名）：アメリカ（カリフォルニア大学）

ニュージーランド（クライストチャーチ大学）

第 2 期【7/31～10/11】（46 名）：オーストラリア（マッコリー大学）

オーストラリア（ニューサウスウェールズ大学）

第 3 期【1/9～3/20】（25 名）：アメリカ（カリフォルニア大学）

<成果>

英語圏の国にて、最新の英語教授法を学び、自らの教科の指導力を高めるとともに、異文化理解を進め、生徒の英語力の向上と国際理解の推進に還元するとともに、研修の成果を自校のみならず、自地区の他の教員に広め、英語の指導力の向上を図ることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

これまでに、272 名の英語科教員の派遣を実施し、派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、都内に約 3,000 人いる英語科教員のうち、いまだ約 10 分の 1 の教員のための派遣に留まっており、東京都における英語教育の改善を実現するには、引き続き継続して本研修を実施する必要がある。また、小学校英語教科化を見据え、小学校教員の英語力・指導力の向上を図っていく必要がある。

本研修を継続実施し、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に育成することで、英語授業の改善を図っていく。また、小学校英語教科化を見据え、小学校教員の海外派遣研修も実施していく。

5 「学校リーダー育成プログラム」（人事部）

<施策の取組状況>

(1) 学校マネジメント講座の実施

校長、区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した 30 歳代の主任教諭 2 年経験以上の者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。

- ・ 46 区市町村教育委員会で 280 名、3 学校経営支援センターで 83 名受講した。
- ・ 本講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「サービス管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

(2) 学校リーダー育成特別講座

人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、宿泊講座を含む全 3 回を実施した。学校マネジメント講座受講者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった教員のうち、人事部職員課で受講が適切であると判断された 90 名（小学校 56 名、中学校 16 名、高校 12 名、特別支援学校 6 名）が受講した。

<第 1 回>平成 27 年 7 月 14 日実施

- ・内容：課題達成実習、学校マネジメント能力を身に付ける講座

<第 2 回>平成 27 年 7 月 30 日、31 日実施（宿泊講座）

- ・内容：コミュニケーション能力を高める講座、リーダーシップを身に付ける講座、マネージャーとしての資質を磨く講座、コーチングに関する講座

<第 3 回>平成 27 年 10 月 16 日実施

- ・内容：企業視察（3 企業）、受講者と同年代のミドルマネージャーからマネジメントやリーダーシップについての講話
「支援するリーダーシップ」をテーマにした著名人による講演

<成果>

- ・受講者のアンケート結果では、受講者の 75%が教育管理職になるという意識が高まったと回答し、84%が学校経営への参画意識が高まったと回答していた。

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 学校マネジメント講座受講者数について、区市町村教育委員会ごとに差が見られた。
- (2) 本講座を受講した主任教諭が教育管理職になるまで、校長や区市町村教育委員会、学校経営支援センターと連携し、教育管理職になるという意識や、モチベーションの維持を図っていく。
- (3) 学校リーダー育成特別講座の内容の一層の充実を図り、質の高い講座を実施していく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
---	----	-------	----------------

担当	指導部・人事部
----	---------

主要施策 17	現職教員の育成
<p>1 教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成 25 年度から都立学校で、平成 26 年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。</p> <p>2 研修センターで実施している講義・演習の動画を配信することで、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供し、円滑な職場復帰や自己啓発を促す。</p> <p>3 教員の国際貢献意欲を高め、グローバル人材育成を支える体制を強化するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携を強化し、①現職教員の青年海外協力隊等への派遣規模拡大、②現職教員の「東京グローバル・ユース・キャンプ」の現場視察等、③教員採用候補者選考において青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考、を実施する。</p>	

【平成 27 年度予算額： 104,379 千円 決算額： 88,569 千円 従事職員数 20 人（指導主事 19 人）】

1 指導教諭の活用と拡充（人事部）

<施策の取組状況>

1 指導教諭の職の設置

下記(1)から(6)までの職務を通じて他の教員に教科等の指導技術を普及させる職として、平成 25 年度から都立高等学校及び都立特別支援学校に指導教諭の職を設置し、主幹教諭と同じ指導職層に位置付けた。平成 26 年度からは区市町村立学校においても職の設置を行った。

【指導教諭の職務内容】

- (1) 校内 O J T（自校において、校内 O J T を実施する。）
- (2) 模範授業（模範授業及び研究協議会を実施する。）
- (3) 公開授業（他の教員に対し授業を見学させる機会を設ける。）
- (4) 個別相談（自校において、他の教員へ学習指導に関する指導・助言を行う。）
- (5) 授業支援（各学校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行う。）
- (6) 教科指導資料等開発（優れた教科指導のための教材開発等を行う。）

2 配置計画数・任用数・模範授業の実施状況

【配置計画数・任用数】

校種	配置計画数	平成 27 年度の任用数
都立高等学校	約 80 名	46 名
都立特別支援学校	約 40 名	22 名
小学校	約 210 名	92 名
中学校	約 130 名	51 名

※ 上記の配置計画数を都立学校は平成 25 年度から、小中学校は平成 26 年度からそれぞれ 5 年間程度で順次配置する。

【模範授業の実施状況】

校種	平成 27 年度の実施回数
都立高等学校	112 回
都立特別支援学校	63 回
小学校	280 回
中学校	182 回

3 指導教諭を活用した O J T の仕組みの構築

- (1) 各学校の O J T を行うための O J T 診断基準において指導教諭の活用方法を示すことにより、模範授業等で学んだ指導技術を広めていく仕組みを整えた（都立学校）。
- (2) 各学校から模範授業に参加した教員が実施した校内 O J T の実施状況について、区市町村教育委員会を通じて把握する仕組みを整えた（小中学校）。

<成果>

平成 27 年度の任用教科 40 教科（平成 26 年度：20 教科）

都立高等学校・・・英語、国語、数学、世界史、日本史、地理、公民、物理、化学、生物、保健体育

都立特別支援学校・・・視覚、聴覚、肢体病弱（小）、肢体病弱（中高）、知的（小）、知的（中高）

小学校・・・・・・・・国語、算数、理科、社会、生活、体育、道徳、特別活動、特支固定、特支通級、音楽、図工

中学校・・・・・・・・国語、社会、数学、理科、英語、保健体育、道徳、特支固定、特支通級、音楽、美術

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 計画的に指導教諭の任用を行うための人材の育成とともに、指導教諭を活用した校内 O J T の仕組みを定着させることが必要である。
- (2) 都内公立学校における指導教諭の計画的な任用や活用に向けての必要な情報提供を行うなど、東京都学校経営支援センター及び区市町村教育委員会と引き続き連携していく。
- (3) 各都立学校における指導教諭を活用した O J T の取組状況を検証し、教科主任を活用した O J T

との連携を進めるなど、更なる活用に向けた指導・助言を行う。

また、小・中学校においても区市町村教育委員会を通じて各学校におけるOJTの取組状況の検証を踏まえ、指導教諭を活用した仕組みの定着を図っていく。

2 教員研修の動画配信（指導部）

<施策の取組状況>

(1) 研修動画配信に関わる事務

- ・平成27年8月から12月まで研修の動画を撮影し、編集作業を実施
- ・平成28年1月5日から研修受講申込受付システム上で申請した対象教員への動画配信を開始
- ・撮影研修 8研修 15講座
(撮影研修のうち、2研修4講座で、教育庁指導部と連携し、指導部主催の研修を撮影)
- ・配信研修時間 677分

(2) 研修動画閲覧対象者

- ・対象者 4,353人 (平成27年12月1日現在)

<成果>

○配信研修

1	習熟度別指導	・小学校算数 (平成27年8月24日実施)	21分
		・中学校数学 (平成27年8月27日実施)	45分
		・中学校英語 (平成27年8月27日実施)	28分
2	外国語活動	・外国語活動の授業づくり (平成27年8月13日実施)	136分
3	道徳教育	・道徳教育の充実 (平成27年7月31日実施)	71分
		・「特別の教科 道徳」の先行実施について (平成27年12月7日実施)	48分
4	特別支援教育	・東京都の特別支援教育 (平成27年8月7日実施)	52分
		・特別支援教育の基礎 (平成27年8月5日実施)	46分
5	喫緊の教育課題	・不登校児童・生徒への対応 (平成27年8月28日実施)	23分
		・いじめの未然防止 (平成27年8月28日実施)	18分
		・オリンピック・パラリンピック教育 (平成27年8月28日実施)	27分
		・アレルギー疾患への対応 (平成27年8月14日実施)	73分
6	学習指導	・学習指導の基礎・基本 (平成27年8月5日実施)	18分
7	生活指導・学級経営	・生活指導・学級経営の基礎・基本 (平成27年8月5日実施)	56分
8	ICT	・ICT機器を活用した授業づくり (平成28年1月予定)	15分

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 研修担当指導主事連絡会、支援センター連絡会、校長・副校長連絡会等の場を活用し、対象教員への周知を徹底する。
- (2) 各教科や教育課題に関わる最新情報の配信のための情報収集及び撮影する研修を検討する。
- (3) 動画撮影から、配信までの期間の短縮を図り、スピーディーに情報を提供する。
- (4) 配信期間は原則2年間とし、国や都の新たな施策が出された場合には、配信内容について追加・修正等を検討する。

3 グローバル人材育成を支える体制の強化（人事部）

<施策の取組状況>

(1) 現職教員の青年海外協力隊等への派遣規模拡大

「現職教員特別参加制度」による青年海外協力隊等への派遣規模を拡大するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携・協力した教員対象説明会を実施した（2回：7月、11月開催参加者76名）。

(2) 教員採用候補者選考における特別選考の実施

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、独立行政法人国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等への派遣経験者（国際貢献活動経験者）を対象とした特別選考を新たに実施した。

- ・ 受験者数 5人、合格者数 3人

<成果>

平成28年度春募集（平成29年度派遣予定）では37名の応募があり、今後、文部科学省及びJICAでの選考を受ける。

4 現職教員の資質の向上（指導部）

(1) 東京教師道場

<施策の取組状況>

東京都公立学校の児童・生徒の学力向上を図るため、教員の「授業力」を一層高めるとともに、他の教員を指導する能力を有する教員を育成することを目的として、教職経験4～10年程度の教諭に対して授業研究・協議等、指導主事や学習指導専門員が指導する研修を2年間継続して実施する。

部員 800名程度

リーダー 200名程度

平成27年度は授業研究を1,740回、「部員による授業公開」を421回実施した。

【修了者数】（単位：名）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
部員	375	345	298	357	405	396	407
リーダー	112	92	70	80	86	91	91

平成26年度	平成27年度	計	
396	421	3,400	4,199
92	85	799	

<成果>

(1) 所属長における効果測定結果

部員の授業力が向上したと思うか：平成26年度 97.2% → 平成27年度 97.3%

(2) 成果の還元

研修終了後、学校や各地域で指導的、中核的な役割を担うことにより、東京都の教育の充実に資する。

【部員による管理職選考合格者数】（単位：名）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合格者数	22	27	35	33	42	52	75

平成 26 年度	平成 27 年度	計
91	57	434

*平成 18 年度 合格者 1 名

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 修了者の追跡調査を引き続き行い、リーダー養成研修としての評価につなげていく。
- (2) 修了者について、ミドルリーダーとしての意識を高めるとともに、教職経験に相応な資質・能力を高める研修を実施する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
---	----	-------	----------------

担当	都立学校教育部・指導部・人事部
----	-----------------

主要施策18	体罰根絶に向けた取組の推進
<p>1 平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。</p> <p>2 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。</p> <p>3 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach賞により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。</p>	

【平成27年度予算額：22,276千円 決算額：20,725千円 従事職員数3.6人（指導主事3人）】

1 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（都立学校教育部・指導部・人事部）

<施策の取組状況>

1 教員の意識改革を図る新たな研修の展開

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を行った。教育管理職研修については主任指導主事から、10年経験者及び20年目研修については統括指導主事から、体罰根絶について指導を行った。

- ・ 若手教員育成研修

○1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修	1回実施	合計	588名受講
○2年次研修	4回実施	合計	576名受講
○3年次研修	4回実施	合計	544名受講
○新規採用養護教諭研修・新規幼稚園教諭研修等	4回実施	合計	88名受講
- ・ 10年経験者研修等
- ・ 東京教師道場
- ・ 教育管理職研修
- ・ 教育管理職候補者研修
- ・ その他の職層研修（主幹教諭・主任教諭等）
- ・ 専門性向上研修（160講座）

2 運動部活動顧問教諭に対する講習の強化

全公立中学校・高等学校において、東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全顧問教諭を対象に、種目別にスポーツの指導の在り方などの指導者講習を整備して実施し、部活動におけるスポーツ指導中の体罰事故を減少させた。

3 特別研修プログラムの開発・実施

感情を抑えられない教員に対しては、怒りの感情を抑え、言葉で指導する力を高める特別研修プログラムを開発して実施し、また、体罰を指導の手段と考える教員に対しては、暴力への依存性が強く、本人の自覚のみでは改善が見込まれないため、精神科等の医療的対応による矯正プログラムを開発して実施することで、体罰等に係る服務事故再発防止研修の改善・充実を図ることができた。

4 東京都「Good Coach 賞」の創設

生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような運動部活動指導を実践している顧問教諭を東京都「Good Coach 賞」として広く顕彰することにより、優れた指導方法を普及した。

被表彰者は、当該校長の推薦又は承認を受け、所管する区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが推薦された表彰候補者の中から、Good Coach 賞表彰審査会の審査を経て決定した。

(人)

	中学校	高等学校	特別支援学校
平成 27 年度	43	33	3

5 外部指導員バッジ・資格証の配布

都立学校の校長が認めた外部指導員に対し、体罰等を行わない部活動指導の自覚を高めるため、資格証及びバッジを配布した。

6 都内公立学校における体罰の実態把握

平成 26 年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果を取りまとめ、平成 27 年 5 月 21 日に、「平成 26 年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」を公表した。

また、都内公立学校における平成 27 年度に発生した体罰等又はその疑いのある事案の実態を的確に把握するため、平成 27 年 11 月 19 日付けで、教職員を対象とした聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした質問紙調査を内容とする「平成 27 年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について（依頼）」を都立学校長及び区市町村教育委員会教育長宛てに通知し、平成 28 年 6 月に調査結果を公表した。

7 体罰事故に係る服務事故防止月間における研修等の改善・充実

過去 2 回の実態調査結果を踏まえ、服務事故防止月間（7 月、12 月）において、パワーポイントと実際の体罰事故事例を基にしたワークシートを活用した校内研修を全ての都内公立学校で実施するとともに、平成 27 年 7～8 月には、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえて服務事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んだ。

8 体罰根絶に向けた取組の推進

(1) 体罰根絶の考え方の周知徹底

校長は学校経営計画に体罰根絶に対する考え方を示すとともに、年度初めに全教職員に対し、体罰禁止についての基本的考え方、学校としての方針、体罰関連行為のガイドラインについて周知した。

(2) 学校運営連絡協議会を活用した体罰根絶への取組

保護者や地域の関係者に対し、学校をより一層公開して、体罰根絶に向けた学校の考え方の広報と指導内容・方法の開示に努めるとともに、学校運営連絡協議会における学校評価アンケート等を活用し学校外からの評価を受けることを徹底した。

(3) 外部指導員との契約関係の明確化

外部指導員については、委嘱・承諾書等の契約行為を文書で明確に行うとともに、承諾書に体罰等の違法な行為があった場合に契約を解除することについて明記することを徹底した。

<成果>

- ・平成 27 年 5 月に公表した平成 26 年度の実態調査では、体罰を行った者は前年比で 54 名減少し、約半数の 68 名となった。体罰減少の主な原因は、部活動における体罰の減少であり、前年度に比べ約 3 分の 1 となった。
- ・外部指導員バッジ・資格証の配布を通して、顧問教諭のみならず、外部指導員や O B（卒業生）等の部活動に関わる全ての人々が体罰や暴言、行き過ぎた指導等は絶対にあってはならないという共通認識を図ることができた。

<課題・今後の取組の方向性>

- 1 体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、各担当において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。
- 2 学校経営計画への明記の徹底
学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る必要がある。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
---	----	-------	----------------

担当	福利厚生部
----	-------

主要施策 19	教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進
<p>1 教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」、全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査等を実施し、予防に重点を置きながら「早期自覚」「早期対処」を基本とするメンタルヘルス対策を充実する。</p> <p>精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。</p>	

【平成 27 年度予算額：646,662 千円 決算額：584,040 千円 従事職員数 2.5 人】

1 教職員のメンタルヘルス対策（福利厚生部）

<施策の取組状況>

1 精神疾患の早期自覚・早期対処に向けた取組

ストレス検査の実施、土日相談窓口の設置など相談体制の充実

2 「リワークプラザ東京」（職場復帰訓練支援機関）の運営

精神疾患により休職した教員が円滑に職場復帰を行うため、常駐の臨床心理士や復職アドバイザー等を「リワークプラザ東京」に配置して、面接や電話相談を行い、復職に向けたプログラムを作成し、復職を支援するとともに、再休職の予防を図っている。また、管理職等へのきめ細かな助言・指導を行っている。

3 啓発活動

新規採用職員向け啓発冊子の配布

全教職員向け啓発資料の配布

4 「副校長ベーシックプログラム」の実施

- ・ ストレス検査の実施 46,487 人に実施（実施率 72.3%）
- ・ 精神保健相談 電話 442 件 面接 385 回
- ・ 早期相談体制の充実 土曜相談 389 件 日曜相談 493 件
- ・ 訪問相談 1,495 回
- ・ 心理士派遣（セミナー） 82 回
- ・ 心理士派遣（個別相談） 261 回
- ・ 産業医研修 3 回

- ・ 職場復帰訓練開始承認 130 件（申請実績）
- ・ 副校長ベーシックプログラム 10 回 353 名

<成果>

心理士派遣等事業の利用者からは、「セルフケアやラインケアの方法が分かり、今後の業務に生かせる」「自身を見つめ直す良い機会であった」などの意見があった。また、「リワークプラザ東京」の利用者からは、「段階を追ったプログラムを実施することで、スムーズに復職することができた」などの意見が、副校長ベーシックプログラムの参加者からは、「新任副校長同士のつながりができたことにより、今後、同じ悩みや課題を相談でき、心理的な面で支えになる」などの意見があった。

<課題・今後の取組の方向性>

- 1 ストレス検査からストレスチェック（平成 28 年度新規事業）へ、円滑に移行する必要がある。
- 2 メンタルヘルス事業の更なる周知・啓発を図る。
- 3 副校長ベーシックプログラムについて、研修内容及び実施場所を引き続き検討していく。

2 教職員の健康管理（福利厚生部）

<施策の取組状況>

1 定期健康診断

一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施。特別健診として、女性健診、VDT 健診、腰痛健診、C 型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施

・ 健康診断受診状況

呼吸器系健診 対象人数 20,136 人 受診者数 16,385 人 受診率 81.4%

生活習慣病健診 対象人数 20,136 人 受診者数 16,833 人 受診率 83.6%

2 都立学校労働安全衛生管理体制

安全衛生組織の設置、衛生管理者資格取得支援、保護具の措置

- ・ 衛生管理者資格取得支援 受講者 15 人 免許取得者 13 人

<成果>

・ 健診受診率

呼吸器系健診 平成 26 年度 81.6% 平成 27 年度 81.4%

生活習慣病健診 平成 26 年度 83.4% 平成 27 年度 83.6%

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 健康診断の受診率を向上させる。
- (2) 安全衛生管理体制の更なる充実を図る。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	---	-------	----------------

担当	都立学校教育部・指導部
----	-------------

主要施策 20	都立高校改革の推進
<p>1 真に社会人として自立した人間を育成するため、都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。また、都立高校改革推進計画の実現に向け、平成 28 年度から 30 年度までに取り組む具体的な計画として第二次実施計画を策定する。</p> <p>2 ものづくり人材の育成など、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、専門高校の教育内容と体制を見直し、魅力ある専門高校づくりを進める。</p>	

【平成 27 年度予算額：33,255 千円 決算額：23,859 千円 従事職員数 8.8 人（指導主事 4 人）】

1 都立高校改革の推進（都立学校教育部）

<施策の取組状況>

第一次実施計画（平成 24 年度から平成 27 年度まで）の最終年度として、第二次実施計画の策定を見据えながら各取組の進捗状況や課題を把握し、進行管理を行った。第二次実施計画の策定については、我が国の高等学校教育や都政の動向に伴う新たな課題に対応し、都民の期待に更に対応していくため、都立高校改革推進計画を一部改定した上で、新実施計画（平成 28 年度から平成 30 年度まで）として策定することとし、検討を進めた。

- ・平成 27 年 11 月 26 日
「都立高校改革推進計画・新実施計画（案）の骨子」を教育委員会に報告するとともに、公表して都民から意見を募集（意見の総数：252 件）
- ・平成 28 年 1 月 28 日
「都立高校改革推進計画・新実施計画（案）の骨子」に対する意見等を教育委員会に報告
- ・平成 28 年 2 月 12 日
「都立高校改革推進計画・新実施計画（案）」を教育委員会に付議

<成果>

新国際高校（仮称）の設置検討やチャレンジスクールの新設など、都民ニーズに応える新たな取組を盛り込んだ「都立高校改革推進計画・新実施計画」を策定した。

<課題・今後の取組の方向性>

各取組の着実な推進に向けて、進捗状況や課題を的確に把握し、進行管理する必要があることから、教育監及び関係部長で構成する都立高校改革推進本部を適宜開催し、共有化を図る。

2 ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進（都立学校教育部・指導部）

<施策の取組状況>

(1) デュアルシステムの推進

生徒に実践的な技術・技能を身に付けさせるため、企業において長期の就業訓練を行い、それを単位認定し、企業と生徒の双方が合意すれば卒業後にその企業に就職できる東京版デュアルシステムを、六郷工科高校、北豊島工業高校、葛西工業高校、多摩工業高校及び田無工業高校において実施した。また、各校におけるデュアルシステムの充実に資するため、デュアルシステム協力企業における教員派遣研修を実施した。

(2) 高等専門学校編入のための接続プログラムの実施

複線型人材育成ルートを充実するため、高等専門学校4年次に都立工業高校の卒業生から一定数を受け入れる編入学制度を設けている。編入を円滑に行うため、編入予定生徒に対して各工業高校で夏季休業期間中に数学の補講を行ったほか、春季休業期間には高等専門学校において数学及び専門科目の講義を実施した。

(3) 「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進

都立専門高校の生徒の専門性の向上を図るため、専門高校において生徒が身に付けるべき専門分野に関する主な技術・技能の具体的な内容として「都立専門高校技能スタンダード」を平成25年4月に策定し、推進校（農業科・工業科・商業科の10校）において取組を開始した。

その後、新たに家庭科と福祉科の技能スタンダードを加えた改定版「都立専門高校技能スタンダード」（平成26年2月）に基づき、平成26年度は、推進校12校で取り組んだ。平成27年度からは全専門高校で実施している。

<成果>

(1) デュアルシステムの推進

生徒の技術・技能の習得につなげるとともに、協力企業への即戦力としての就職につなげた。

(2) 高等専門学校編入のための接続プログラムの実施

複線型人材育成ルートの充実につながっている。

高等専門学校編入者 平成27年4月編入：5人、平成28年4月編入：2人

(3) 「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進

平成27年度からは、全専門高校で実施となり、各専門高校においては、技能スタンダードに基づき、効果的な学習指導を実施し、学科の特色に応じた有用な資格の取得を促進するなど、社会が求める専門的な技術・技能を生徒に確実に習得させ、就職や進学につながる等の成果が表れている。

<課題・今後の取組の方向性>

(1) デュアルシステムの推進

東京版デュアルシステムを継続的かつ効果的に実施できる体制を整備する必要があることから、産業界の代表者も委員とする各校のデュアルシステム推進委員会等を活用して、デュアルシステムの受入企業を拡大するための調整を図るほか、デュアルシステム協力企業における教員派遣研修を実施するなど各学校におけるデュアルシステムの充実に資する支援を行う。

(2) 高等専門学校編入のための接続プログラムの実施

産業界が求める多様な人材を安定的かつ重層的に輩出するため、工業高校及び高等専門学校を核とするものづくりの複線型人材育成ルートの活用を推進する必要があることから、補講等の接続プログラムの実施、工業高校生への編入学制度の効果的な周知などにより、工業高校から高等専門学校への編入希望者の増大を図る。

(3) 「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進

平成 27 年度から全校実施していることを踏まえ、これまでの取組の成果の検証や、推進校における好事例、蓄積されたノウハウ（外部講師による特色ある研究授業）に係る他校への周知・普及を図る必要があることから、これまでの取組の成果を検証し、産業界が求める技術・技能など、生徒の専門性向上に資する改善を図る。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担当	都立学校教育部・指導部
----	-------------

主要施策 2 1	特別支援教育の充実
<p>1 公立学校に在籍する全ての発達障害児童・生徒の持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現するため、小学校における特別支援教室の導入に向けた区市町村を支援するとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒の支援策についても検討していく。</p> <p>2 都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化等に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組む。</p> <p>3 知的障害が軽い生徒を対象に将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うため、5校目の高等部就業技術科設置校となる都立水元小合学園を平成27年4月に開校する。</p> <p>また、就業技術科の実績を踏まえ、生徒の職業的自立を一層進めるため、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科の設置拡充に向けた準備を進める。</p>	

【平成27年度予算額：490,810千円 決算額：416,452千円 従事職員数8.2人（指導主事1人）】

1 特別支援教室の導入に向けた支援など発達障害教育の推進（都立学校教育部・指導部）

<施策の取組状況>

(1) 区市町村における特別支援教育推進体制

公立小学校において、平成28年度から順次全ての学校に特別支援教室を導入するために、平成27年度は、区市町村教育委員会に対し、特別支援教室の導入に関する説明会を実施した。

また、特別支援教室の導入に向けた区市町村への支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営のために、新たに特別支援教室担当となる教員向けの異動前講習会、特別支援教室専門員の採用選考、心理士等の巡回体制の構築を行った

（実績：異動前講習会出席者308名、専門員採用585名（平成28年6月1日現在））。

(2) 都立高等学校等における特別支援教育体制

ア 発達障害の生徒の指導に関する理解推進

高等学校教員向けの「高等学校における発達障害のある生徒の理解に関する講習会」を開催し、指導に関する理解推進を図った（実績：年1回、参加者400名）。

イ 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

「都立高等学校等の特別支援教育コーディネーター育成事業」を実施し、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターから都立高等学校コーディネーターが助言等を受けることにより、生徒に対する支援の充実を図った（実績：学校経営支援センターごとに年2回実施）。

また、特別な支援が必要な生徒について、出身中学校との引継ぎや連携強化を行うため「高等

学校における学校生活支援シート充実事業」を実施した（実績：研究協力校6校による試行）。

「高等学校特別支援教育コーディネーター研修」では、発達障害の生徒やその保護者のニーズに応じ、外部機関等関係機関との調整を図りながら具体的な支援策を実行できる能力のスキルアップを図るため、全3回の特別支援教育コーディネーターの育成研修を実施した。

なお、特別支援教育コーディネーターに新規に指名された者は必ず受講申込みをすることとした。

ウ 個に応じた指導の充実

「都立特別支援学校と連携した都立高等学校の進路指導の充実事業」を実施し、個に応じた進路指導の進め方についての理解啓発を図った（実績：学校経営支援センターごとに年2回実施）。

エ 心理の専門家による相談支援体制

東京都特別支援教育推進室が拠点となり、都立高等学校からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣して巡回相談を実施した（実績：巡回校10校）。

(3) 第三次実施計画策定以降の新たな取組

ア 専門家活用等の研究事業の実施

公立小・中学校の通常の学級及び都立高等学校に在籍する発達障害の児童・生徒への支援の充実と円滑な学級運営を図るため、平成27年度から研究事業を実施し、支援員の配置や医師、ソーシャルワーカーの巡回を行い、活用方法について研究を行った（実績：小中学校：3区市、高校：3校）。

イ 発達障害教育に関する教員研修の充実

(ア) 職層研修における「発達障害に関する研修」

【実施研修数】

全14回の研修で実施した。

【研修名】

公立学校校長職候補者研修（全2回）

都立学校主幹教諭任用時研修（全3回）

都立学校主任教諭任用時研修（全4回）

教育管理職候補者A 1年次研修

教育管理職候補者B研修Ⅱ（全3回）

教育管理職候補者C研修

(イ) 必修研修における「発達障害に関する研修」

○1年次（初任者）研修・新規採用者研修

都立学校に配属となった全ての1年次（初任者）研修・新規採用者研修受講者（計607名）について、発達障害教育を含む特別支援教育全般についての研修を実施した。区市町村立小・中学校の特別支援学級に所属となった1年次（初任者）研修受講者（計373名）及び都立及び区市町村立学校に配属となった新規採用養護教諭研修受講者（計94名）について、発達障害教育を含む特別支援教育全般についての研修を実施した。

○10年経験者研修

10年を経験した東京都公立学校教員（計1,613名）に対して、「発達障害の理解」に関する研修を実施した。受講者の所属長の具申により設定した研修の段階（i・ii・iii段階）に応じ、「教育法規等」、「授業研究 島しょ」、「事例研究」、「中堅教員の役割と学習指導における助言」の講座において、発達障害に関する講義・演習を実施した。

(ウ) 教科等・教育課題研修における「発達障害に関する研修」

【講座数全11講座】

特別支援教育コーディネーターのスキルアップ研修や、特別支援教育の基礎的理解から具体的な指導のポイント、発達障害の理解と発達検査、新たなタイプの都立学校における生徒理解など、特別支援教育の教育ニーズに応じた研修を11講座開講した。

(エ) 管理職を対象とした特別支援教育に関する研修

公立特別支援学校を除く全公立学校の校長・副校長を対象に実施し、平成27年度から2年間で、全公立学校の校長・副校長全員が受講する。平成27年度は、校長対象を7月31日及び11月20日、副校長対象を8月25日及び11月17日に実施し、いずれかのうち1回を受講した。

(オ) 喫緊の教育課題に関する研修

東京都採用20年目の公立学校教員（計409名）に対して、「発達障害の理解」に関する研修を実施し、受講対象者の97%が受講した。

<成果>

(1) 区市町村における特別支援教育推進体制

平成28年度の公立小学校602校への特別支援教室設置に向けて準備を行った。

(2) 都立高等学校等における特別支援教育体制

ア 発達障害の生徒の指導に関する理解推進

講習の実施により、担任と指導に関わる各教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等との連携の重要性や、日常的に実施できる支援について、参加者の理解を深められた。

イ 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

高等学校と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターがチームを組み、高等学校に在籍する発達障害のある生徒の事例検討を通じ、効果的な支援の内容や方法の在り方についての理解を深められた。

「学校生活支援シート充実事業」協力校6校において、特別な支援が必要な生徒について、出身中学校との引継ぎを行うための具体例を示すことができた。

「高等学校特別支援教育コーディネーター研修」では、56名が受講し、49名が全3回の研修を修了した。

ウ 個に応じた指導の充実

発達障害の生徒に、自己の長所についての理解を促した事例や、自己の長所を生かせる進路選択ができた事例を共有することで、進路指導担当者が、発達障害のある生徒の能力・適性に応じた進路指導の在り方についての理解を深められた。

エ 心理の専門家による相談支援体制

発達障害の児童・生徒の相談や、障害特性に合わせた教員への助言等を行うことで、教室内の

環境調整や授業における配慮につながり、また、本人への支援と円滑な学級運営等につながっている。

(3) 第三次実施計画策定以降の新たな取組

ア 専門家活用等の研究事業の実施

発達障害の児童・生徒に対する支援員の効果的な活用について、研究校での事例等を基に、各区市町村が配置する支援員の資質向上のための研修用DVDを作成し、全区市町村教育委員会及び全ての公立小・中学校に配布した。

イ 発達障害教育に関する教員研修の充実

(ア) 職層研修における「発達障害に関する研修」

全受講者数 1096人

【内訳】

公立学校校長職候補者研修（全2回）	196人
都立学校主幹教諭任用時研修（全3回）	150人
都立学校主任教諭任用時研修（全4回）	369人
教育管理職候補者A 1年次研修	91人
教育管理職候補者B研修Ⅱ（全3回）	267人
教育管理職候補者C研修	23人

(イ) 必修研修における「発達障害に関する研修」

○1年次（初任者）研修・新規採用者研修

1年次（初任者）研修・新規採用者研修では、都立学校に所属する受講者に対し、入都式の翌日に発達障害教育に関する研修を実施することにより、新年度の入学式・始業式前に、発達障害のある児童・生徒に関する基本的な知識を身に付けることができた。

○10年経験者研修

10年経験者研修では、受講者が発達障害の特性や組織対応の在り方等について理解を深めるとともに、中堅教員として若手教員へ指導・助言するための知識を身に付けることができた。

(ウ) 教科等・教育課題研修における「発達障害に関する研修」

【講座数全11講座】

11講座を開講し、研修受け入れ定数1,630名に対して、受講者は1,457名（89.3%）であった。教職員研修センターで作成した「特別支援教育研修テキスト 全ての学校における特別支援教育の推進」を活用し、研修の充実を図った。

(エ) 管理職を対象とした特別支援教育に関する研修

校長（園長）1,880人、副校長（副園長）1,978人が受講した。

(オ) 喫緊の教育課題に関する研修

東京都採用20年目の受講者が、発達障害の特性を熟知し、特別支援教育コーディネーターとの連携等、組織対応の手本を若手教員に示せるようにすること。

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 区市町村における特別支援教育推進体制

公立小学校においては、平成30年度までの全校導入に向けて着実な設置促進を図っていく。引き続き、教室環境整備費等の補助事業を実施し、区市町村による特別支援教室の設置を支援するとともに、特別支援教室専門員の配置と、臨床発達心理士等の巡回を行い、特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実を図っていく。

また、公立中学校における特別支援教室の設置に向け、教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題を踏まえたモデル事業を実施し、中学校における特別支援教室の在り方を検証する必要がある。具体的には、平成28年度、平成29年度の2か年でモデル事業を実施し、中学校における巡回指導体制や生徒一人一人の障害特性に応じた進路指導を含めた相談機能の在り方等について検証を行う。

(2) 都立高等学校等における特別支援教育体制

ア 発達障害の生徒の指導に関する理解推進

講習会の参加者に占める特別支援教育コーディネーターの割合が高いことから、校内の特別支援教育体制の整備・充実を図るためにも、各分掌の主幹教諭・主任教諭の参加を促す必要がある。そのために、講習会を夏季休業期間中に実施するなどして、学校運営に携わる主幹教諭が参加しやすくするとともに、事後に各校の企画調整会議等で、校内の特別支援教育体制充実のための検討が行われるように努めていく。

イ 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

全ての都立高等学校に発達障害のある生徒がいる可能性があることから、全ての教員が、それぞれの役割を持ち、果たすことで校内の支援体制を強固にする必要がある。そのために、発達障害のある生徒が持てる力を十分に発揮できるように、障害特性に応じた分かりやすい授業を全ての教員が担えるように、東京都発達障害教育推進計画に基づいた研究を進め、指導資料を作成して普及する。

都立高等学校においても、真に必要な支援を受けられることを、支援を要する中学生やその保護者に対して周知する必要がある。さらに、発達障害のある中学生が、都立高等学校等に入学後も、必要かつ合理的な支援を受けられるようにしていく。

ウ 個に応じた指導の充実

就職する者に対する指導の充実だけでなく、進学する生徒に対しての進路指導の在り方を検討し、その成果を周知していく必要がある。そのために、日本学生支援機構や複数の大学の障害学生支援室から情報を得て、進学先のニーズを把握し、高等学校等から進学先との連携の在り方についての研究に取り組む。

エ 心理の専門家による相談支援体制

都立高等学校等には発達障害の生徒が一定程度在籍していることから、引き続き、高等学校からの要請に応じて、心理の専門家を派遣し、支援の充実を図っていく。

(3) 第三次実施計画策定以降の新たな取組

ア 専門家活用等の研究事業の実施

引き続き研究事業において、支援員や外部専門家の効果的な活用について研究し、各区市町村

にその成果を普及していく。

また、都立高等学校等においては、外部専門家等との相談を円滑に実施できるよう、高校の教員が活用する「学習・行動の支援に関する気付きチェックリスト」を平成28年度に作成・配布する。

イ 発達障害教育に関する教員研修の充実

(ア) 職層研修における「発達障害に関する研修」

各職層の職責等を踏まえた研修内容となるよう改善を図る必要がある。

(イ) 必修研修における「発達障害に関する研修」

○1年次（初任者）研修・新規採用者研修

1年次（初任者）研修・新規採用者研修では、発達障害のある児童・生徒に関する基本的な知識を生かした、実際の指導や支援の場面が必要である。

○10年経験者研修

10年経験者研修では、受講者が発達障害について一層理解を深め、組織的な対応や若手教員への的確な指導・助言のための力量形成が必要である。よりの確に行えるようにすること。

(ウ) 教科等・教育課題研修における「発達障害に関する研修」

11講座を開講し、研修受け入れ定数1,630名に対して、受講者は1,457名（89.3%）であった。研修受け入れ定数の半分の受講申込にとどまった研修講座もあれば、定数の3倍を超える申込があった講座もあり、効果測定を踏まえた教員のニーズを的確に把握し、次年度の研修計画に活かしていく必要がある。

(エ) 管理職を対象とした特別支援教育に関する研修

未受講者に対して、平成28年度中に必ず受講させる必要がある。

(オ) 喫緊の教育課題に関する研修

東京都採用20年目の受講者が、発達障害の特性を熟知し、特別支援教育コーディネーターとの連携等、組織対応の手本を若手教員に示せるようにすること。

【今後の取組】

(ア) 職層研修における「発達障害に関する研修」

受講者アンケート等を基に、内容の改善を図っていく。

(イ) 必修研修における「発達障害に関する研修」

○1年次（初任者）研修・新規採用者研修

1年次（初任者）研修・新規採用者研修では、発達障害のある児童・生徒に関する基本的な知識を生かして、実際に指導や支援ができるようになるために、校内連携が重要であることを研修内容に取り入れていく。

○10年経験者研修

10年経験者研修では、全校種の受講者に、発達障害について理解を深めさせることで、発達障害教育推進計画の具現化に資する。

(ウ) 教科等・教育課題研修における「発達障害に関する研修」

特別支援教室の巡回指導教員の育成や特別支援教室における指導法の工夫を図る。また、自閉症・情緒障害学級における教科指導や自立活動の実践を充実させる。

ベテランの特別支援教育コーディネーターによる新任特別支援教育コーディネーターの育成を図る。

高等学校の指導場面における合理的配慮の実践事例の蓄積と情報共有を図る。

発達検査や知能検査の読み取りや活用方法の理解を深められるようにする。さらに、校内支援体制の充実を図り、特別支援教育研修テキストの改定を行い、活用できるようにする。

(エ) 管理職を対象とした特別支援教育に関する研修

平成28年度は、前年度未受講者を対象に実施し、全公立学校の校長及び副校長が本研修を受講修了できるようにする。

(オ) 喫緊の教育課題に関する研修

東京都採用20年目の全校種の受講者に、発達障害について理解を深めさせ、若手教員に波及させることで、発達障害教育推進計画の具現化に資する。

2 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）

<施策の取組状況>

- (1) 知的障害教育部門の児童・生徒数増加に対応するため、東京都特別支援教育推進計画に基づく学校の新設、増改築等の施設整備や学部の改編等による特別支援学校の規模と配置の適正化を進めている。
- (2) 都立江東特別支援学校の小・中学部を分離独立し新設する、都立城東特別支援学校（江東地区第二特別支援学校（仮称））（知的障害教育部門：小学部、中学部）の開校準備を進めた（平成27年度開設準備室、平成28年度開校）。

<成果>

都立城東特別支援学校（江東地区第二特別支援学校（仮称））（知的障害教育部門：小学部、中学部）の開校準備（平成27年度開設準備室、平成28年度開校）

<課題・今後の取組の方向性>

知的障害教育部門の児童・生徒数増加に対応するため、学校の新設、増改築、学部の改編等により特別支援学校の規模と配置の適正化に努めているが、引き続き普通教室の教室数確保が課題となっている。

そこで、多様な学習活動に対応できる教室の整備や施設の柔軟な利用方法などに関する考え方を整理し、学校や児童・生徒の実態に応じた教育環境を整備することにより、障害特性や発達段階に応じた教育活動の充実に努めていく。

3 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進（都立学校教育部・指導部）

<施策の取組状況>

(1) 都立水元小合学園の開校

知的障害が軽度の生徒を対象として専門的な職業教育を行う高等部就業技術科を設置する都立水元小合学園を開校した。

(2) 職能開発科の設置に向けた準備

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に基礎的な職業教育を実施し、職務を遂行する上で必要な能力を開発・伸長することを目的とする職能開発科を、足立特別支援学校に続き港特別支援学校へ設置するための取組を推進した。

(3) 知的障害特別支援学校高等部普通科における就労支援

民間を活用した実習先・雇用先企業の開拓や東京都特別支援教育推進室による就労支援体制の構築、企業向けセミナーの実施などにより特別支援学校における企業就労を促進した。

- ・ 実習先開拓の業務委託により、323社新規開拓し、就労支援アドバイザーが年間513回活動したことにより、東京都特別支援教育推進室からの実習先の紹介は、186事業所(150名)になった。
- ・ 企業向けセミナーでは、80法人(96名)の参加があった。

<成果>

(1) 都立水元小合学園の開校

都立水元小合学園（高等部就業技術科）の開校（平成27年4月1日開校）

(2) 職能開発科の設置に向けた準備

都立港特別支援学校高等部職能開発科の設置準備（平成28年度開設予定）

(3) 知的障害特別支援学校高等部普通科における就労支援

知的障害特別支援学校高等部卒業生の就職率の向上を図ることができた。

年度	23	24	25	26	27※
就職率	41.8%	43.1%	43.3%	44.4%	46.4%

※平成27年度は速報値である。

<課題・今後の取組の方向性>

(2) 職能開発科の設置に向けた準備

将来の生徒数の増加、各学校の教室保有状況及び就業技術科・職能開発科の受入れ人数の割合の地域バランスに配慮しながら今後、足立特別支援学校及び港特別支援学校に続く職能開発科設置候補校を検討する。

(3) 知的障害特別支援学校高等部普通科における就労支援

毎年、特別支援学校の企業就労希望者が増えている中で、より一層の実習先・雇用先企業の開拓が必要である。さらに、増加している企業就労者に対する、就労後の職場定着に向けた支援体制を構築する必要がある。

そのために、これまでの就労支援の取組を継続するとともに、特別支援学校卒業生の職場定着状況及び就労への移行状況を継続的に調査し、就労後の支援体制の充実にに向けた実践的な研究を行っていく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担当	都立学校教育部・地域教育支援部・指導部
----	---------------------

主要施策 2 2	子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築
<p>1 いじめや不登校等、児童・生徒の問題行動等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に高度に専門的な経験を有するスクールカウンセラーを、全小・中・高校に配置するとともに、関係機関等と連携を図り、福祉面から児童・生徒等の支援を行うことができるようにするため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対する支援を一層充実させる。</p> <p>また、新たに高校や特別支援学校においてモデル校を指定し、巡回して支援を行うなど、都立学校におけるスクールソーシャルワーカーの具体的な活用方策について検討する。</p> <p>2 いじめの防止等の対策については、学校が児童・生徒をいじめから守り通すのみならず、児童・生徒がいじめを見て見ぬふりせず主体的に行動することができるようにするため、都及び区市町村教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携の下、平成 26 年 6 月に成立した「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえて策定された「いじめ総合対策」を確実に実施するとともに、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会により、取組の成果と課題を検証する。</p> <p>3 都立高校における外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠について検討する。また、日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行う。</p>	

【平成 27 年度予算額：3,590,133 千円 決算額：3,497,186 千円 従事職員数 9.5 人（指導主事 8 人）】

1 児童・生徒の問題行動等への対策の強化（指導部・地域教育支援部）

<施策の取組状況>

(1) スクールカウンセラー活用事業

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を学校に配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に資するため、全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置した。

ア 資格

(ア) 臨床心理士（資格取得 1 年以上）

(イ) 精神科医

(ウ) 大学・大学院における心理学系の教授等

イ 職務

(ア) 児童・生徒へのカウンセリング

(イ) 子育てや生活指導に関する保護者へのカウンセリング

(ウ) カウンセリングについて教員や保護者への指導・助言

(エ) 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供

(オ) 児童・生徒のカウンセリング等に関する教員対象の研修や事例研究等における指導・助言

ウ 配置校数

(単位：校)	小学校	中学校	高等学校	合計
23年度	327	※ 632	100	1,059
24年度	327	※ 631	100	1,058
25年度	※ 1,298	※ 630	※ 188	2,116
26年度	※ 1,295	※ 629	※ 186	2,110
27年度	※ 1,292	※ 627	※ 186	2,105

※ 全校配置（全日制課程・定時制課程を併置する高等学校については、両課程で1人を配置）

エ 配置人数

1,301人（臨床心理士1,298人、精神科医3人）平成27年4月1日現在

（4校勤務1人 3校勤務229人、2校勤務345人、1校勤務726人）

オ 配置時間・日数

1日7時間45分×35回/年

オ 事業等

(ア) 3月5日 区市町村教育委員会担当者等対象スクールカウンセラー活用事業担当者連絡会
[都庁大会議場]

新規スクールカウンセラー連絡会[都庁大会議場]

(イ) 5月8日 都立学校配置スクールカウンセラー連絡会[都庁大会議場]

(ロ) 5月26日 学校管理職対象スクールカウンセラー配置校連絡会（区部小・中学校）
[国立オリンピック記念青少年総合センター大ホール]

(ハ) 6月1日 学校管理職対象スクールカウンセラー配置校連絡会（市部小・中学校、都立学校）
[国立オリンピック記念青少年総合センター大ホール]

(ニ) 8月31日 スクールカウンセラー連絡会
[国立オリンピック記念青少年総合センター大ホール]

講演：「性同一性障害を理解する」

講師：ちあきクリニック院長 松永 千秋 先生

(2) 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村教育委員会に対して支援を行った。

ア 事業概要

(ア) 都は区市町村の事業費の2分の1を補助（国は都の負担額の3分の1を補助）

※ 平成27年度は、都の負担に係る予算額を前年度比の約2.6倍の121,382千円に拡充したことにより、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができた。

(イ) 都教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対し適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを、全額都費負担で、区市町村教育委員会に配置

イ 資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者等

ウ 職務

- (ア) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け
- (イ) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (ウ) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (エ) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

エ 配置自治体数

	区	市	町	村	合計
23年度	10	17	2	0	29
24年度	12	17	2	0	31
25年度	14	20	3	0	37
26年度	17	22	3	0	42
27年度	20	33	3	0	46

オ 配置実人数

136人

(3) 都立学校におけるスクールソーシャルワーカー活用事業（試行実施）

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生活指導上の課題や、発達障害や子供の貧困等に起因する特別な支援を必要とする状況に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、支援・相談・連絡体制を整備する。

ア 事業概要

- (ア) 指定校（13校）を巡回して支援

【指定校】

- 田柄高等学校 ○八王子北高等学校 ○東村山高等学校 ○武蔵高等学校・同附属中学校
- 大江戸高等学校 ○農産高等学校（定時制） ○工芸高等学校（定時制）
- 神代高等学校（定時制） ○園芸高等学校（定時制）
- 城南特別支援学校 ○永福学園 ○王子第二特別支援学校 ○八王子特別支援学校

- (イ) 1人が1又は2校（学校経営支援センター・同支所ごとに1又は2校指定）を担当し、定期的に巡回

イ 資格

社会福祉士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者

ウ 配置人数

7人（1校担当：1人、2校担当：6人）

エ 1校当たりの派遣時間・日数（家庭・関係機関訪問等を含む。）

1日7時間 / 週1日 × 35週 = 35日

オ 事業等

(ア) 6月上旬 スクールソーシャルワーカー連絡会（スクールソーシャルワーカー、指定校管理職、各学校経営支援センター担当者、指導部指導企画課統括指導主事等）6回実施

[各学校経営支援センター所・支所（6か所）]

(イ) 9月9日 スクールソーシャルワーカー連絡会（スクールソーシャルワーカー、指定校管理職、各学区尾経営支援センター担当者、指導部指導企画課担当者等）[都庁会議室]

<成果>

(1) スクールカウンセラー活用事業

毎年度、東京都教育委員会が実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」（4月から6月までのいじめの認知件数とその対応状況等を把握するための調査）の結果の経年比較から、以下の点が成果として見られている。

ア 「認知されたいじめに対して誰が対応したか」

⇒ いじめの認知件数全体のうち「スクールカウンセラー、相談員が対応した」件数の割合

※ 相談員には、区市町村が独自に配置しているカウンセラー等を含む。

(単位：%)	26年度	27年度
小学校	16.9	24.1
中学校	11.8	12.9
高等学校	22.2	34.6

いじめ問題に対して、スクールカウンセラーが関わって対応している事例の割合が増加している。

イ 「認知されたいじめについて学校がスクールカウンセラーと連携して対応した状況」

⇒ 複数回答、いじめの認知件数全体に対する割合

(単位：%)	小学校		中学校		高等学校		合計	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
連携して対応した件数の割合	28.9	27.0	20.7	13.9	38.9	46.2	25.4	20.7
うち、効果が見られた件数の割合	56.6	71.0	55.6	67.5	52.4	75.0	56.2	69.9

いじめについて学校がスクールカウンセラーと連携して対応した件数のうち、効果が見られた件数の割合が増加している。

(2) 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

活動記録「継続支援対象児童・生徒の抱える問題と支援状況」

	支援状況					
	件数 (件)		問題が解決した割合 (%)		問題が好転した割合 (%)	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
スクールソーシャルワーカーが対応した件数の合計	5,748	6,494	7.4	10.8	22.1	20.8

スクールソーシャルワーカーが対応した件数のうち、問題が解決した、又は問題が好転した件数の割合が増加している。

(3) 都立学校におけるスクールソーシャルワーカー活用事業（試行実施）

学校経営支援センターが作成した「事業完了報告書」から、以下の成果が報告されている。

- ア 家庭の問題など複雑な要因が混在している長期欠席の生徒の課題を解決するために、教員からの働き掛けに応じていなかった保護者に対して、スクールソーシャルワーカーが家庭を訪問して面談を行った結果、支援につなぐことができ、登校できるようになった。
- イ 家庭の経済状況から、進学をあきらめていた生徒の保護者を経済的支援につなげたことにより、当該生徒の進学を実現することができた。

<課題・今後の取組の方向性>

(1) スクールカウンセラー活用事業

ア スクールカウンセラーが1日に対応する相談件数が多くなっていることから、児童・生徒一人当たりの相談時間を十分に確保するためには、勤務時間を拡充する必要がある。

そこで、平成28年度から、全ての配置校において、スクールカウンセラーの1年間の勤務日数を、これまでの35日から38日へと拡充する。

イ 高等学校定時制課程や通信制課程の中途退学率が全日制課程に比べて高い状況にあることから、スクールカウンセラーを、全日制課程と定時制課程にそれぞれに配置することや、通信制に新たに配置することにより、学校教育相談体制の一層の充実を図ることが必要である。そこで、平成28年度から、全日制と定時制を併置する高等学校については、それぞれの課程に一人ずつ配置、昼夜間定時制課程の高等学校については、勤務日数を週2回に拡充、通信制課程の高等学校については、新たに配置するなどして、いずれの高等学校においても、生徒下校時までスクールカウンセラーが勤務する体制を整備する。

<参考> 高等学校における課程別の状況（平成26年度）

(単位：%)	全日制課程	定時制課程	通信制課程
不登校出現率	0.8	21.1	
中途退学出現率	0.8	11.8	12.1

(2) 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカーの配置拡充にもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、児童・生徒一人一人に対して十分な支援を実現させるためには、更なる配置拡充が必要である。

そこで、平成28年度以降も、引き続き、全区市町村への配置と、申請額の全額に対応できる予算を確保していく。

(3) 都立学校におけるスクールソーシャルワーカー活用事業（試行実施）

ア 生徒やその家庭の抱えている課題が多様であることから、福祉的分野に関する支援や就労分野に関する支援等、それぞれに専門性の高い人材が、チームを組んで対応できる体制を構築する必要がある。

そこで、平成28年度から、中途退学や進路未決定の課題が特に顕著な都立高等学校30校程度に対し、就労系と福祉系のソーシャルワーカーをチームとして継続的に派遣し、支援の充実を図っていく。

イ 一つの学校に在籍する生徒等の居住地が広範囲にわたるため、家庭や関係機関等の訪問に要する時間等も考慮し、各都立学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカー派遣できるようにするための体制の構築が必要がある。そこで、平成28年度から、全ての都立学校を対象に、

校長からの要請に応じて、事案ごとに福祉系または就労系のソーシャルワーカーを派遣し、都内全域の不登校・中途退学者や進路未決定卒業者に対する支援を実現させる。

2 「いじめ総合対策」の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

平成26年6月に成立した「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、東京都教育委員会は、同年7月、「いじめ防止対策推進基本方針」とともに、各学校がいじめの防止等の対策を確実に実施できるようにするため、総合的かつ実効性のある取組を示した「いじめ総合対策」を策定した。

策定から2年目に当たる平成27年度は、「いじめ総合対策」に示された取組が、各学校において確実に実施されるよう以下の対策を推進した。

(1) リーフレット型教員研修資料「学校いじめ対策委員会の効果的な活用 ～学校が組織的に対応できるようにするために～」の作成、全教職員への配布、意識啓発（平成27年4月）

(2) 「学校いじめ対策委員会」の取組状況に関する調査の実施（平成27年4月、6月）

全公立学校で必ず実施すべき7項目の取組について、「実施」、「準備中」、「未着手」のいずれか回答を求めた。「準備中」「未着手」の学校については、6月末までに「実施」になるよう指導・助言を行った上で、6月末時点の状況を再調査した結果、全校が「実施」に至った。

(3) 平成27年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」実施（平成27年4月から6月までの期間の取組に関する調査）

調査結果及び取組の改善策の公表 平成27年12月

(4) 生活指導担当者連絡会[全公立学校の生活指導主任等を対象とした研修会]の実施(平成27年8月) テーマ「いじめ問題の解決を図るための学校の組織的な取組」

(5) いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応に係る点検の実施（平成27年8月～9月）

全での教職員が必ず実施すべき12項目の取組を示した「いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト」を活用し、全公立学校の一人一人の教職員の取組状況を確認し、校長が、結果に基づき改善への指導を行った。

(6) 児童・生徒を対象としたいじめの早期発見のためのアンケートの確実な実施と保管についての通知、周知・徹底（平成27年9月、平成28年3月）

全公立学校において、アンケートを年に3回以上実施することや、実施年度の末から3年間の保管することを徹底するとともに、実施に当たっての留意事項を提示した。

(7) 「いじめ防止に関する校内研修」の実施（平成27年12月）

全公立学校に都教育委員会が作成した資料やプレゼンテーション画面を活用して、事例検討会形式による校内研修を実施した。

(8) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議

東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」において、平成27年度は、教育委員会からの諮問を踏まえ、下記のとおり審議を行った。

日 時		審 議 内 容 (概要)
平成 27 年	6 月 1 日 (月)	○いじめ防止等の取組の推進方策③ ・子供が大人に相談できる環境づくりに向けた方策 ○「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」の項目
	7 月 31 日 (金)	○いじめ防止等の取組の推進方策④ ・子供が大人に相談できる環境づくりに向けた方策
	8 月 13 日 (木)	○「いじめ総合対策」の徹底 ○いじめ防止等の取組の推進方針⑤ ・児童・生徒対象アンケートの在り方 ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応
	11 月 2 日 (月)	○26 年度 児童・生徒の問題行動等の状況 ○中間答申 ～「いじめ総合対策」改訂の方向性～
平成 28 年	3 月 2 日 (水)	○いじめ問題の解決に向けて、児童・生徒が主体的に行動できるようにするための指導の工夫について

<成果>

毎年度、東京都教育委員会が実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」（4月から6月までのいじめの認知件数とその対応状況等を把握するための調査）の結果の経年比較から、以下の各点に成果が表れていると考える。

(1) 「いじめを認知したきっかけ」から

いじめの認知件数全体に対する「学級担任が発見」した件数の割合（単数回答）

(単位：%)	25 年度	26 年度	27 年度
小学校	16.9	20.0	24.4
中学校	9.5	11.2	17.1
高等学校	25.2	14.8	15.4
特別支援学校	16.9	20.0	24.4
全校種	14.1	15.8	20.7

認知したいじめのうち学級担任が発見した件数の割合が、全校種で前年度より増加している。教職員一人一人の鋭敏な感覚により、いじめの萌芽ほふに気付くことができるようになったと思われる。

(2) 「いじめの主な態様」から

いじめの認知件数全体に対する「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」件数の割合（複数回答）

(単位：%)	25 年度	26 年度	27 年度
小学校	57.6	39.1	70.8
中学校	57.4	32.1	64.2
高等学校	32.9	24.1	53.8
特別支援学校	61.1	40.0	40.0
全校種	56.9	35.8	67.3

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 「認知されたいじめに対して誰が（どこが）対応したか」から

いじめの認知件数全体に対して「学校いじめ対策委員会が組織的に対応した」件数の割合（複数回答）

(単位：%)	25年度	26年度	27年度
小学校		23.2	35.7
中学校		25.3	30.4
高等学校		20.4	53.8
特別支援学校		40.0	80.0
全校種		24.1	30.4

平成26年度中に、いじめ防止対策推進法に基づき、都内全公立学校に設置された「学校いじめ対策委員会」が組織的に対応した件数の割合が、いまだ高いとは言えない状況である。

全ての教職員が、「学校いじめ基本方針」を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組を確実に実施することが必要である。

(2) 「いじめを認知したきっかけ」から

いじめの認知件数全体に対する「子供からの訴え（被害生徒、周囲の生徒、加害の生徒からの訴えの合計）」の件数の割合（単数回答）

(単位：%)	25年度	26年度	27年度
小学校	24.2	15.3	21.4
中学校	30.3	22.0	17.3
高等学校	20.7	29.6	34.6
特別支援学校	13.9	40.0	0.0
全校種	26.6	18.8	19.4

高等学校では、子供からの訴えにより発見されたいじめの割合が、平成27年度は、いじめを認知したきっかけの中で最も大きくなるなど、一定の成果が見られているが、全体としては、高いとは言えない状況である。

児童・生徒が教職員や保護者等の大人に訴えることにより、学校がいじめを把握し、早期に解消することができる信頼関係を構築することが必要である。

また、周囲の児童・生徒が、他の児童・生徒がいじめを受けていることについて教職員に伝えるなど、いじめの問題を子供たち自身で解決していこうとする意識や態度を育むことが必要である。

上記の課題を踏まえて、平成28年度に、東京都教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」の審議及び答申を踏まえて策定される「(仮称) いじめ総合対策改訂版」を通して、以下の取組について改善を図っていく。

- (1) いじめに対して学校が組織的に対応できるようにするため、「学校いじめ対策委員会」の機能を強化するとともに、一人一人の教職員の取組の徹底を図る。
- (2) 子供が大人に相談しやすい環境づくりのため、「東京都いじめ相談ホットライン」のフリーダイヤル化等、学校教育相談体制を充実させるとともに、新たにホームページやアプリケーションを開発し、外部相談窓口にアクセスしやすい環境を整備する。
- (3) いじめを見て見ぬふりせず、子供たち同士が話し合い、解決に向けて行動できるようにするための主体的な取組を促す指導を充実させる。

3 外国人の子供に対する教育の充実（都立学校教育部・指導部）

<施策の取組状況>

「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」や都内の中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向、入学者選抜の応募状況等を踏まえ、「在京外国人生徒対象」枠の必要性を検討した。

<成果>

- ・「在京外国人生徒対象」枠設置校の新設
 - *平成 27 年 4 月入学（平成 26 年度入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校の 3 校
 - 平成 28 年 4 月入学（平成 27 年度入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校の 5 校
- ・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率
 - *平成 27 年 4 月入学（平成 26 年度入学者選抜） 2.65 倍
 - 平成 28 年 4 月入学（平成 27 年度入学者選抜） 2.07 倍

<課題・今後の取組の方向性>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、区部と多摩地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適正な募集枠の設定を検討する必要がある。

4 学校問題解決サポート事業（指導部）

<施策の取組状況>

1 対応件数・回数

年度	23	24	25	26	27
対応件数	248	267	235	455	694
対応回数	411	469	414	596	802

(1) 電話相談は、694 件延べ 802 回対応した。前年度と比較して相談件数は 1.5 倍、相談回数は 1.3 倍増加している。

(2) 上記相談のうち専門家等からの助言を回答したもの 9 件

2 学校問題の未然防止及び学校の初期対応能力の向上に対する取組

(1) 個別相談会 延べ 11 校 11 件

(2) 学校の管理職等対象の講演会 3 回開催 延べ 159 名参加

(3) 区市町村教育委員会指導主事等対象の連絡会 2 回開催 延べ 84 名参加

(4) 区市町村教育委員会等が主催する講演会・研修会へ専門家及び所員を講師派遣

45 回派遣 延べ 3,857 名参加

3 「いじめ総合対策」の一環として問題解決に向けた第三者的相談機能をさらに充実させた「いじめ等の問題解決支援チーム」での対応 上記相談のうち 9件

<成果>

- (1) 電話相談をした保護者から、助言により学校との話し合いが進み、状況が改善した等の報告があった。
- (2) 学校から、専門家の助言により保護者の理解を得られて協力体制が築かれたことや、今後も個別相談会等の支援事業を活用したい旨の声が多くあった。

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 区市町村教育委員会及び学校経営支援センター、学校等に対して、未然防止及び初期段階での学校問題解決サポートセンター活用促進に向けた周知をする。
- (2) 区市町村教育委員会及び学校経営支援センター、学校等が求める具体的な解決策や対応方法等を把握することで連絡会及び講演会、講師派遣での研修内容に還元する。

5 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実（指導部）

<施策の取組状況>

都内就学前教育施設における保育・教育の質の向上を図るため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を、就学前教育カリキュラムに反映させた「就学前教育カリキュラム改訂版」を6,000部作成し、都内就学前教育施設、都内公立小学校及び区市町村教育委員会等に配布した。

<成果>

平成28年1月7日及び1月12日に開催した「就学前教育カリキュラム改訂版 説明会」では、2日間合計で845名の参加があり、そのうちの791名（全体の93%）から、「参考になることがあった」という回答を得た。

<課題・今後の取組の方向性>

就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム改訂版の更なる活用の促進を図り、就学前教育施設と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育のそれぞれが学びの連続性を踏まえた教育活動を行えるように支援する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	---	-------	----------------

担当	都立学校教育部
----	---------

主要施策 2 3	都立学校における組織体制の充実
<p>1 校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。東京都学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを推進する。</p>	

【平成 27 年度予算額：一 円 決算額：一 円 従事職員数 2 人】

1 校長のリーダーシップに基づく組織的學校経営の推進（都立学校教育部）

<施策の取組状況>

全都立学校において、校長による学校経営計画の策定・公表（P）→教育活動の実施（D）→学校運営連絡協議会による学校評価・学校の自己評価・学校経営報告の策定・公表（C）→改善・次年度学校経営計画に反映（A）の PDCA サイクルを動かすことにより、自律的・組織的な学校経営を推進している。また、学校経営支援センターは、月 1 回の学校訪問や校長連絡会等の開催、各種研修会の実施、事故対応等、校長の学校経営の支援をきめ細かく行っている。

<成果>

学校運営連絡協議会報告書では、多くの学校において、地域との連携、教職員の意識改革、生徒指導等の側面から「学校がよくなった」との評価が見られた。

<課題・今後の取組の方向性>

学校経営計画における教育目標や重点目標、数値目標等について、全教職員への周知及び目標の共有化の更なる徹底を図り、更に組織的な取組を推進する必要がある。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担当	都立学校教育部・地域教育支援部
----	-----------------

主要施策 2 4	教育環境の整備・充実
<p>1 地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及びその支援を実施する。</p> <p>2 児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化について支援を行う。 また、都立高校については、新たに各特別教室の使用状況等を把握し、冷房化対象教室を選定するとともに、整備計画を策定するために必要な学校施設・電気設備の状況等の調査を実施する。さらに、都立特別支援学校の体育館の冷房化を推進する。</p> <p>3 区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。 また、都立学校の校庭芝生化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成に寄与する。</p> <p>4 学校内への不審者侵入の抑止・初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。</p>	

【平成 27 年度予算額：6,826,756 千円 決算額：3,711,663 千円 従事職員数 5 人】

1 耐震化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

<施策の取組状況>

(1) 公立小・中学校の耐震化

ア 構造体耐震化に関する支援

平成 20 年度から区市町村の行う耐震補強工事に対して財政支援を行っており、平成 27 年度は 3 市に対して補助を実施した。

イ 非構造部材耐震化に関する支援

平成 25 年度から、区市町村の行う非構造部材の耐震化対策工事に対して財政支援を行っており、平成 27 年度は 42 区市町村 424 事業に対し補助を実施した。

(2) 都立学校における非構造部材の耐震化

平成 24 年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査・点検を実施し、調査結果を基に、平成 25 年度から必要な耐震化工事を実施している。

また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成 25 年度に調査・点検を実施し、平成 26 年度から耐震化を進めている。

【平成 27 年度実績】

- ・つり天井材の撤去、落下防止対策：12 棟
- ・照明器具の落下防止対策：33 棟
- ・バスケットゴールの落下防止対策：3 棟
- ・窓ガラス飛散防止フィルム貼付：85 棟

<成果>

(1) 公立小・中学校の耐震化

ア 構造体耐震化に関する支援

平成 27 年度末に耐震対策がほぼ完了した。

- ・耐震化率：公立小・中学校 99.9% 公立幼稚園 98.4%

イ 非構造部材耐震化に関する支援

- ・体育館等のつり天井等落下物の耐震対策

*つり天井を有する体育館等の落下物の耐震対策

平成 27 年度末時点 229 棟中 112 棟対策済み

*つり天井を有していない体育館等の落下物の耐震対策

平成 27 年度末時点 1,918 棟中 1,498 棟対策済み

(2) 都立学校の非構造部材の耐震化

都立学校屋内運動場の天井材等の落下防止対策 243 校中 228 校対策済 (H28.3.31)

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 公立小・中学校の耐震化

ア 構造体耐震化に関する支援

特段の理由で耐震化が完了していない棟が残る区市の状況を継続的に把握していく必要がある。

イ 非構造部材耐震化に関する支援

体育館等におけるつり天井等落下物の耐震対策については、国は平成 27 年度末までの対策完了を求めていたところであるが、対策が遅れている区市町村がある。早期に耐震対策が完了するよう、取組が遅れている区市町村の進捗状況を把握し、対策を働き掛けていく必要がある。

(2) 都立学校の非構造部材の耐震化

都立学校の体育館等における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり当該施設を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

そこで、都立学校体育館における非構造部材の耐震化について早期の完了を目指すとともに、体育館以外の非構造部材の耐震化についても、学校と調整を図り夏季休業期間以外の時期にも工事を行う等の工夫により、取組を加速していく。

2 冷房化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

<施策の取組状況>

(1) 公立小・中学校の冷房化の推進

平成 26 年度から公立小・中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室のうち音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室について冷房化補助を行っていたところであるが、平成 27 年 5 月に都立学校において冷房化対象教室が拡大されたため、小・中学校においても従来の冷房化対象の特別教室に加えて理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室に拡大して財政支援を行っている。

(2) 都立学校冷房化の推進

【平成 27 年度実績】

- ・都立高校の特別教室の施設や電気設備の状況等に関する調査を実施
- ・都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施 工事 1 校

<成果>

(1) 公立小・中学校の冷房化の推進

平成 27 年度は 45 学校、110 特別教室の冷房化が完了した。

(2) 都立学校冷房化の推進

- ・特別支援学校における体育館の冷房化 57 校中 22 校実施済（H28. 3. 31 現在）

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 公立小・中学校の冷房化の推進

今後、区市町村の空調整備計画の執行スケジュールを把握し、区市町村が補助を利用しやすくなるように、補助金申請の受付時期や決定時期を調整するなど、補助事業の活用を促進する必要がある。

(2) 都立学校冷房化の推進

非構造部材の耐震化や校舎の改修等、他の工事案件との兼ね合いも考慮しながら、冷房化工事を計画的に実施していく必要がある。そこで、都立高校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施していく。

3 校庭芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

<施策の取組状況>

(1) 公立小・中学校の芝生化の推進

ア 緑の学び舎づくり補助事業

平成 27 年度 芝生化工事費補助	21 校
屋上緑化補助	5 校
壁面緑化補助	4 校
維持管理費補助	143 校

イ 校庭芝生化地域連携事業等の実施

(7)校庭芝生化地域連携事業

①校庭芝生を活用した地域連携による文化・スポーツ活動、芝生の維持管理等への財政支援
21校

②実施校相互の実践事例等の情報交換及び交流を図る報告会の実施 2月

(イ)その他

①芝生の専門家の学校への派遣 197校

②芝生リーダー養成講座の開催 4回 参加者 59名

③親方、匠の認証 親方 4名、匠 4名

(2) 都立学校芝生化の推進

	平成26年度 までの実施状況			平成27年度 の実績			累 計		
	高等 学校	特別 支援 学校	計	高等 学校	特別 支援 学校	計	高等 学校	特別 支援 学校	計
芝生化 学校数	66校	36校	102校	6校	0校	6校	72校	36校	108校
芝生化 面積	18.2ha	6.8ha	25.0ha	1.1ha	0ha	1.1ha	19.3ha	6.8ha	26.1ha

<成果>

(1) 公立小・中学校の芝生化の推進

ア 緑の学び舎づくり補助事業

平成 27 年度末現在の芝生化実施校 475 校

イ 校庭芝生化地域連携事業等の実施

(ア)校庭芝生化地域連携事業は、平成 27 年度末現在、延べ 127 校で実施した。

(イ)各校における維持管理活動において、組織を取りまとめ通算で4年以上の芝生の維持管理に携わる人を「親方」として、また、専門的技術を習得し、その経験等を普及啓発し、通算で4年以上の芝生の維持管理に携わる人を「匠」として、平成 27 年度末現在 55 名を認証した。(親方 33 名、匠 22 名)

(2) 都立学校芝生化の推進

平成 27 年度末現在 108 校で芝生化を実施

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 公立小・中学校の芝生化に係る維持管理

安定的・継続的な維持管理を行っていく上で、維持管理組織の人材確保や専門的知識の習得が必要である。そこで、学校と地域が連携した芝生の維持管理体制づくりの促進を図るため、芝生を用いた地域連携事業の事例などを周知し、芝生の専門家を定期的に芝生化校へ派遣するなど、校庭芝生化に取り組む公立小・中学校を一層支援していく。

(2) 都立学校の芝生化の推進

都立高校では、芝生化工事中及び養生期間中の代替運動施設確保が困難であるとともに、芝生化後の維持管理の負担が大きい。そこで、都立学校の改築やグラウンド改修に合わせて芝生化工事を実施するなど、実施時期の工夫を図るとともに、芝生化後の維持管理委託を引き続き実施し、学校を支援していく。

4 校門等への防犯カメラの整備の推進（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

児童・生徒の安全を確保することを目的として、区市町村が実施する防犯設備整備について財政支援を実施した。

<成果>

11 区市町、153 園・校で新規設置又は更新を行った。

幼稚園	2 区	11 園
小学校（特別支援学校を含む。）	8 区市町	66 校
中学校	6 区市	76 校

<課題・今後の取組の方向性>

区市町村に対し事業の活用を促すために、事業に取り組みやすいスケジュール等を検討する必要がある。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担当	総務部・都立学校教育部・地域教育支援部・指導部
----	-------------------------

主要施策 25	ICT環境の整備
<p>1 公立小・中学校については、新たにLAN環境整備等に係る支援を行うことによりICT環境整備を促進し、児童・生徒の学習への意欲や関心、情報活用能力の向上につなげる。</p> <p>2 都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校において、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるICT環境の充実を図る。 都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なるICT環境の充実を図る。</p> <p>3 小・中学校においてICTを活用した授業を推進し、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するため、小・中学校教員を対象としたICT活用研修を実施する。</p>	

【平成27年度予算額：3,028,814千円 決算額：2,925,038千円 従事職員数5.5人（指導主事2人）】

1 公立学校におけるICT環境の整備（総務部・地域教育支援部・指導部）

(1) 公立小・中学校ICT教育環境整備支援事業

ア 出前ICT環境整備事業・ICTアドバイザー事業

<施策の取組状況>

平成27年9月から平成28年7月まで6地区18校を第一期モデル校として指定し、タブレット端末や電子黒板等の機器を貸し出すとともに、同指定校におけるICT教育機器の活用を支援するための専門家を年間50日程度派遣している。

<成果>

平成27年度モデル事業実施校において、ICT機器を活用した様々な授業の取組がされるとともに、指定地区以外の自治体を含め、ICT機器整備、活用等について検討の動きが出ている。

<課題・今後の取組の方向性>

都教委として、モデル校での活用状況を検証し、指定校以外の学校への活用ノウハウや効果について普及を図っていくことが必要である。

イ 公立学校施設校内LAN整備工事支援事業

<施策の取組状況>

公立小・中学校施設における校内LANの整備を実施する区市町村に対し、平成27年度から整備費の一部の補助を行っている。

<成果>

L A N整備校数：平成 27 年度 小学校 76 校、中学校 53 校 計 129 校

<課題・今後の取組の方向性>

国の第 2 期教育振興基本計画において、平成 29 年度末までに普通教室における校内 L A N整備率を 100%にすることが目標とされている。都内公立小・中学校においては、整備率 74.9% (H27.3.1 現在)であるため、整備が進んでいない区市町村に対し、計画的に整備するよう働き掛が必要である。

(2) 都立学校における I C T環境の充実

<施策の取組状況>

都立高校における I C T環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等の I C T機器に加え、約 3 分の 1 の学校に対し、学級単位で 1 人 1 台利用できる生徒用のタブレット端末を配備した。

タブレット端末	27 年度
高等学校 (1 校 43 台)	2,752 台 (64 校)

都立特別支援学校における I C T環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等の I C T機器に加え、全校に対し、児童・生徒が学年又は学級単位で 1 人 1 台利用するためのタブレット端末を配備した。

タブレット端末	26 年度	27 年度
特別支援学校全校に順次配備	709 台	757 台

<成果>

都立高校においては平成 27 年度配備校に、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備した。

都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするための環境の整備が、平成 26 年度に比べ拡大した。

<課題・今後の取組の方向性>

都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校においては平成 29 年度、都立特別支援学校においては平成 28 年度を目途に、計画的にタブレット端末の配備を進めていく必要がある。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	家庭	取組の方向	9 家庭の教育力向上を図る
---	----	-------	---------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 26	学校と家庭の連携推進
<p>1 学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築する。</p>	

【平成27年度予算額：89,110千円 決算額：55,168千円 従事職員数5人（指導主事5人）】

1 学校と家庭の連携推進事業（指導部）

<施策の取組状況>

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に地域全体で対応する体制を構築するとともに、地域や学校の実態に即した効果的な取組を実現するため、小・中学校を対象に、家庭と子供の支援員及び同支援員に助言を行うスーパーバイザーを配置した。

本事業は、東京都教育委員会から指定を受けた区市町村立小・中学校及びその学校を所管する教育委員会が主体となって実施するものである。

(1) 事業の内容

ア 学校と家庭の連携推進会議の設置

イ 家庭と子供の支援員の配置（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）

配置校の校長及び配置校を所管する教育委員会の指揮・監督の下に、以下の職務を行う。

(ア) 登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言

(イ) 登校後の児童・生徒に対する個別指導及びその保護者への相談・助言

(ウ) 児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭（子育て等）に関する不安を抱える保護者に対する相談等

ウ スーパーバイザーの設置（弁護士・医師・臨床心理士など）

配置校の校長及び配置校を所管する教育委員会の指揮・監督の下に、以下の職務を行う。

(ア) 児童・生徒の問題行動等の改善や未然防止に向けた取組に係る支援員への助言・支援

(イ) 児童・生徒の問題行動等の改善や未然防止に向けた直接的な指導 など

(2) 事業経費運用方法

ア 学校指定初年度（委託事業）

国 1/3、都（委託料） 2/3

イ 学校指定2年目以降（補助事業）

国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、 区市町村 1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

(3) 実施地区、配置校数、配置人数

ア 実施地区

29 区市町村 (14 区 14 市 1 町)

イ 実施校

294 校 (小学校 173 校、中学校 121 校)

ウ 家庭と子供の支援員数

782 人

エ スーパーバイザー数

177 人

(4) 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 18,270 日

(5) 事業等

ア 第4回生活指導担当指導主事連絡会 11月20日

区市町村教育委員会担当指導主事と家庭と子供の支援員による協議を実施した。

家庭と子供の支援員の参加者数：20人

イ 第5回生活指導担当指導主事連絡会 2月14日

東京都公立学校スクールカウンセラー、区市町村配置スクールソーシャルワーカー、家庭と子供の支援員スーパーバイザー、区市町村教育委員会統括指導主事各一人の合計4人によるパネルディスカッションを実施した。区市町村教育委員会担当指導主事が、フロアーとして参加した。

テーマ：児童・生徒への効果的な支援を実現するための外部人材同士の連携の在り方

<成果>

家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

	平成26年度	平成27年度
①支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	310人	377人
②うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	168人	185人
③改善率(②/①×100)	54.2%	49.1%

<課題・今後の取組の方向性>

(1) 学校と家庭の支援員は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようにし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

(2) 学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭と子供の支援員等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、学校が、多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	家庭	取組の方向	9 家庭の教育力向上を図る
---	----	-------	---------------

担当	地域教育支援部
----	---------

主要施策 2 7	地域における家庭教育支援活動の促進
1 地域における家庭教育支援に関わる取組を促進するため、地域の支援人材の育成や地域の人材を生かした支援活動の充実、家庭教育に関する学習機会の提供等、区市町村における家庭教育支援の取組を支援する。	

【平成 27 年度予算額：29,498 千円 決算額：22,959 千円 従事職員数 2 人（指導主事 1 人）】

1 地域における家庭教育支援の取組支援（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

保護者が地域のつながりの中で乳幼児期からの家庭教育を行えるよう、区市町村が地域の実情に応じて行う家庭教育支援の取組を支援する（「東京都家庭教育支援基盤形成事業」）。国庫補助金活用

○主な取組内容及び実績等

- (1) NPO 等関係団体や民生児童委員等の地域住民が家庭教育支援に取り組む組織（支援チーム）づくりとチームによる活動
- (2) 地域における支援の担い手の人材養成
- (3) 保護者への学習機会の提供（学習講座等） 等

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施区市数		9区市	10区市	10区市	11区市	13区市
取組内容	支援チーム	1地区	1地区	1地区	2地区	2地区
	人材養成	3地区	3地区	4地区	5地区	6地区
	学習機会提供	7地区 192講座	7地区 170講座	8地区 369講座	9地区 439講座	11地区 506講座

<成果>

実施地区（区市）数の増加 2 区市

- ・ 支援の人材養成 1 区市
- ・ 学習機会の提供 2 区市 67 講座

<課題・今後の取組の方向性>

支援チームの取組の実施地区拡大を図るため、教育委員会や学校、幼稚園・保育園、子育て支援・母子保健等の関係者や、地域の担い手になり得る人材に対して、取組の事例紹介や情報提供等を行い、一層の理解促進を図る。

2 広域的な家庭教育の啓発（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

人間形成の基礎となる乳幼児期からの子供の健やかな成長発達を支援するため、科学的な知見を活かし、全ての保護者に乳幼児期からの子供の教育の重要性を伝える（「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」）。

○主な内容及び実績等

- (1) 保護者向け資料の作成・配布 12万部

0歳児保護者に、健診や乳児家庭全戸訪問等の機会を活用して配布

- (2) 生活リズム教材の作成配布 12万5千部

小学校新入学児とその保護者に、入学説明会、保護者会等の機会を活用して配布

- (3) 広域的な情報提供

保護者及び支援者向けオリジナルウェブサイト開設、通年運営。携帯サイト付設。生活習慣の確立をはじめとした家庭教育に関する情報を提供。年間ページビュー 191,158件（パソコン・携帯サイト合計）

<成果>

教材・資料は、全公立学校や全区市町村における配布のほか、私立学校や保育園、幼稚園、医療機関、地域の保護者学習会、学校保健委員会等で活用された。

ウェブサイトを通じて、家庭教育支援に資する活用の定着が図られた。

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 啓発資料の効果について、成果等の把握が必要であることから、引き続き、生活習慣の確立をはじめとした乳幼児期からの子供の教育支援の取組を進めるとともに、啓発資料や教材を活用する施設・事業所等にアンケート調査を行い必要性等の把握に努める。
- (2) 医学や脳科学の研究成果等、科学的な知見に基づいて啓発資料・教材を活用した取組を進めるためには、支援者の資質向上が必要であることから研修等により支援者の資質向上を図る。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	地域・社会	取組の方向	10 地域・社会の教育力向上を図る
---	-------	-------	-------------------

担当	地域教育支援部・人事部
----	-------------

主要施策 28	地域等の外部人材を活用した教育の推進
<p>1 学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。</p> <p>2 学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。</p>	

【平成 27 年度予算額：162,331 千円 決算額：132,319 千円 従事職員数 6 人】

1 学校支援ボランティア推進協議会の設置促進（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

区市町村が主体となって、国庫補助事業「学校支援地域本部事業」を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制（学校支援ボランティア推進協議会）づくりを推進し、地域住民等がボランティアとして学校の教育活動を支援する事業を実施した。

※平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間は、新規事業の導入をより一層促進するため、国庫委託事業として実施した。

・実施地区数及び学校数の推移

年度	23	24	25	26	27
地区数 (区市町)	22	21	23	23	23 (24)※
学校数 (小・中)	673 校	717 校	788 校	886 校	833 校 (929) ※

※27 年度から八王子市が中核市として国から直接補助を受けて実施している（1 市 96 校）

「()」内は、八王子市分を合算した数値を示す。

・主な取組内容

学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

・推進委員会の開催 1 回

教育庁関係課長等で構成する委員会を設置し、事業方針や現状について共有するとともに、今後の事業推進に向けた方策について協議を行った。

・その他

「学校支援ボランティア推進協議会事業」報告書の印刷配布：300 部

コーディネーター基礎研修の実施（2 回）

コーディネーター（初心者）を主な対象に基礎的な研修を実施した。

<成果>

学校支援ボランティア推進協議会事業実施校数による測定結果

実施校数割合（区市町村立全学校数に占める実施校数の割合）〔八王子市を含む。〕

平成 26 年度（46%） → 平成 27 年度（49%）

<課題・今後の取組の方向性>

学校と支援活動の調整やボランティアの確保等を行うコーディネーターの養成と資質向上が必要であるので、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるための研修や情報提供等の充実に努める。

また、本事業未実施地区等における学校支援の取組の具体的な状況把握も必要である。

そして、中教審答申の提言にある、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動」に関する取組の検討を進める。

2 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

企業・大学・NPO等の社会資源が有する専門的教育力を、学校教育をはじめとした地域における教育活動に効果的に導入し活性化する。そのために、会員団体として企業・大学・NPO等とのネットワークを拡充し、課題別のプロジェクトを通じた多様な教育支援プログラムの活用を促す。

年度	23	24	25	26	27
会員団体数	337	378	416	432	477

・主な取組内容

コーディネーター研修の企画

「教育支援コーディネーター・フォーラム」の企画及び実施

都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業における「教育プログラム」の提供

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」サイト運営

<成果>

会員団体数伸び率 前年度比 110.4%

企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業では、53 の外部団体が支援を行っているが、そのうち 51 団体は本協議会の会員団体である。

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 区市町村教育委員会、学校との連携・協力を図り、「地域教育」を活性化させる取組を支援する必要がある。
- (2) 地域資源の効果的な連携・導入を促すため、地域教育支援人材の養成
- (3) 第 9 期東京都生涯学習審議会建議を踏まえ、企業・大学・NPO等とのネットワークを拡充するとともに、区市町村立小中学校及び都立学校において、より多様で効果的な連携・協力や、教育支援プログラムの活用を促す仕組みの充実に努める。

3 教育庁人材バンク事業（人事部）

<施策の取組状況>

東京都公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に外部人材の情報を効率的に提供する仕組みとして、平成 22 年度から教育庁人材バンクを設置し、学校現場での複雑化・多様化するニーズに対応するため、様々な分野の優れた外部人材に登録してもらい、学校に人材情報を提供することにより、外部人材の活用を推進している。

事業を利用する学校が、より分かりやすく活用できる環境を整備し、効果的に紹介を行っていくため、従来、直営で実施していた人材登録・紹介業務等を平成 27 年度から委託化し、退職教職員と大学生等の人材で分かれていた窓口の一元化を図った。

(1) 人材情報の提供

学校からの依頼に応じて、人材情報の提供を行った。

・分野別紹介状況（延べ人数、単位：人）

年 度	22	23	24	25	26	27
教科指導	189	2,275	2,389	2,399	2,698	2,995
日本語指導	17	81	74	66	79	105
部活動指導	85	243	196	181	158	166
特別支援対応	346	537	569	537	306	305
その他	34	268	308	349	332	361
合 計	671	3,404	3,536	3,532	3,573	3,932

(2) 人材の安定的な供給

ア 退職教職員及びスポーツ指導員については、安定的な人材情報提供を行うため、関係団体との連携を図った。

イ 都内の大学に対して登録者募集のための広報活動を実施するとともに、教員採用候補者選考説明会等において、人材バンク事業の案内を行うことにより、大学生、特に教員志望者の登録促進に努めた。

ウ 様々な分野の人材を確保するため、「広報東京都」に登録者募集案内を掲載し、広く一般に登録を呼び掛けた。

《広報用印刷物》 リーフレット 17,000 部、募集カード 30,000 部

(3) 登録者の育成

人材バンク登録者を対象とした講座の実施（2 回開催）

学校において、登録者がボランティア活動をより円滑に行うことができるよう、児童・生徒との接し方等を内容とする講座を 2 回開催した。

この他、登録者の中で教職志望の大学生を対象に、学校教育の問題点や求められる教員像を見据えたボランティア活動の意義等を意見交換する参加型講座を実施した。

(4) 事業の普及広報活動

活用事例などを紹介するため、「人材バンクニュース」を発行（年1回）して、都教育委員会ホームページに掲載するとともに、チラシを作成して周知を図った。

《広報用印刷物》 チラシ 12,000部

<成果>

人材バンク事業自体は、これまでの普及活動により、学校に広く知られるようになってきている。また、活動者の紹介件数も一定の水準で推移しており、学校の教育活動をボランティアとして支援する制度として、教育の質の向上に貢献している。活動を行っている登録者は、退職教職員が多く、教員として培った知識・能力を活用する場となっているほか、大学生、特に教職志望者にとっては、学校現場を体験する機会となり、登録者にとっても意義のある事業となっている。

<課題・今後の取組の方向性>

(1) モデル事業として開始してから6年が経過して、学校においても人材バンク事業は浸透してきているが、副校長が異動することによって、具体的な手続方法等が継承されず利用されなくなってしまう場合がある。学校の副校長に対しては、常に本事業を活用できるように普及を図っていく必要がある。

また、地域や学校で特色ある教育活動を行っていく上で、多種多様な人材を登録者として確保する必要があるが、学校で求めている人材を登録者として確保できていない場合があり、様々な分野から人材の掘り起こしを行うことが必要である。

(2) 安定的に人材情報を提供していくために、常に登録者を確保しているところではあるが、学校が求める条件に応じて情報提供を行っているため、地域や曜日などの条件に合わずに紹介できない登録者が多くいる。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	地域・社会	取組の方向	10 地域・社会の教育力向上を図る
---	-------	-------	-------------------

担当	地域教育支援部
----	---------

主要施策 29	地域における多様な教育活動の充実
<p>1 子供たちの安心・安全な居場所であり、学習や体験・交流活動を行う場である「放課後子供教室」を推進するため、コーディネーター等の研修の実施や好事例の情報収集・提供を充実させ、区市町村を支援する。</p> <p>2 社会人としての自立に役立つ体験型の教育支援プログラムを、出張授業等により提供している企業・NPO等を一堂に集め、その内容を紹介する講座を、教員、コーディネーター、区市町村担当者等を対象に開催する。区市町村立学校等において、教育支援プログラムが活用されるよう、児童・生徒が活動する実際の場面を参観者に公開するとともに、教育支援プログラムに関連する情報等を提供していく。</p>	

【平成 27 年度予算額：1,689,718 千円 決算額：1,523,350 千円 従事職員数 1 人】

1 放課後子供教室推進事業（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

(1) 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した（国庫補助事業）。

【実績等】 実施地区数及び教室数の推移

年度	23	24	25	26	27
地区数（区市町村数）	51	52	52	52	55
教室数	1,009	1,049	1,101	1,138	1,158
小学校区数	989	1,038	1,062	1,089	1,112

(2) 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わるコーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。 【実績等】 年 5 回 受講者数延 555 人

(3) 情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「とうきょうの地域教育」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

<成果>

実施地区数及び教室数の増加（平成 26 年度比 3 区市村 20 教室増）

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 居場所づくりから、学習・文化・スポーツ等の活動プログラムの充実を図っていく必要がある。
- (2) 活動プログラムの充実を図るために、多様なプログラムの展開が必要である。
- (3) 発達障害など障害のある子供の利用を促進するための受け入れ態勢の整備が必要である。
- (4) 活動内容の充実を図るため、様々な活動事例の紹介や企業等の教育プログラムを活用した取組等の情報提供を行うとともに、活動プログラムが継続的に実施されるよう、区市町村への支援方を検討していく。

また、全ての子供が放課後子供教室に参加できるよう、コーディネーター等の事業関係者に対し、障害のある子供を含めた子供への関わり方等をテーマとした研修機会の充実を図っていく。

2 企業等による体験型講座の実施（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

平成 26 年度新規事業に引き続き、学校関係者や教育支援コーディネーター等が学校へ外部資源を導入する際の参考として、企業・NPO等の教育支援プログラムを一堂に会し、「出前授業」の見学や相談等の機会を提供した。

年度	26	27
会場	都教職員研修センター 研修室等	都教職員研修センター 研修室等
開催日	平成 26 年 8 月 9 日(土)	平成 27 年 8 月 8 日(土)
教員等参加者数	208	250
内訳) 教員	120	112
児童生徒参加者数	480	393
講座数	20	19

<成果>

【アンケート集計】より

企業等の出張授業を活用したことがない（41%）、他校における教育支援プログラムとの連携の事例に触れる機会がない（68%）と回答した教員等が、

- ①今後必要に応じて、企業等の「出張授業」を活用してみたいと思った。（91%）
- ②今回の形式の研修があればまた参加したい。（94%）

本事業への参加を通じて教員等が、企業等の「出張授業」活用についての関心が高まったことが伺える。

<課題・今後の取組の方向性>

- (1) 体験型講座で実施する教育支援プログラム活用事例紹介

平成 26 年度及び平成 27 年度の実施状況及び成果を踏まえ、多様な分野の教育支援プログラムの紹介に加え、学校における活用事例等、導入方法に関する情報の提供についても充実させる。

(2) 体験型講座で実施した教育支援プログラムの学校等での活用

「体験型講座」の参観による動機付けにとどまらず、学校等での多様な活用を目指した取組や仕組みづくりを進めていく。

(3) 教員等の学校関係者の一層の参加促進

今後の組織的で継続的な活用について推進するためにも、各教育委員会職員、学校管理職及び教員の参加を促す方策を検討する。

(4) 企業等からの講座実施への協力は、本事業の趣旨（「区市町村立学校等への活用の広がり」）への賛同により得られている。学校関係者等への企業等の「出張授業」活用の動機付けに加え、区市町村への継続的な支援に結び付く事業の在り方について検討を行う。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	オリパラ	取組の方向	1 1 オリンピック・パラリンピック教育を推進する
---	------	-------	---------------------------

担当	総務部・指導部
----	---------

主要施策 3 0	オリンピック・パラリンピック教育の推進
<p>1 オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、学識経験者、オリンピック・パラリンピアン等で構成する「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」を開催し、教育の基本理念や具体的施策を専門的な見地から検討審議する。</p> <p>2 オリンピック・パラリンピック教育推進校を 300 校から 600 校へ拡充するとともに、都独自の学習教材の作成、オリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣等により、幼児、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することにより国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。</p> <p>3 東京パラリンピックの開催に向けて障害者スポーツの普及啓発を図るため、都立特別支援学校において、スポーツ教育推進校 10 校を指定し、障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実や外部指導者を活用した部活動の振興を図る。</p> <p>また、障害者スポーツを通じた小・中学校や都立高校の児童・生徒及び地域住民との交流を活性化させ、障害のある人への理解促進を図る。</p>	

【平成 27 年度予算額：652,323 千円 決算額：549,325 千円 従事職員数 7 人（指導主事 3 人）】

1 オリンピック・パラリンピック教育推進に向けた有識者会議の開催（総務部）

<施策の取組状況>

「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」を 6 回開催し、オリンピック・パラリンピック教育の基本コンセプトや方針、具体的に取り組む教育プログラムの検討を行った。

<成果>

平成 27 年 8 月に中間まとめ、同年 12 月に最終提言を公表した。また、最終提言を受けて、平成 28 年 1 月に今後東京都教育委員会として取り組む「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針を策定した。

<課題・今後の取組の方向性>

平成 27 年度限りで事業終了

2 オリンピック・パラリンピック教育推進校の拡充及びオリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣（指導部）

＜施策の取組状況＞

(1) オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定

東京 2020 大会に向け、多彩なオリンピック・パラリンピック教育を展開していくため、都内公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の中から 600 校、オリンピック・パラリンピック教育推進校として指定し、教育実践の研究開発を行った。

・指定校数

年度	26	27
実績	300	600

(2) オリンピアン・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣

幼児・児童・生徒がアスリート等との直接交流を通じてスポーツのすばらしさを実感し、夢や希望を持ち続けることができるよう、オリンピックやパラリンピアン等を学校に派遣した。

・派遣校数

年度	21	22	23	24	25	26	27
実績	16	24	24	24	62	70	112

＜成果＞

- ・多様なオリンピック・パラリンピック教育の実践事例
- ・具体的な授業方法
- ・オリンピック・パラリンピック教育の普及・啓発
- ・幼児・児童・生徒のスポーツへの親しみ、取組意欲の向上

＜課題・今後の取組の方向性＞

東京 2020 大会に向け、都内全ての幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際的なスポーツ大会等が国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することを通して国際理解を深めていくよう、オリンピック・パラリンピック教育を都内の全ての学校において実施していく必要がある。

3 都立特別支援学校における障害者スポーツの振興（指導部）

＜施策の取組状況＞

推進校 10 校を指定し、障害者スポーツの普及のために障害者スポーツに必要な用具等の物品の充実を行った。

小学校、中学校、高等学校との障害者スポーツを通じた交流活動の充実を行った。

全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成のために、推進校 4 校に、各 2 回合計 8 回、パラリンピアン等を招へいし、直接競技の技術指導等を実施するとともに、対外試合への移動費の支援を行った。

体育の授業や体育的活動において、障害者スポーツの活用に寄与する、学校向け映像資料（DVD）「広

げよう！障害者スポーツ」を 2,600 枚作成し、全公立学校、区市町村教育委員会に配布した。

<成果>

スポーツ教育推進校において、新たな障害者スポーツに取り組むとともに、各校ではルールや道具の工夫をすることで、児童・生徒の実態に応じた体育的活動の充実を図ることができた。

パラリンピアンの実演等を見ることにより、児童・生徒のスポーツに対する関心が高まり、運動に対し積極的に取り組む姿勢が見られるようになり、部活動等が活性化した。

<課題・今後の取組の方向性>

スポーツ教育推進校を 20 校に増やし、DVD「広げよう！障害者スポーツ」も活用して、児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむために体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れ活動の更なる充実を図る。

各学校の児童・生徒の実態に応じて、更にルールの変更や用具の工夫などを進め、様々な種目を取り組みやすいようにして体育的活動の一層の活性化を図る。

児童・生徒と、小・中学校、高等学校等の児童・生徒、地域住民等とが障害者スポーツ等を通じた交流を推進する。

第7 点検・評価に関する有識者からの意見

樋口修資（明星大学教育学部教授）

東京都教育委員会においては、「東京都教育ビジョン(第3次)」に基づき実施された平成27年度主要事務事業について、総合的・体系的に取り組むべき教育の主要施策とその方向性を踏まえ、その実現に向けて着実に取り組み、所要の成果を挙げていることは高く評価できる。その上で、以下に意見を述べたい。

1 施策評価の手法と点検評価の対象について

一昨年度来より、本有識者会合において、主要施策の評価に当たって、取組実績の記述に終始することなく、それら施策の目標の達成度合いをできる限り定量的なデータ等を用いて分析し、施策の効果等を検証する、いわゆる「アウトカム評価」への転換を促してきたが、27年度主要施策における点検評価では、「アウトカム評価」への改善の取組がみられることは評価できる。ただし、未だに実績の記載にとどまったり、定量的評価への取組がなされていない主要事業も散見されるので、今後、できるかぎり数値目標に基づく定量的評価への取組の努力を期待したい。

また、昨年度も指摘したように、地教行法第25条第2項に基づき、教育委員会が自ら直接管理執行すべき教育事務の執行状況や取組の状況についてもその主なものを取りまとめた上で、点検評価の対象に加えるべきと考えるが、この点について改善状況がみられないことは課題である。

2 主要施策について

学力調査の実施について、習得目標値未達の児童生徒の割合は少ないものの、到達目標値達成の児童生徒の割合が低い点は学力向上施策を推進する上で課題と考えられ、改善に向けた取組が行われるべきである。また、体力調査において、特に中学生の体力合計点の平均値が、47都道府県の中で最低水準にあることは、大きな問題であり、2020年のオリンピック開催に向けて、児童生徒の体力向上が図られるべきである。

体罰根絶に向けた取組は相応の成果を挙げており、高く評価できるが、今後とも、部活動における体罰の根絶に向けて顧問教諭への研修の充実だけでなく、外部の部活動指導者への指導の徹底を図ることを要望する。

いじめ問題については、学校におけるいじめの事実確認とそのための組織的対応が十分とはいえない状況にあり、いじめ防止対策推進法に基づく学校の体制整備と取組に課題があると思われる、法に基づくいじめ問題への組織的な対応を早急に整備する必要がある。

OECDのTALIS調査においても我が国の教員の勤務時間が最長であるなど、教員の多忙化がつとに問題とされる状況において、教員が児童生徒の教育指導に専念できる勤務環境の改善と教員のワークライフバランスの実現は、学校教育の質向上にとって不可欠の課題である。しかしながら、東京都教育委員会の掲げる教育の主要施策においては、学校の業務改善への取組が必ずしも十分なものではない。今後、中教審答申にいう『チーム学校』の実現ともかわり、教員が児童生徒の教育指導に専念できる職場環境を整備するため、学校における業務改善などの取組を一層推進することを求めたい。

本点検・評価に関わって3年目になるが、初年度から申し上げてきたところである、政策のプロセスや成果を出来る限り数量的に把握するという点については、多くの施策で取り入れていただけるようになった。ただ、それでも数量的という意味の理解が充分でないものもある。たとえば、パンフレットを何部作成したというのは、施策の効果を直接反映したものではない。我々が知りたいのは、そのパンフレットを配布した結果、何がどの程度変わったかということである。

もう少し踏み込んで言うならば、目標（例えば、児童・生徒の学習意欲向上）と施策（学習意欲向上の為の諸施策）がセットになっているわけだから、目標の達成度と施策の実行内容の両方が測定されているのが望ましい。後者の施策の実行内容だけが報告されているケースが見られる。実際には測定されているのかも知れないが、報告書からは判断できないのであれば、施策を公正に評価することもできなくなってしまふ。そもそも、ある施策を実行する段階で、上記のセットの測定尺度を設定しておくのが良いのではないだろうか？

また、長期的なビジョンに基づいた施策であるはずなのだが、実行される施策は単年度になっているため、ビジョンを実現するための施策群の全体像が見通せないことも問題だと思われる。まず、ある年になぜその施策が取り上げられたのかが不明であるし、他にどのような施策が過去実行されたのか、また将来実行される予定なのかによって、当該施策の意味合いが変わってくる。ビジョンを実現するための数年度にわたる施策計画のような資料があると、評価ができると思う。

施策の内容については、ICT関係で、児童・生徒の学習データの活用についての施策が不十分な印象を受けた。少なくとも本年度取り上げられていたのは、ICTを授業で使うことであった。もちろん、こうした施策は今後より重要になっていくだろうし、現状の学校での活用は十分とは言えないのも事実である。一方で、児童・生徒の学習データを全都的に活用することも技術的に可能になっているだろうし、必要にもなるのではないだろうか。日常的な学習記録の採取および利用は、個々の教員の範疇にとどまっていると思われる。また、学習データや学力データの分析についても、民間企業に委ねている部分が多いのではないか。今後の学校には、授業力はもちろんだが、データというエビデンスに基づいた授業づくりが必要になってくるように思われる。例えば、学力スタンダードについても、各学校がなんとなく決めるのではなく、データに基づいて設定することができるのではないだろうか。

最後に、多くの施策で、東京都の教育にかける努力は十分に理解できた。私が申し述べて来たのは、そうした努力がきちんと報われるような、あるいは評価できるような仕組みをつくって欲しいということである。

平成27年度、東京都教育委員会主要施策の取組みを点検評価しご報告いたします。

（1） 主要施策は広範囲を網羅し、取組みに前年度より進展がみられる

児童・生徒一人一人の基礎学力の向上と理数など特殊能力の伸長を目指したきめ細かな諸施策、日本人としてのアイデンティティを持ち国際社会で活躍できる人材の育成、人権や道徳を尊び社会性と健全な心を育む指導、知的・身体的障害のある子供への均等な機会提供、および不登校・中途退学者の再起など数々の重要な教育課題に対し、教育界のみならず外部人材や地域を巻き込んだ施策の実行に進展が見られ、またPDCAサイクルに載せて各施策の改善を継続する取組が拡充してきたことを高く評価します。

そのうえで、これから高等教育に進み社会人となる児童・生徒には、初等・中等教育時から“勉強する意味を理解し、能動的に自ら学ぶ（＝自主性に気付く）”ことが最も重要であり、「質」を深め「気付き」を促す方策を今後の課題として指摘させていただきます。

（2） 施策の質の向上を図り、児童生徒の気付きを促す

- ① アクティブ・ラーニング（AL）を初等教育初期から導入する。ALは、教科の理解を深めると共に個々の自主性を促す効果があり、勉強好きにさせる有効手段である。
- ② 幼児期から教科に馴染ませる。理数や外国語など特定科目に優れる児童生徒の能力をさらに伸長させることは必要であるが、幼児期から感覚に馴染ませることが最も効果的であり、地域教育の一つとして取り上げることを期待する。
- ③ 世界で活躍するのはリーダーよりもリーダーシップ力。とかくグローバルリーダー育成は語学力や挑戦意欲等に偏り、マインド形成に欠ける。社会が求める人材は倫理観を含め人間性に優れ、一人でもリーダーシップ力を発揮できる人物である。
- ④ キャリア教育は、小学校初期から教科の一部として導入を。現在は主として高等学校を中心として外部講師の講話を聴く催しの色彩が濃い。キャリア教育の本来の目的は教科の理解を深めるため。小中学校の各教科の中で、実社会で実践している講師の話聞くことにより活字を理解に導く意義を再考願いたい。
- ⑤ 地域教育で学力遅れの児童生徒の復活を。校内寺小屋は、遅れてもやり直せることを生徒に実践する非常に価値ある取組である。この講師は、教員を志望する大学生や地域ボランティアが勤め、対象を小学生からに拡大して推進願いたい。

（3） 今後の取組は、求める資質と実行部隊を対比させて社会全体での教育に

現在、東京都教育ビジョンは七つの柱に区分して取り組まれているが、育成すべき資質である「知」・「徳」・「体」と、育成する場である「学校」・「家庭」・「地域・社会」は、並列ではなくマトリックスで構成すべきと考える。生涯教育で追求する自立・協働・創造は、幼児期から如何にして子供が能動的に自立するかを気付かせることに掛かっている。家庭でできない事は地域で行う、学校が教えることを地域が目で見せて理解させるなど、育成すべき資質の主体と支援する社会が一体となつて施策を実行する仕組みが肝要である。

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱
20教総政第135号
平成20年6月12日
教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

平成 28 年度 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（平成 27 年度分）報告書

東京都教育委員会印刷物登録
平成 28 年度 第 77 号
(東京都教育委員会刊行物)

平成 28 年 9 月発行

編集・発行	東京都教育庁総務部教育政策課
〒163-8001	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話	(03) 5320-6708
印 刷	(株) アライ印刷

東京都教育委員会ホームページアドレス <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>

